

昭和五十四年三月

史料館所蔵史料目録

第三十集

史料館

史料館所藏史料目錄

第三十集

凡 例

- 一 本目録は『史料館所蔵史料目録』第三十集として、近江国蒲生郡八幡町山形屋西川家文書目録（マイクロ・フィルム収録分を含む）、三井高維蒐集史料目録の二篇を収めた。
- 一 史料は利用上の便宜を考慮して、その内容・体裁に応じて、大・中・小の項目をたてて分類配列した。大項目は一〇ポイント・ゴチック活字、中項目は九ポイント・ゴチック活字、小項目は九ポイント活字で示した。なお、山形屋西川家文書目録・同マイクロ・フィルム収録目録・三井高維蒐集史料の個別の分類基準については、巻末の解題を参照されたい。
- 一 史料目録の記載欄は、ほぼ(一)表題 (二)作成者 (三)宛書 (四)作成年月日 (五)形態 (六)数量 (七)整理番号である。
但し、西川家文書のマイクロ・フィルム収録目録については、(一)フィルム史料番号 (二)表題 (三)作成者 (四)宛書 (五)作成年月日 (六)数量 (七)数量の下の()内はフィルム・コマ数 (八)写真焼付の製本番号である。閲覧の際は、製本番号を利用されたい。
- 一 表題は原則として原表題を採った。原表題のないもの、および原表題を改変したものは仮に命名して()を付し、前者と区別してある。また原表題について内容摘記を付したものが、これは「」内に八ポイント活字をもって併記した。
- 一 作成年次は年月日・干支を採ったが、当該年次全般に亘るものは月日を省略した場合がある。また帳簿など表紙記載年次から記帳年次が二年以上に亘る場合は、起筆から終筆の年次を示し、推定年次の場合は()を付した。
- 一 史料の形態は、簿冊類は半(半紙判)、美(美濃判)、美大(美濃大判)、半半(半紙半截判)、美半(美濃半截判)、横長半(半紙横長判)、横長美(美濃横長判)、横長美大(美濃大横長判)、横半半(半紙半截横長判)、横美半(美濃半截横長判)などによって原書の大きさの大概を示すに止めた。ただし、上記の形態から著しく規格の異なるものや絵図類は縦横の寸法をセンチメートル単位で示した。また一紙書付類は概して通を以って数量を示し、紙形の大小・継紙の有無・寸法は省略した。
- 一 数量の上部に示した仮は仮綴本、合は合綴本を示す。
- 一 巻末に簡単な解題を付した。

目次

口 絵

凡 例

近江国山形屋西川家文書目録

目次

目録

三井高維菟集史料目録

目次

目録

近江国八幡町山形屋西川家文書目録解題

三井高維菟集史料目録解題

頁

一

三

五

五

三

三

八

二

近江国
八幡町
山形屋西川家
文書目録

近江国
八幡町

山形屋西川家文書目録 目次

頁

本店 五

本店帳簿 五

貸借帳、万差引之帳、大仕入写

同族店 七

松店、嶋屋店、新宅

別宅勘定 七

取引店 八

両替屋

頼母子講 八

積立金 八

三勘定目録

支店 三

④店 三

勘定目録帳、掛拔帳、売仕分帳、増減帳、懸人別帳、砂糖勘定、別金積立勘定、普請入用、願・上申書

⑤店 三

勘定目録帳、金銭出納・当座貸借、売仕分帳、増減帳(付、古懸書抜)、懸・現金人別仕分、別金積立勘定、為替

⑥南店・堀留支店 三

勘定目録帳、売仕分帳

京店 三

勘定目録帳、売仕分帳、地代差引帳、普請入用、本家立替物

大阪店 三

売仕分帳、増減帳、別金積立勘定

その他 三

店政 三

店制 三

店制 三

マイクロ・フィルム収録分

本店 三

本店帳簿 三

大福帳、納戸差引帳、貸借帳、万差引帳、地代差引帳、別家差引帳、三店勘定写

要用留 三

同族店 三

同族店 三

松店、釘貫店、嶋屋、新宅

取引店 三

両替店

仕入関係 三

畳表、越前表(布・総)、蚊帳、為替

貸付 三

在貸、その他

運輸 三

頼母子講……………	三	蚊帳屋仲間……………	四
御用関係……………	三	行事記録……………	四
地頭仕送金、尾州藩、公儀御用、新政府		仲間取極・定法書……………	四
積立金……………	四	その他……………	五
支店……………	四		
□店……………	四		
佐原店……………	四		
□店……………	四		
弓営業……………	四		
弓荷物支配、弓飛脚、京弓下地屋、江戸両店			
店政……………	四		
店制……………	四		
店規定、支配人、解雇、別家(宅)			
家政……………	四		
家屋敷……………	四		
沽券……………	四		
仏事……………	四		
法要、歳季繰出……………	四		
事業……………	四		
八幡製糸株式会社……………	四		

近江国 八幡町 山形屋西川家文書目録

(文書記号 28P)

本店

本店帳簿

貸借帳

万借シ借リ帳	山形屋理助 (元禄一―同二二年)	横美半	一冊	八三
万借シ借リ帳	山形屋理助 (元禄一七―宝永二年)	横美半	一冊	八四
万借シ借リ帳	山形屋理助 宝永六年ヨリ	横美半	一冊	八五
万借シ借リ帳	山形屋理助 正徳五年ヨリ	横美半	一冊	八六
借シ借リ帳	山形屋理助 享保二年ヨリ	横美半	一冊	八七
借シ借リ帳	山形屋理助 享保四年ヨリ	横美半	一冊	八八
借シ借リ帳	山形屋理助 享保一二年ヨリ	横美半	一冊	八九
借貸牒	山形屋理助 元文二年ヨリ	横美半	一冊	九〇
借貸牒	山形屋理助 寛保二年ヨリ	横美半	一冊	九一
借貸帳	山形屋理助 延享三年ヨリ	横美半	一冊	九二
借貸牒	山形屋理助 延享五年ヨリ	横美半	一冊	九三

貸借牒	山形屋理助 寛延三年ヨリ	横美半	一冊	九四
貸借牒	山形屋理助 寛延四年ヨリ	横美半	一冊	九五
貸借牒	山形屋理助 宝曆二年ヨリ	横美半	一冊	九六
借貸帳	山形屋理助 宝曆一二年ヨリ	横美半	一冊	九七
借貸帳	山形屋理助 安永五年ヨリ	横美半	一冊	九八
貸借帳	山形屋理助 安永一〇年ヨリ	横美大半	一冊	九九
貸借帳	山形屋理助 天明四年ヨリ	横美大半	一冊	一〇〇
貸借帳	山形屋理助 天明五年ヨリ	横美半	一冊	一〇一
貸借帳	山形屋理助 天明七年ヨリ	横美半	一冊	一〇二
貸借帳	山形屋理助 天明九年ヨリ	横美大半	一冊	一〇三
貸借帳	山形屋理助 寛政二年	横美半	一冊	一〇四
貸借帳	山形屋理助 寛政三年	横美半	一冊	一〇五
貸借帳	山形屋理助 寛政四年	横美半	一冊	一〇六
貸借帳	山形屋理助 寛政五年	横美半	一冊	一〇七
貸借帳	山形屋理助 寛政六年	横美半	一冊	一〇八
貸借帳	山形屋理助 寛政七年	横美半	一冊	一〇九
貸借帳	山形屋理助 寛政八年	横美半	一冊	一一〇
貸借帳	山形屋理助 寛政九年	横美半	一冊	一一一
貸借帳	山形屋理助 寛政一〇年	横美半	一冊	一一二

貸借帳	山形屋理助	寛政一一年	横美半	一册	八三	貸借帳	山かたや	文政六年	横美半	一册	八五
貸借帳	山形屋理助	寛政一二年	横美半	一册	八四	貸借帳	山形屋甚五郎	文政七年	横美半	一册	八六
貸借帳	山形屋理助	寛政一三年	横美半	一册	八五	貸借帳	山形屋甚五郎	文政八年	横美半	一册	八七
貸借帳	山形屋利助	享和二年	横美半	一册	八六	貸借帳	山形屋甚五郎	文政九年	横美半	一册	八八
貸借帳	山形屋理助	享和三年	横美半	一册	八七	貸借帳	山形屋甚五郎	文政一〇年	横美半	一册	八九
貸借帳	山形屋利助	享和四年	横美半	一册	八八	貸借帳	山形屋甚五郎	文政一一年	横美半	一册	九〇
貸借帳	山形屋理助	文化二年	横美半	一册	八九	貸借帳	大杉町山形屋甚五郎	文政一二年	横美半	一册	九一
貸借帳	山形屋理助	文化三年	横美半	一册	九〇	貸借帳	大杉町山形屋甚五郎	文政一三年	横美半	一册	九二
貸借帳	山形屋理助	文化四年	横美半	一册	九一	貸借帳	山形屋甚五郎	天保二年	横美半	一册	九三
貸借帳	山形屋理助	文化五年	横美半	一册	九二	貸借帳	山形屋甚五郎	天保四年	横美半	一册	九四
貸借帳	山形屋理助	文化六年	横美半	一册	九三	貸借帳	山形屋甚五郎	天保五年	横美半	一册	九五
貸借帳	山形屋理助	文化八年	横美半	一册	九五	貸借帳	山形屋甚五郎	天保六年	横美半	一册	九六
貸借帳	山形屋甚五郎	文化九年	横美半	一册	九六	貸借帳	山形屋甚五郎	天保七年	横美大半	一册	九七
貸借帳	山形屋甚五郎	文化一〇年	横美半	一册	九七	貸借帳	山形屋甚五郎	天保八年	横美半	一册	九八
貸借帳	山形屋甚五郎	文化一一年	横美半	一册	九八	貸借帳	山形屋甚五郎	天保九年	横美半	一册	九九
貸借帳	山形屋甚五郎	文化一三年	横美半	一册	九九	貸借帳	山形屋甚五郎	天保一〇年	横美半	一册	一〇〇
貸借帳	山形屋甚五郎	文化一五年	横美半	一册	一〇〇	貸借帳	(山形屋甚五郎)	(文化一二年カ)	横美半	一册	一〇三
貸借帳	山形屋甚五郎	文政二年	横美半	一册	八一	万差引之帳					
貸借帳	山形屋甚五郎	文政三年	横美半	一册	八二	万差引之帳	山形屋理助	明和七年	横美半	一册	九二
貸借帳	山形屋甚五郎	文政四年	横美半	一册	八三	万差引之帳	山形屋理助	明和九年	横美半	一册	九三
貸借帳	山形屋甚五郎	文政五年	横美半	一册	八四	万差引之帳	山形屋理助	安永五年	横美半	一册	九三

万差引之帳	山形屋理助	寛政四年	横長美	一册	六四
万差引之帳	山形屋甚五郎	天保七年	横長美	一册	六五
万差引之帳	山形屋甚五郎	天保一〇年	横長美	一册	六六
万差引之帳	山形屋甚五郎	天保一二年	横長美	一册	六七
万差引之帳	(山形屋甚五郎)	天保一四年	横長美	一册	六八
万差引之帳	山形屋甚五郎	嘉永三年	横長美	一册	六九
万差引之帳	山形屋甚五郎	嘉永六年	横長美	一册	七〇
万差引之帳	山形屋甚五郎	安政七年	横長美	一册	七一
万差引之帳	山形屋甚五郎	万延二年	横長美	一册	七二
万差引之帳	山形屋甚五郎	文久二年	横長美	一册	七三
万差引之帳	山形屋甚五郎	文久四年	横長美	一册	七四
万差引之帳	山形屋甚五郎	元治二年	横長美	一册	七五
万差引之帳	山形屋甚五郎	慶応三年	横長美	一册	七六
大仕入写					
〔店大仕入写帳〕 本家	(寛政九年盆前—文化二三 年盆後)		横長半	一册	七九
〔店大仕入写〕 山形屋甚五郎	(文化一四年盆前— 文政九年盆後)		横長美	一册	八〇
同族店					
松店					
算用帳	大杉町松屋	明和三年—安永三年	横長大半	一册	九〇

嶋屋店

金銀請渡帳	山形屋甚五郎	嶋屋權兵衛宛	弘化三年	横長半	一册	九四
年—嘉永元年						
金銀差引帳	山形屋甚五郎	嶋屋權兵衛宛	嘉永二年—同七年	横長半	一册	九三

新宅

新宅預り金差引帳	山形屋甚五郎	天保六年	横長半	一册	八九	
金銀請渡通	本家(八幡山へや山形屋)	山形屋甚四郎宛	戊戌九月	横長半	一册	七七

別宅勘定

金銀当座差引通	本家	山形屋齋兵衛宛	(天保九年—弘化三年)	横長美	一册	八七
---------	----	---------	-------------	-----	----	----

勘定帳	酒屋林助	本家宛	安政三年二月	横長美	一册	八六
勘定目録	酒屋林助	安政四年一〇月		横長美	一册	八八
勘定帳	江州八幡酒屋林助	西川甚五郎宛	安政五年一〇月	横長美	一册	八〇
未十月勘定書写	酒屋林助	本家宛	安政六年	横長美	一册	八三
勘定清帳之写書	酒屋林助	安政七年一〇月		横長美	一册	八三
酒屋林助店御勘定書之写	立合別家嘉兵衛・親類半兵衛	本家宛	文久元年一〇月	横長美	一册	八五
酒屋林助店御勘定写	別家嘉兵衛・卯兵衛・親類半兵衛・佐兵衛	西川甚五郎宛	文久三年一〇月	横長美	一册	八六

取引店

兩替屋（京都）

兩替当座取渡通 政三年	竹原弥兵衛	山形屋甚五郎宛	安	横美半	一册	九三
兩替当座取渡通 政四年	竹原弥兵衛	山形屋甚五郎宛	安	横美半	一册	九四
兩替当座取渡通 政五年	竹原弥兵衛	山形屋甚五郎宛	安	横美半	一册	九五
兩替当座取渡通 政六年	竹原弥兵衛	山形屋甚五郎宛	安	横美半	一册	九六
兩替当座取渡通 延二年	竹原弥兵衛	山形屋甚五郎宛	万	横美半	一册	九七
兩替当座取渡通 久二年	竹原弥兵衛	山形屋甚五郎宛	文	横美半	一册	九八
金銀錢取引之通 政三年	万屋次兵衛	山形屋甚五郎宛	安	横美半	一册	九五
金銀錢取引之通 政四年	万屋次兵衛	山形屋甚五郎宛	安	横美半	一册	九六
金銀錢取引之通 延二年	万屋次兵衛	山形屋甚五郎宛	万	横美半	一册	九七
金銀錢取引之通 久二年	万屋次兵衛	山形屋甚五郎宛	文	横美大半	一册	九八
金銀錢取引之通 久三年	万屋次兵衛	山形屋甚五郎宛	文	横美半	一册	九九

頼母子講

仕法帳 天保一五年四月

半 一册 七四

積立金

三勘定目録

用意金・仏事金・普請金勘定目録 利助宛 享和二年七月	別家中 西川	半	一册	三〇
用意金・仏事方・普請金勘定目録 利助宛 享和三年正月	別家中 西川	半	一册	三一
普請金・御用意金・仏事金勘定目録 西川利助宛 享和三年七月	(別家中)	半	一册	三二
(普請金・御用意金・仏事金勘定目録) 西川理助宛 享和四年正月	(別家中)	半	一册	三三
(普請金・御用意金・仏事方勘定目録) 西川理助宛 文化元年七月	(別家中)	半	一册	三四
普請金・御用意金・仏事方勘定目録 文化二年正月	西川理助宛	半	一册	三五
諸勘定目録 普請金・御用意金・仏事方 宛 文化二年七月	西川利助	半	一册	三六
諸勘定目録 普請金・御用意金・仏事方 宛 文化三年正月	西川理助	半	一册	三七
普請金・用意金・仏事金勘定目録 文化三年七月	西川理助宛	半	一册	三八
仏事金・用意金・普請金勘定目録 文化四年二月	西川理助宛	半	一册	三九

用意金・普請金・普請金勘定目録 文化四年七月	西川理助宛	半	一冊	三〇	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年一月〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三六
諸勘定目録 文化五年二月	普請金・仏事方・御用意金 西川理助宛	半	一冊	三三	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
諸勘定目録 文化五年七月	普請金・用意金・仏事方 別家中 西川利助宛	半	一冊	三七	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化三年五月	別家中 西川甚五郎宛	半	一冊	三五
御普請金・御用意金・御仏事金勘定目録 文化六年二月	西川理助宛	半	一冊	三七	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年一月〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三四
普請金・用意金・仏事金勘定目録 文化六年一月	西川理助宛	半	一冊	三四	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
仏事金・用意金・普請金勘定目録 文化七年四月	西川利助宛	半	一冊	三五	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
普請金・用意金・仏事金勘定目録 文化七年一月	西川理助宛	半	一冊	三六	御用意・御普請・御仏事勘定目録帳 文化元年一月〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三三
三勘定目録帳 別家中 西川利助宛	文化八年盆前	半	一冊	三七	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
御普請金・御用意金・御仏事金勘定目録 文化八年一月〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三六	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
普請金・用意金・仏事方盆前勘定目録 文化九年三月	西川甚五郎宛	半	一冊	三六	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
用意金・普請金・仏事方勘定目録 文化九年一月〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三〇	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化三年五月	別家中 西川甚五郎宛	半	一冊	三五
用意金・普請金・仏事方勘定帳 文化一〇年三月	西川甚五郎宛	半	一冊	三六	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化三年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
普請金・用意金・仏事金勘定目録 文化一〇年一月〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三二	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化三年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五
用意金・普請金・仏事方勘定目録 文化一一年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三三	用意金・普請金・仏事金勘定目録 文化三年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三五

用意金・普請金・仏事金勘定帳 文政四年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	三九六
普請金・用意金・仏事金勘定目録書 文政五年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	三九八
用意金・普請金・仏事金勘定目録 文政五年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇〇
用意金・普請金・仏事金勘定帳 文政六年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇一
用意金・普請金・仏事金勘定目録書 文政六年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇二
用意金・普請金・仏事金勘定帳 文政七年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇三
仏事方・普請方・用意方勘定目録 文政七年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇四
用意金・普請金・仏事金勘定目録書 文政八年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇五
用意金・普請金・仏事金勘定目録 文政八年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇六
用意金・普請金・仏事金勘定目録 文政九年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇七
仏事金・用意金・普請金勘定目録書 文政九年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇八
用意金・普請金・仏事金勘定目録書 文政一〇年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四〇九
用意金・普請金・仏事金勘定目録書 文政一〇年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一〇
用意金・普請金・仏事金勘定目録書 文政一一年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一一

用意金・仏事金・普請金勘定目録書 文政一一年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一二
用意金・普請金・仏事金勘定目録 文政一二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一三
仏事金・普請金・用意金勘定目録 文政一二年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一四
用意金・仏事金・普請金勘定帳 文政一三年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一五
用意金・仏事金・普請金勘定目録帳 文政一三年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一六
仏事金・用意金・普請金勘定目録帳 天保二年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一七
用意金・仏事金・普請金勘定目録 天保二年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一八
用意金・普請金・仏事金勘定目録 天保三年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四一九
用意金・普請金・仏事金勘定目録書 天保三年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四二〇
普請金・仏事金・用意金勘定目録書 天保四年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四二一
用意金・普請金・仏事金勘定目録 天保四年一〇月	西川甚五郎宛	半	一冊	四二二
普請金・仏事金・用意金勘定目録 天保五年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四二三
用意金・仏事金・普請金勘定目録 天保六年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四二四
用意金・普請金・仏事金勘定目録 天保七年五月	西川甚五郎宛	半	一冊	四二五

普請金・用意金・仏事金勘定目録 天保七年一〇月 西川甚五郎宛	半	一冊	四六	用意金・普請方・仏事方勘定目録 弘化三年一〇月 西川甚五郎宛	半	一冊	四〇
用意金・普請金・仏事金勘定目録 天保八年五月 西川甚五郎宛	半	一冊	四七	用意金・普請方・仏事方勘定目録 弘化四年五月 西川甚五郎宛	半	一冊	四一
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一一年一〇月	半	一冊	四六	用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 弘化 四年一〇月	半	一冊	四三
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一二年五月	半	一冊	四九	用意方・普請方・仏事方勘定目録 西川甚五郎宛 嘉永元年五月	半	一冊	四三
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一二年一〇月	半	一冊	四〇	仏事方・用意金・普請方勘定目録 西川甚五郎宛 嘉永元年一〇月	半	一冊	四四
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一三年五月	半	一冊	四三	用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 嘉永 二年五月	半	一冊	四五
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一三年一〇月	半	一冊	四三	用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 嘉永 二年一〇月	半	一冊	四六
用意金・普請金・仏事金勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一四年五月	半	一冊	四三	用意方・普請方・仏事方勘定目録 西川甚五郎宛 嘉永 三年五月	半	一冊	四七
用意金・普請金・仏事方勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一四年一〇月	半	一冊	四四	用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 嘉永 三年一〇月	半	一冊	四八
用意金・普請金・仏事金勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一五年五月	半	一冊	四五	用意・仏事・普請勘定目録 西川甚五郎宛 文久 二年五月	半	一冊	四九
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一五年一〇月	半	一冊	四六	用意方・仏事方・普請方勘定目録 別家中 西川 甚五郎宛 元治二年五月	半	一冊	四〇
用意金・普請金・仏事金勘定目録 西川甚五郎宛 天保 一五年五月	半	一冊	四七	用意方・普請方・仏事方勘定目録 別家中 西川 甚五郎宛 慶応元年一〇月	半	一冊	四一
仏事方・普請方・用意金勘定目録 西河甚五郎宛 弘化 二年一〇月	半	一冊	四六	用意方・仏事方・普請方勘定目録 別家中 西川 甚五郎宛 明治二年五月	半	一冊	四二
用意・普請・仏事勘定目録 西川甚五郎宛 弘化 三年五月	半	一冊	四九	仏事方・用意方・普請方勘定目録帳 別家中 西 川甚五郎宛 明治二年一〇月	半	一冊	四五

用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治三年五月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治三年一〇月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治四年五月	用意・仏事・普請勘定目録 西川甚五郎宛 明治四年一〇月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治五年五月	仏事方・用意方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治五年一〇月	用意方・普請方・仏事方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治六年五月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治六年一〇月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治七年一〇月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治八年五月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治八年一〇月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治九年五月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治九年一二月	用意方・仏事方・普請方勘定目録帳 川甚五郎宛 明治二〇年一二月
別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	明治 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半	別家中 西 半
一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四七	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四	一冊 四四

支店

支店 (江戸日本橋南一丁目) 近江屋作兵衛名前目

勘定目録帳

寛政元己酉年七月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛・徳永多兵衛) 西川利助宛	寛政元己酉年十二月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛) 同右宛	寛政二庚戌年十二月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛・小槻林兵衛・速水久七) 同右宛	寛政三辛亥年十二月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛・小槻林兵衛・速水久七) 同右宛	寛政四壬子年七月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛・小槻林兵衛) 同右宛	寛政四壬子年十二月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛・小槻林兵衛) 同右宛	寛政五癸丑年七月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (山本嘉兵衛・小槻林兵衛) 同右宛	寛政五年丑十二月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (後見山本嘉兵衛・小槻林兵衛・角吉兵衛) 同右宛	寛政六年寅ノ七月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (小槻林兵衛・後見久兵衛) 同右宛	寛政六年寅ノ十二月勘定目録帳 近江屋作兵衛 (小槻林兵衛・安田佐兵衛) 同右宛
半	半	半	半	半	半	半	半	半	半
一冊 三七	一冊 三六	一冊 三六	一冊 三六	一冊 三三	一冊 三三	一冊 三三	一冊 三三	一冊 三三	一冊 三三

寛政七年卯七月盆前勘定目録 （小槻林兵衛・安田佐兵衛） 西川利助宛	近江屋作兵衛（小）	半	一冊	二二七	享和三癸亥年七月勘定目録帳 （七・友八） 西川理助宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政七乙卯年十二月勘定目録帳 （小槻林兵衛・安田佐兵衛） 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二二六	享和三癸亥年極月勘定目録帳 （七・治兵衛） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政八丙辰年七月勘定目録帳 （小槻林兵衛・安田佐兵衛・奥善七） 同右宛	近江屋作兵衛（小）	半	一冊	二二九	文化元甲子年七月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政八丙辰年十二月勘定目録帳 （後見役小槻林兵衛・安田佐兵衛・奥善七） 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二三〇	文化元甲子年極月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政九丁巳年七月勘定目録帳 （田佐兵衛・奥善七） 同右宛	近江屋作兵衛（安）	半	一冊	二二四	文化二乙丑年七月勘定目録帳	佐七 同右宛	半	一冊	二二五
寛政九丁巳年十二月勘定目録帳 （安田佐兵衛・奥善七） 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二二三	文化二乙丑年極月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政十戊午年七月勘定目録帳 （田佐兵衛・奥善七） 同右宛	近江屋作兵衛（安）	半	一冊	二二三	文化三丙寅年七月勘定目録帳	佐七 同右宛	半	一冊	二二七
寛政十戊午年十二月勘定目録帳 （安田佐兵衛・奥善七） 同右宛	山形屋作兵衛	半	一冊	二二四	文化三丙寅年極月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二七
寛政十二庚申年七月勘定目録帳 （佐兵衛） 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二二五	文化四丁卯年七月勘定目録帳 （七・治兵衛） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政十二庚申年極月勘定目録帳 （同右宛）	同右宛	半	一冊	二二五	文化四丁卯年極月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二五
寛政十二庚申年七月勘定目録帳 （同右宛）	同右宛	半	一冊	二二七	文化五戊辰年七月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二六
享和元辛酉年七月勘定目録帳 （兵衛） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二七	文化五戊辰年極月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二六
享和元辛酉年極月勘定目録帳 （兵衛） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二九	文化六己巳年七月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二六
享和二元戌年七月勘定目録帳 （兵衛・佐七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二九	文化六己巳年極月勘定目録帳 （七） 同右宛	近江屋作兵衛（佐）	半	一冊	二二六
享和二元戌年十二月勘定目録帳 （佐兵衛・佐七） 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二二八					

文化七庚午年七月勘定目録帳 七・治兵衛) 西川理助宛	近江屋作兵衛(佐)	半	一冊	二五	文化十四丑年七月勘定目録帳 川甚五郎宛	近江屋作兵衛 西	半	一冊	二七
文化七庚午年十二月勘定目録帳 (治兵衛・善兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二六	文化十四丑年十二月勘定目録帳 (善兵衛・嘉兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二八
文化八未年七月勘定目録帳 衛・善兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(治兵	半	一冊	二七	文政元寅年七月勘定目録帳 衛) 同右宛	近江屋作兵衛(善兵	半	一冊	二八
文化八辛未年十二月勘定目録帳 (後見役善兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二六	文政元年寅極月勘定目録帳 善兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(後見	半	一冊	二九
文化九壬申年七月勘定目録帳 見役嘉兵衛 善兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(後	半	一冊	二九	文政二乙卯年七月勘定目録帳 見善兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(後	半	一冊	三〇
文化九壬申年極月勘定目録帳	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三〇	文政二乙卯年極月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三〇
文化十癸酉年七月勘定目録帳	近江屋作兵衛	半	一冊	三一	文政三庚辰年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三一
文化十癸酉年極月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三一	文政三庚辰年極月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三一
文化十一戌年七月勘定目録帳	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三二	文政四辛巳年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三二
文化十一戌年極月勘定目録帳 兵衛・善兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(嘉	半	一冊	三二	文政四辛巳年極月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三二
文化十二亥年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三三	文政五壬午年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三三
文化十二亥年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三三	文政五壬午年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三三
文化十三子年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三三	文政六癸未年七月勘定目録帳 見字兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(後	半	一冊	三四
文化十三子年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三三	文政六癸未年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三四

文政七甲申年七月勘定目録帳 川甚五郎宛	近江屋作兵衛 西	半	一冊	二九三	天保三壬辰年七月勘定目録帳 兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋作兵衛(才	半	一冊	三〇七
文政七甲申年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二九四	天保三壬辰年十二月勘定目録帳 (支配人才兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三〇八
文政八乙酉年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	二九五	天保四癸巳年七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(齋	半	一冊	三〇九
文政八乙酉年極月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	二九六	天保四巳年十二月勘定目録帳 見齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(後	半	一冊	三一〇
文政九丙戌年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二九七	天保五午年七月勘定目録帳	近江屋作兵衛 同右	半	一冊	三一
文政十丁亥年七月勘定目録帳 配人齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支	半	一冊	二九八	天保五午年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三一二
文政十一戊子年七月勘定目録帳 (支配人齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	二九九	天保六乙未年七月勘定目録帳 右宛	近江屋作兵衛 同	半	一冊	三三三
文政十一戊子年十二月勘定目録帳 (支配人齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三〇〇	天保六未年十二月勘定目録帳 見齋兵衛・支配人芳兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(後	半	一冊	三三四
文政十二己丑年七月勘定目録帳 (支配人齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三〇一	天保七申年七月勘定目録帳	近江屋作兵衛 同右	半	一冊	三五
文政十二丑年十二月勘定目録帳 (才兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三〇二	天保七丁申年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三五六
文政十三寅年七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(才	半	一冊	三〇三	天保八酉年七月勘定目録帳	近江屋作兵衛 同右	半	一冊	三七
天保元寅年十二月勘定目録帳 配人齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支	半	一冊	三〇四	天保八酉年極月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(芳	半	一冊	三八
天保二卯年七月勘定目録帳 人齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支配	半	一冊	三〇五	天保九戌年七月勘定目録帳 人芳兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支配	半	一冊	三三九
天保二辛卯年十二月勘定目録帳 (齋兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三〇六	天保九戌年十二月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(芳	半	一冊	三三〇

天保十亥年七月勘定目録帳 甚五郎宛	近江屋作兵衛 西川	半	一冊	三三	慶応二丙寅年七月勘定目録帳 配人仁兵衛)	西川甚五郎宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三五
天保十己亥年十二月勘定目録帳 (庄兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三三	慶応二丙寅年極月勘定目録帳 配人仁兵衛)	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三五
天保十二丑年極月勘定目録帳 兵衛・芳兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(九)	半	一冊	三三	慶応四戊辰年七月勘定目録帳 配人弥助) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三七
天保十三壬寅年七月勘定目録帳 (支配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三三	慶応四辰年極月勘定目録帳 人弥助) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支配)	半	一冊	三六
天保十三壬寅年十二月勘定目録帳 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三五	明治二己巳年七月勘定目録帳 配人弥助) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三六
天保十四卯年七月勘定目録帳 配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三六	明治二己巳年極月勘定目録帳 配預り治兵衛、弥助) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三六
天保十四癸卯年十二月勘定目録帳 (支配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三七	明治三午年七月勘定目録帳 預りと兵衛・勤番後見政兵衛) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支配)	半	一冊	三六
天保十五甲辰年七月勘定目録帳 (支配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三六	明治三庚午年極月勘定目録帳 配預人と兵衛・勤番政兵衛) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三七
天保十五甲辰年極月勘定目録帳 (伊兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三元	明治四辛未年七月勘定目録帳 配預人と兵衛・勤番治兵衛) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三三
弘化二乙巳年七月勘定目録帳 配人伊兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三〇	明治四辛未年極月勘定目録帳 配預り林兵衛・勤番佐助) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三四
弘化三丙午年極月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(伊)	半	一冊	三一	明治五壬申年七月勘定目録帳 配人吉兵衛・後見林兵衛) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三五
弘化四丁未年七月勘定目録帳 配人伊兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三三	明治五壬申年十二月勘定目録帳 支配人吉兵衛・勤番後見林兵衛) 同右宛	同右宛	近江屋作兵衛	半	一冊	三六
慶応元乙丑年七月勘定目録帳 配人仁兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三三	明治六癸酉年七月勘定目録帳 人吉兵衛・後見与兵衛) 同右宛	同右宛	西川作兵衛(支配)	半	一冊	三七
慶応元乙丑年極月勘定目録帳 配人仁兵衛) 同右宛	近江屋作兵衛(支)	半	一冊	三三	明治六年酉盆後勘定目録帳 吉兵衛・勤番与兵衛) 同右宛	同右宛	西河作兵衛(支配人)	半	一冊	三八

明治七甲戌年七月勘定目録帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛・勤番仁兵衛) 西川甚五郎宛 半 一冊 三〇

明治八乙亥年七月勘定目録帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛・後見佐助) 同右宛 半 一冊 三〇

明治八乙亥年十二月勘定目録帳 西川作兵衛(支配人覚兵衛・後見林兵衛・同吉兵衛) 同右宛 半 一冊 三五

明治十丁丑年盆前勘定目録帳 西川作兵衛(支配人覚兵衛・後見名佐助・同吉兵衛・同小兵衛) 同右宛 半 一冊 三五

明治十丑年盆後勘定目録帳 〔店支配名堀川覚兵衛・二番役中尾元兵衛・蚊帳掛り井狩小兵衛・後見名福本佐助) 同右宛 半 一冊 三五

明治十一年十月ヨリ 勘定目録帳 小田治兵衛・同仁兵衛・立合人伊兵衛・検査人福本佐助 西川甚五郎・同作兵衛両店支配衆中宛 明治十一年七月二七日 半 一冊 三五

○市ヶ谷出張

天保十亥年十二月市ヶ谷勘定帳 清兵衛 西川甚五郎宛 半 一冊 三五

子七月暮市ヶ谷勘定目録帳 近江屋作兵衛 同右宛 (天保一一年カ) 半 一冊 三五

○新店分(日本橋通一丁目)

文久元酉年極月勘定目録帳 近江屋作兵衛新店(後見支配人佐兵衛・順役吉兵衛) 西川甚五郎宛 半 一冊 三五

文久二壬戌年七月勘定目録帳 〔新店支配直兵衛・吉兵衛・江州勤番佐兵衛 同右宛) 半 一冊 三五

文久二壬戌年十二月勘定目録帳 直兵衛・吉兵衛 同右宛 半 一冊 三五

掛拔帳

卯中掛拔帳 近江屋作兵衛 西川甚五郎宛 文政二年一二月 半 一冊 七

捨掛拔取帳 近江屋作兵衛 西河甚五郎宛 文政九年七月 半 一冊 七

今般捨懸ケ内引抜扣 近江屋作兵衛 同右宛 明治二年十二月 半 一冊 七

売仕分帳

半季大仕分帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛) 西川甚五郎宛 明治五年一二月 半 一冊 七

明治六年盆後懸ケ現金大仕分 西川作兵衛(支配人吉兵衛) 同右宛 半 一冊 七

懸ケ現金大仕分 西川作兵衛(支配名堀川覚兵衛・後見名村井林兵衛・同大橋仁兵衛) 同右宛 明治九年八月 半 一冊 七

明治九年盆後大仕分帳 西川作兵衛(支配人覚兵衛・仕入見習元兵衛・後見林兵衛) 同右宛 半 一冊 七

明治十年盆前半季大仕分 西川作兵衛(支配名覚兵衛・二番役元兵衛・後見佐助・同吉兵衛) 同右宛 半 一冊 七

明治十年丑ノ盆後半季大仕分 〔店支配名覚兵衛・二番役元兵衛・後見名佐助) 同右宛 半 一冊 七

明治十一年寅ノ盆前半季大仕分 西川作兵衛(堀川覚平・井狩小平・中尾元平・大橋仁平) 同右宛 半 一冊 七

明治十一年寅年後半季懸現金大仕分帳 井狩小兵衛・後見仁兵衛・立合人平七 同右宛 半 一冊 七

明治十三年辰後半季売仕分ヶ帳 尾中庄七 同右宛 半 一冊 七

明治十五年午前半季売大仕分帳 通巻第一支店支配人尾仲九兵衛・後見永原伊兵衛・立会人勝木長兵衛 西川甚五郎宛	半	一冊	六六
明治十九年前半季大仕分ヶ帳 〔店〕尾仲九兵衛 同右宛	半	一冊	六七
明治十九年後半季大仕分ヶ帳 令第一支店 同右宛	半	一冊	六八
明治二十一年前半季売上高大仕分帳 〔店〕本家宛	半	一冊	六九
明治二十一年後半季大仕訳帳 通一令支店支配人高田象七 西川甚五郎宛	半	一冊	七〇
○			
明治十九年戊後半季月々仕分帳 令第一支店 西川甚五郎宛	横長半	一冊	七七
明治二十四年前半季 自二月 至八月 月々仕訳帳 通一令支店 本家宛	横長半	一冊	七九
明治二十四年後半季現懸月々仕分帳 〔店〕西川甚五郎宛	横長半	一冊	八〇
明治二十五年前半季売上高月々仕分帳 通一令店 本家宛	横長半	一冊	八一
明治二十五年後半季月々仕訳帳 通巻令支店 本家宛	横長半	一冊	八二
増減帳			
寛政八年辰盆前掛指引帳 近江屋作兵衛 西川利助宛	半	一冊	七五
明治五年極月増減シ帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛) 西川甚五郎宛	半	一冊	七六
明治六年酉盆後増減シ懸帳 西川作兵衛 同上宛	半	一冊	七七
明治七年七月増減シ懸帳 作兵衛(支配人吉兵衛・勤番仁兵衛) 西川甚五郎宛	半	一冊	七八
明治九子盆前増減帳 西川作兵衛(支配名堀川覚兵衛・後見名村井林兵衛・同大橋仁兵衛) 同右宛	半	一冊	七九
明治九子盆後増げんじ帳 西川作兵衛(支配名覚兵衛・仕入見習元兵衛・後見林兵衛) 同右宛	半	一冊	七〇
明治十年丑盆前増懸減シ帳 西川作兵衛(支配名覚兵衛・式番役元兵衛・後見佐助・同吉兵衛) 同右宛	半	一冊	七一
明治十年丑ノ盆後増減帳 〔店〕支配名覚兵衛・二番役元兵衛・後見名佐助 同右宛	半	一冊	七二
明治十一年寅盆前増減簿 西川作兵衛(支配預リ堀川覚平・二番役中尾元平・後見大橋仁平) 同右宛	半	一冊	七三
明治十一年寅後半季増減差引帳 井狩小兵衛 同右宛	半	一冊	七三
明治十三年辰前半季増減懸差引帳 支配人井狩小兵衛・式番役尾仲正七・後見田中半七他 同右宛	半	一冊	七四
明治十三年辰後半季増減シ差引帳 尾中庄七 同右宛	半	一冊	七五
明治十五年午前半季増減差引帳 通巻第一支店支配人尾中九兵衛・後見永原伊兵衛・立会人勝木長兵衛 本店宛	半	一冊	七六
明治十五年午後半季増減帳 東京〔店〕支配人尾仲九兵衛・式番役外村藤七・後見福永吉兵衛 西川甚五郎宛	半	一冊	七七
明治十六年末後半季増減シ帳 令第一支店	半	一冊	七八
明治十七年申前半季増減差引帳 令第一支店中島弥助・田中半七・永原伊兵衛・尾仲九兵衛 本家宛	半	一冊	七九

明治十七年申後半季増減帳 九兵衛 西川甚五郎宛	店田中半七・尾仲	半	一冊	七〇
明治十八年前半季懸高増減帳	店 同右宛	半	一冊	七三
明治十九年前半季懸増減帳	店 同右宛	半	一冊	七三
明治十九年酉後半季増減差引帳 本家宛	東京第一支店	半	一冊	七三
明治十九年戌後半季増減帳 五郎宛	令第一支店 西川甚	半	一冊	七四
明治二十年前半季増減帳 本家宛	令第一支店 支配人高田	半	一冊	七六
明治二十年後半季増減差引帳 田衆七・後見人永原伊兵衛 西川甚五郎宛	東京店 支配人高	半	一冊	七七
明治二十一年前半季懸高増減帳	店 同右宛	半	一冊	七六
明治二十一年後半季増減帳 田衆七 西川甚五郎宛	通一令支店 支配人高	半	一冊	七五
明治二十二年前半季懸高増減帳 衆七 同右宛	店 支配人高田	半	一冊	七元
明治二十二年後半季懸減シ増帳 衛 同右宛	支配人諫川金兵	半	一冊	七〇
明治二十三年前半季懸減シ増帳 衛 西川甚五郎宛	支配人諫川金兵	半	一冊	七三
明治二十三年後半季増減シ懸帳	令店 同右宛	半	一冊	七三
明治二十四年前半季増減帳 川金兵衛 同右宛	令西川支店 支配人諫	半	一冊	七三
明治二十四年後半季懸増減シ帳 金兵衛	店 支配人諫川	半	一冊	七三

明治二十五年前半季懸高古懸廻写 人諫川金兵衛・後見人永原伊兵衛 西川甚五郎宛	通老令店 支配	半	一冊	七五
明治二十五年前半季懸高増減帳 諫川金兵衛・後見人永原伊兵衛 本家宛	通老令店 支配人	半	一冊	七五
明治二十五年後半季懸高増減帳 宛	通老令店 本家	半	一冊	七五
懸人別帳				
明治十四年巳後半季懸人別帳	通一令支店	半	一冊	七二
明治二十五年前半季懸壳高人別帳 家宛	通老令店 本	半	一冊	七四
明治二十五年後半季懸壳上高人別帳 同右宛	通老令店	半	一冊	七三
明治二十六年前半季懸壳人別帳 右宛	通老令支店 同	半	一冊	七五
砂糖勘定				
明治九子盆前砂糖差引扣 川覚兵衛・後見名村井林兵衛・同大橋仁兵衛 西川甚五郎宛	西川作兵衛(支配名堀)	半	一冊	七六
明治十年丑盆前砂糖勘定帳 覚兵衛・式番役元兵衛他) 同右宛	西川作兵衛(支配名)	半	一冊	七元
明治十年丑盆後砂糖勘定帳 式番役元兵衛・後見名佐助 同右宛	店 支配名覚兵衛・	半	一冊	七〇
明治十一年寅盆前砂糖勘定帳 預り堀川覚平・式番役中尾元平・後見大橋仁平・砂糖掛り尾仲正七) 同右宛	西川作兵衛(支配)	半	一冊	七二
明治十一年寅後半季砂糖勘定帳 衛・後見仁平・立合人半七 同右宛	支配人井狩小兵	半	一冊	七三

明治十三年辰前半季砂糖勘定帳 衛 西川甚五郎宛	支配人井狩小兵	半	一冊	七三三	明治二十一年前半季砂糖方勘定帳 田象七 西川甚五郎宛	店支配人高	半	一冊	七五七
明治十三年辰後半季砂糖勘定帳 尾中庄七 同右	同右	半	一冊	七三四	明治二十一年後半季砂糖方差引 通一令支店支配人高田象七 同右宛	通一令支店支配	半	一冊	七五八
明治十四年巳前半季砂糖勘定帳 人尾仲庄七 同右宛	第一支店支配	半	一冊	七五九	別金積立勘定				
明治十四年巳後半季砂糖勘定帳 尾仲九兵衛 同右宛	通一支店支配人	半	一冊	七六〇	積金目録帳 近江屋作兵衛 西川甚五郎宛 文政二 年八月	西川甚五郎宛 文政二	半	一冊	七六一
明治十五年午前半季砂糖勘定帳 衛 西川甚五郎宛	支配人尾仲九兵	半	一冊	七六一	積金帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政二年二月	同右宛 文政二年二月	半	一冊	七六二
明治十五年午後半季砂糖指引 同右宛	支配人尾仲九兵衛	半	一冊	七六二	積金帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政三年七月	同右宛 文政三年七月	半	一冊	七六三
明治十六年末後半季砂糖差引帳 人預リ佐藤勘兵衛 同右宛	令第一支店支配	半	一冊	七六三	積立勘定帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政三年一二	同右宛 文政三年一二	半	一冊	七六四
明治十七年申前半季砂糖勘定帳 家宛	令第一支店 本	半	一冊	七六四	積金勘定帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政四年一二	同右宛 文政四年一二	半	一冊	七六五
明治十七年申後半季砂糖目録帳 九兵衛 西川甚五郎宛	田中半七・尾仲	半	一冊	七六五	積立勘定帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政五年七月	同右宛 文政五年七月	半	一冊	七六六
明治十八年酉後半季砂糖差引帳 同右宛	東京第壹支店	半	一冊	七六六	積立金控帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政六年七月	同右宛 文政六年七月	半	一冊	七六七
明治十九年前半季砂糖勘定帳 同右宛	店尾仲九兵衛	半	一冊	七六七	積立金預帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政六年一二	同右宛 文政六年一二	半	一冊	七六八
明治十九年戌後半季砂糖差引 高田象七、尾仲九兵衛 同右宛	令第一支店支配人	半	一冊	七六八	積金勘定帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政七年七月	同右宛 文政七年七月	半	一冊	七六九
明治二十年前半季砂糖差引帳 高田象七 同右宛	令第一支店支配人	半	一冊	七六九	積立勘定帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政七年一二	同右宛 文政七年一二	半	一冊	七七〇
明治二十年後半季砂糖勘定帳 田象七 同右宛	東京店支配人高	半	一冊	七七〇	積立金之帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政八年七月	同右宛 文政八年七月	半	一冊	七七一
					積金勘定帳 近江屋作兵衛 同右宛 文政八年一二	同右宛 文政八年一二	半	一冊	七七二

別金積立勘定帳	近江屋作兵衛(齋兵衛)	西川甚五郎宛	文政九年七月	半	一冊	四一
別金銀積立之帳	近江屋作兵衛	同右宛	文政九年一二月	半	一冊	四二
積立銀之帳	近江屋作兵衛(支配人齋兵衛)	同右宛	文政一〇年七月	半	一冊	四三
別銀積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	文政一〇年一二月	半	一冊	四四
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	文政一一年七月	半	一冊	四五
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	文政一一年一二月	半	一冊	四六
別金銀積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	文政一二年七月	半	一冊	四七
別金積立帳	近江屋作兵衛(才兵衛)	同右宛	文政一二年一二月	半	一冊	四八
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	文政一三年七月	半	一冊	四九
別金積立帳	近江屋作兵衛(才兵衛)	同右宛	天保元年一二月	半	一冊	五〇
別金積立覺帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保二年七月	半	一冊	五一
別金積立帳	近江屋作兵衛(才兵衛)	同右宛	天保二年一二月	半	一冊	五二
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保三年七月	半	一冊	五三
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保四年七月	半	一冊	五四
別金銀覺	近江屋作兵衛	同右宛	天保五年七月	半	一冊	五五

別銀積立覺	近江屋作兵衛	天保五年一二月	半	一冊	四六	
別金積立帳	近江屋作兵衛	西川甚五郎宛	天保六年七月	半	一冊	四七
別金積立覺	近江屋作兵衛	同右宛	天保六年一二月	半	一冊	四八
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保八年一二月	半	一冊	四九
別金積立帳	近江屋作兵衛(芳兵衛)	同右宛	天保九年七月	半	一冊	五〇
別金銀扣帳	近江屋作兵衛(芳兵衛)	同右宛	天保九年一二月	半	一冊	五一
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保一〇年七月	半	一冊	五二
別銀帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保一〇年一二月	半	一冊	五三
別金書拔帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保一一年七月	半	一冊	五四
別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保一一年一二月	半	一冊	五五
別金帳	近江屋作兵衛(和兵衛)	同右宛	天保一二年七月	半	一冊	五六
別金銀積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保一二年一二月	半	一冊	五七
別金積立帳	天保十三年盆前別金積立帳	近江屋作兵衛	同右宛	半	一冊	五八
別金帳	天保十三年盆後別金帳	近江屋作兵衛	同右宛	半	一冊	五九
別金帳	近江屋作兵衛	同右宛	天保一四年七月	半	一冊	六〇

別金帳 近江屋作兵衛 西川甚五郎宛 天保一四年 一二月	別金帳 近江屋作兵衛 同右宛 天保一五年七月	辰益後別金帳 近江屋作兵衛 同右宛 弘化元年カ	別金帳 近江屋作兵衛 同右宛 弘化二年七月	別金帳 近江屋作兵衛 同右宛 弘化二年一二月	午益前別金書拔帳 近江屋作兵衛 同右宛 弘化三年	別金帳 近江屋作兵衛 同右宛 弘化三年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人佐兵衛) 同右宛 嘉永七年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人佐兵衛) 同右宛 安政二年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人治兵衛) 同右宛 文久二年七月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人治兵衛) 同右宛 文久三年七月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人治兵衛) 同右宛 文久三年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人治兵衛) 同右宛 元治元年七月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人仁兵衛) 同右宛 元治元年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人仁兵衛) 同右宛 慶応元年七月
別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人仁兵衛) 慶応二年七月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人仁兵衛) 慶応二年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛 慶応三年七月	慶応三年卯益後別金帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛 慶応四年七月	慶応四年辰ノ益後別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛 明治二年七月	別金帳 近江屋作兵衛(支配預リ治兵衛・弥助) 同右宛 明治二年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛(政兵衛・与兵衛) 同右宛 明治三年七月	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配預リ与兵衛・勤番政兵衛) 同右宛 明治三年一二月	別金積立帳 近江屋作兵衛 同右宛 明治四年七月	式分積立帳 近江屋作兵衛(支配預リ林兵衛) 同右宛 明治四年一二月	式分金積立書拔帳 近江屋作兵衛(支配人吉兵衛・後見林兵衛) 同右宛 明治五年七月	式分積立帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛) 同右宛 明治五年一二月	
半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
五二	五三	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五
別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人仁兵衛) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人仁兵衛) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛	別金積立帳 近江屋作兵衛(支配人弥助) 同右宛

別金積立帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛・後見与兵衛) 西川甚五郎宛 明治六年七月	別金積立帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛・勤蕃仁兵衛) 同右宛 明治七年七月	式分積立帳 西川作兵衛(支配人吉兵衛・後見佐助) 同右宛 明治八年七月	式分金積立帳 西川作兵衛(支配人堀川覺兵衛也) 同右宛 明治九年八月	明治九年盆後式分銀積立 西川作兵衛(支配名覺兵衛也) 同右宛	明治十年盆前式分銀積立 西川作兵衛(支配名覺兵衛也) 同右宛	明治十年盆後式分金積立 店支配名覺兵衛・立合名元兵衛・後見佐助 同右宛	明治十一年盆前式分金積立 西川作兵衛(支配預り堀川覺平・式番役中尾元平・後見大橋仁兵衛) 同右宛	明治十一年寅後半季式分積立帳 井狩小兵衛 同右	明治十三年前半季式分積金帳 支配人井狩小兵衛 同右宛	明治十三年下半年季式分金積立帳 尾中庄七 同右	明治十四年前半季式分積立帳 第一支店 同右	明治十四年後半季式分金積立帳 通老同支店支配人尾仲九兵衛也 同右宛
半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
五〇	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三

明治十五年午前半季式歩積立帳 通老第一支店支配人尾仲九兵衛也 本店宛	明治十五年後半季式歩金積立帳 東京第一支店支配人尾仲九兵衛也 西川甚五郎宛	明治十六年後半季式分金積立 第一支店	明治十七年前半季式歩金積立帳 第一支店 本家宛	明治十七年中後半季式分積立帳 店田中半七・尾仲九兵衛 西川甚五郎宛	明治十八年前半季積金帳 店 同右宛	明治十八年後半季式歩積立帳 東京第老支店 本家宛(明治一九年四月)	明治十九年前半季二歩金積立帳 店尾仲九兵衛 西川甚五郎宛	明治十九年後半季式歩金積立帳 第一支店 同右宛	明治二十年前半季式歩金積立帳 第一支店支配人高田衆七 同右宛	明治二十一年前半季式歩金積立帳 店 同右宛	明治二十一年後半季式歩金積立帳 通一令支店 同右宛	明治二十二年前半季式分積金帳 店 同右宛	明治二十二年後半季式分積立帳 支配人諫川金兵衛 西川甚五郎宛
半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
五五	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七

明治二十三年前半季式分積立帳 支配人諫川金兵衛 西川甚五郎宛 半 一冊 五九

明治二十三年後半季二分積立帳 支配人諫川金兵衛 同右宛 半 一冊 五〇

明治二十四年前半季式歩金積立帳 かや西川支店支配人諫川金兵衛 同右宛 半 一冊 五一

明治二十四年後半季式分積立帳 店支配人諫川金兵衛 同右宛 半 一冊 五二

明治二十五年前半季式分積立金帳 通巻令店 本家宛 半 一冊 五三

明治二十五年後半季式歩積立金差引帳 通巻令店 同右宛 半 一冊 五四

普請入用

見世普請入用扣(天保二一三年) 半 一冊 五五

願・上申書

(御役所御割増御下渡金利配分之儀願書) 店支配人五兵衛・式番役林兵衛・同次役喜兵衛 店支配人治兵衛・同新店支配人直兵衛・同店式番役仁兵衛 西川甚五郎宛 文久三年二月 半 一冊 五七

寅七月卯六月迄商内向取調書 佐兵衛 本家日 勤衆中宛 (寛政七年九) 半 一冊 五八

店 (江戸日本橋通四丁目 近江屋久右衛門名前)

勘定目録帳

寛政元己酉年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (喜八・伊兵衛) (宛書なし) 半 一冊 五九

寛政二年庚戌年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (喜八・伊兵衛) 半 一冊 一〇六

寛政二庚戌年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見久兵衛) 西川利助宛 半 一冊 一〇七

寛政三辛亥年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見久兵衛) 同右宛 半 一冊 一〇八

寛政三年辛亥十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見久兵衛) 同右宛 半 一冊 一〇九

寛政四壬子年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見喜八) 同右宛 半 一冊 一一〇

寛政四壬子年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見喜八) 同右宛 半 一冊 一一一

寛政五癸丑年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見喜八) 同右宛 半 一冊 一一二

寛政五癸丑年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見喜八) 同右宛 半 一冊 一一三

寛政六甲寅年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (後見喜八) 同右宛 半 一冊 一一四

寛政七乙卯年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (清兵衛・治兵衛) 同右宛 半 一冊 一一五

寛政七乙卯年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (清兵衛・後見伊兵衛・喜八) 同右宛 半 一冊 一一六

寛政八丙辰年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (清兵衛・治兵衛) 同右宛 半 一冊 一一七

寛政九丁巳年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (清兵衛・次兵衛) 同右宛 半 一冊 一一八

寛政九丁巳年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門 (清兵衛・次兵衛) 同右宛 半 一冊 一一九

寛政十戊午年七月勘定目録帳 (清兵衛・次兵衛) 西川利助宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一〇	文化四丁卯年七月勘定目録帳 (新兵衛) 西川理助宛 (卯八月二十六日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一〇
寛政十戊午年十二月勘定目録帳 (清兵衛・次兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一一	文化五戊辰年極月勘定目録帳 (長兵衛) 同右宛 (巳二月二十四日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一一
寛政十一己未年七月本勘定目録帳 (清兵衛・治兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一二	文化六己巳年極月勘定目録帳 (長兵衛) 同右宛 (午二月二十四日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一二
寛政十一己未年七月勘定目録帳 (清兵衛・治兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三	文化七庚午年九月勘定目録帳 (長兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三
寛政十一己未年七月勘定目録帳 (清兵衛・治兵衛)	近江屋久右衛門	半	一冊	一四	文化七庚午年極月勘定目録帳 (長兵衛) 同右宛 (未二月)	近江屋久右衛門	半	一冊	一四
寛政十一乙未年十二月勘定目録帳 (清兵衛・次兵衛・新兵衛) 西川利助宛 (申二月)	近江屋久右衛門	半	一冊	一五	文化八辛未年八月勘定目録帳 (長兵衛) 西川甚五郎宛 (未九月)	近江屋久右衛門	半	一冊	一五
享和元辛酉年七月勘定目録帳 (西八月二十八日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一六	文化八辛未年極月勘定目録帳 (長兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一六
享和元辛酉年十二月勘定目録帳 (享和二年二月二八日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一七	文化九壬申年八月勘定目録帳 (勘兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一七
享和二元戊年七月勘定目録帳 (享和二年八月二十六日)	近江屋久右衛門代 治兵衛 同右宛	半	一冊	一八	文化九壬申年極月勘定目録帳 (勘兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一八
享和三癸亥年十二月勘定目録帳 (支配人新兵衛・後見治兵衛) 同右宛 (文化改元甲子二月二十四日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一九	文化十一年戊七月勘定目録帳 (伊兵衛・後見勘兵衛) 同右宛 (戌八月二十六日)	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
文化元甲子年七月勘定目録帳 (見治兵衛・支配人新兵衛) 同右宛 (同年八月二十八日)	近江屋久右衛門	半	一冊	二〇	文化十二年亥七月勘定目録帳 (支配人伊兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	二〇
文化元甲子年十二月勘定目録帳 (新兵衛) 同右宛 (同年二月二十四日)	近江屋久右衛門	半	一冊	二一	文化十三年子七月勘定目録帳 (伊兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	二一
文化二乙丑年七月勘定目録帳 (新兵衛) 同右宛 (同年八月二十八日)	近江屋久右衛門	半	一冊	二二	文化十三年子十二月勘定目録帳 (伊兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	二二
文化二丁丑年十二月勘定目録帳 (新兵衛) 同右宛 (同三年二月二十八日)	近江屋久右衛門	半	一冊	二三	文化十四年丑七月勘定目録帳 (伊兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	二三
文化三丙寅年七月勘定目録帳 (新兵衛) 同右宛 (寅八月二十八日)	近江屋久右衛門	半	一冊	二四					

文化十四年丑十二月勘定目録帳 (伊兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一四	文政七年申極月勘定目録帳 配人重兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三
文政元年寅七月勘定目録帳 配人伊兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一四	文政八乙酉年七月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三
文政元年寅極月勘定目録帳 配人喜兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政八乙酉年極月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三
文政二乙卯年七月勘定目録帳 配人喜兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政九丙戌年七月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三
文政二年卯十二月勘定目録帳 配人喜兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政九丙戌年極月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三
文政三年辰七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(重	半	一冊	一五	文政十丁亥年七月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三
文政三年辰十二月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政十丁亥年十二月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三
文政四年辰七月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政十一戊子年七月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三
文政四年辛巳年十二月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一五	文政十一戊子年十二月勘定目録帳 門(九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛	半	一冊	一三
文政五年午七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(重	半	一冊	一五	文政十二己丑年七月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三
文政五年午極月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政十二己丑年十二月勘定目録帳 門(支配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛	半	一冊	一三
文政六癸未年七月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一五	文政十三庚寅年七月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三
文政六癸未年極月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一五	天保元庚寅年十二月勘定目録帳 配人九兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一三
文政七甲申年七月勘定目録帳 配人重兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一五	天保二辛卯年七月勘定目録帳 配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支	半	一冊	一三

天保二辛卯年十二月勘定目録帳 (支配人藤兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一七
天保三壬辰年七月勘定目録帳 配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一七
天保三壬辰年十二月勘定目録帳 (支配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一七
天保四癸巳年七月勘定目録帳 配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一七
天保四癸巳年十二月勘定目録帳 (支配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一七
天保五甲午年七月勘定目録帳 配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保五甲午年十二月勘定目録帳 配人藤兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保六乙未年七月勘定目録帳 配人源兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保六乙未年極月勘定目録帳 配人源兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保七丙申年七月勘定目録帳 配人源兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保七丙申年十二月勘定目録帳 (支配人源兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一八
天保八年西七月勘定目録帳 配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保八年西十二月勘定目録帳 配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八
天保九戊戌年七月勘定目録帳 配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一八

天保九戊戌年十二月勘定目録帳 (支配人八郎兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一八
天保十乙亥年七月勘定目録帳 配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一九
天保十年亥十二月勘定目録帳 配人八郎兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一九
天保十二年丑十二月勘定目録帳 (支配人伝兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
天保十三壬寅年十二月勘定目録帳 門(支配人伝兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
天保十四癸卯年十二月勘定目録帳 門(支配人伝兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
嘉永二年酉十二月勘定目録帳 配人徳兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一九
安政二乙卯年十二月勘定目録帳 (支配人源兵衛・江州勘番後見伊兵衛・与兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
安政三丙辰年七月勘定目録帳 配人源兵衛・後見卯兵衛・与兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一九
安政五戊午年十二月勘定目録帳 (支配人与兵衛・後見源兵衛・式番役五兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
安政六己未年七月勘定目録帳 配人与兵衛・式番役五兵衛・勤番伊兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支)	半	一冊	一九
万延元庚申年十二月勘定目録帳 (支配人五兵衛・式番役林兵衛・後見与兵衛・勤番後見卯兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九
文久三癸亥年十二月勘定目録帳 (支配人林兵衛・式番役喜兵衛・後見与兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門	半	一冊	一九

元治元子年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人林兵衛・式番役喜兵衛・後見勘兵衛) 西川甚五郎宛 元治元甲子年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人林兵衛・式番役喜兵衛・三番役佐助・後見勘兵衛) 同右宛	半	一冊	三〇三	明治四辛未年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人弥兵衛・式番役利兵衛・後見半七・立合勘兵衛) 西川甚五郎宛	半	一冊	三四
慶応元乙丑年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人喜兵衛・式番役佐助・後見林兵衛・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	二〇五	明治五壬申年盆後勘定目録帳 西川久右衛門(支配人弥兵衛・式番利兵衛・後見半七・立合勘兵衛) 同右宛 (明治六年二月)	半	一冊	三五
慶応二丙寅年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人喜兵衛・式番役佐助・立合勘兵衛・勤番卯兵衛) 同右宛	半	一冊	二〇六	明治七甲戌年前半期勘定目録帳 刃店支配人木下伊三郎・次役福永保兵衛・後見田中半七・立合深尾弥兵衛・佐藤勘兵衛 同右宛 (九月)	半	一冊	三六
慶応三卯三月七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人喜兵衛・式番役佐助・勤番与兵衛・後見林兵衛・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	二〇七	明治八戊亥年前半季勘定目録帳 木下伊三郎 同右宛 (八月)	半	一冊	三七
慶応三年卯七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人佐助・式番役半兵衛・後見林兵衛・立合人勘兵衛) 同右宛	半	一冊	二〇八	明治八戊亥年十二月勘定目録帳 支配人木下伊三郎・次役福永保兵衛・後見福本佐助・立合佐藤勘兵衛 同右宛 (明治九年三月)	半	一冊	三八
慶応三年卯十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人佐助・式番役半兵衛・立合人勘兵衛) 同右宛	半	一冊	二〇九	明治九丙子年前半季勘定目録帳 支配人木下伊三郎・次役福永保兵衛・後見福本佐助・同交代西堀卯兵衛・立合佐藤勘兵衛 同右宛 (九月)	半	一冊	三九
慶応四戊辰年七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人佐助・式番役半兵衛・後見与兵衛) 同右宛	半	一冊	二一〇	明治九丙子年後半季勘定目録帳 支配人木下伊三郎・次役福永保兵衛・後見田中半七・立合佐藤勘兵衛 同右宛	半	一冊	三〇
明治元年辰十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人佐助・支配兼半兵衛・式番役兼清兵衛・後見林兵衛・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	三二	金銭出納・当座貸借			
明治二年巳七月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人半兵衛・式番役清兵衛・後見佐助・同林兵衛・立合人勘兵衛) 同右宛	半	一冊	三三	*明治二十一年後半季結算式分銀積立・半季金銭出納・当座かし借合冊 刃店石井徳次郎	半	一冊	六五
明治三庚午年十二月勘定目録帳 近江屋久右衛門(支配人半七・清兵衛・弥七・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	三三	*明治二十二年前半季結算式分銀積立・金銭出納 当座貸借合冊 刃店石井徳次郎	半	一冊	六六
				*明治二十二年後半季式分金積立・金銀出納・当座かし借合冊 石井徳次郎	半	一冊	六七
				*明治二十三年前半季結算式分銀積立・金銭出納 当座かし借合冊 刃店石井徳次郎店	半	一冊	六八

* 明治二十三年後半季結算式分積立・金銭出納・ 当座貸借合冊 閉店石井徳次郎	半	一冊	六三〇
* 明治二十四年前半期積立金・金銭出納・当座貸 借合冊 閉店福本徳次郎	半	一冊	六三〇
* 明治二十四年後季式分金積立・運賃座積立・当 座貸借・金銭出納合冊 閉店尾仲九兵衛	半	一冊	六三二
* 明治二十五年前半季積立金・当座貸借・金銭出 納合冊 閉店在勤山本嘉右衛門	半	一冊	六三三
* 明治二十五年後半季結算式分金積立・運賃座丸 積・当座貸借・金銭出納書抜 閉店山本卯之助	半	一冊	六三三
売仕分帳			
卯七月中現金懸売仕分帳 近江屋久右衛門 西川甚 五郎宛 卯八月二日	半	一冊	六三四
明治三庚午年七月売仕分々帳 近江屋久右衛門(支 配人半七・清兵衛) 西川甚五郎宛 午八月	半	一冊	六三五
明治五年七月現懸売仕訳帳 西川久右衛門(弥兵 衛) 同右宛	半	一冊	六三六
明治五年申盆後売仕訳々帳 西川久右衛門(弥兵 衛) 同右宛	半	一冊	六三七
明治六年酉後半季売仕分 西川久右衛門(支配配 兵衛) 本家宛 (明治七年二月)	半	一冊	六三八
明治七年前半季売仕分々帳 閉店木下伊三郎 西 川甚五郎宛 (同年九月)	半	一冊	六三九
明治七年十二月迄売仕訳帳 木下伊三郎 同右宛 (八年三月)	半	一冊	六四〇
明治九年前半季売仕分帳 木下伊三郎 同右宛 (同年九月)	半	一冊	六四一
明治九年子後半季売仕分々帳 木下伊三郎 西川 甚五郎宛	半	一冊	六四二
明治十四年前半季売仕分帳 閉店佐藤勤兵衛 同 右宛	半	一冊	六四三
明治十四年後半季売仕分帳 閉店西川店佐藤勤兵衛	半	一冊	六四四
明治十五年前半季売仕分帳 同右	半	一冊	六四五
明治十五年後半季売仕分帳 閉店加藤保兵衛・佐 藤勤兵衛・山本嘉右衛門	半	一冊	六四六
明治十六年前半季売上仕分帳 閉店 西川甚五郎 宛	半	一冊	六四七
明治十六年後半季売仕分帳 閉店西川支店後見持	半	一冊	六四八
明治十七年前半季売上仕分帳 閉店西川甚五郎出勤 持 西川甚五郎宛	半	一冊	六四九
明治十七年後半季売仕分帳 閉店西川店出勤中	半	一冊	六五〇
明治十八年前半季売仕分帳 閉店出勤中	半	一冊	六五一
明治十八年後半季売仕分帳 閉店勤番	半	一冊	六五二
明治十九年後半季売仕分帳 閉店西川万治郎	半	一冊	六五三
明治十九年後半季大売仕分帳 閉店 西川甚五郎 宛	半	一冊	六五四
明治二十年前半季懸現金売仕分帳・式分銀積立 合冊 閉店西堀万次郎 西川甚五郎宛	半	一冊	六五五
明治二十四年前半季現金懸月月仕分帳 閉店 増減帳 付、古懸書抜	横長半	一冊	六五六

明治五年七月増減差引帳 西川甚五郎宛	西川久右衛門(弥兵衛)	半	一冊	六七四	明治十七年後半季増減差引帳 西川店出勤中	半	一冊	六八
明治五年申盆後増減差引帳 衛) 同右宛(明治六年二月)	西川久右衛門(弥兵衛)	半	一冊	六七五	明治十八年前季懸方増減帳 西店出勤中	半	一冊	六九
明治六年西後半季増減差引帳 同右宛	西店支配弥兵衛	半	一冊	六七六	明治十八年後季増減帳 勤番	半	一冊	六七〇
明治七年前半季増減差引帳 右宛(同年九月)	西店木下伊三郎	半	一冊	六七七	明治十九年前半季懸方増減差引帳 西店西堀万治郎	半	一冊	六七三
明治七年十二月増減懸差引帳 宛(八年三月)	木下伊三郎	半	一冊	六七八	明治十九年後半季増減差引帳 西店西川甚五郎	半	一冊	六七三
明治八年亥前半季懸増減差引帳 右宛(同年八月)	木下伊三郎	半	一冊	六七九	明治二十年前半季懸方増減帳 西店西堀万治郎	半	一冊	六八四
明治九年子前半季増減差引帳 宛(同年八月)	木下伊三郎	半	一冊	六八〇	明治二十年後半季結算懸方増減帳・式分金積立帳合冊 西店西堀万治郎	半	一冊	六八三
明治九年子後半季増減差引帳 宛	木下伊三郎	半	一冊	六八一	明治二十一年前半季懸方増減書抜 (西堀万治郎)	半	一冊	六八五
明治十四年後半季懸方増減帳 衛)	西川店佐藤勘兵衛	半	一冊	六八二	明治二十一年後半季懸方増減帳 西店石井德次郎	半	一冊	六八六
明治十五年前半季増減差引帳 衛)	西川店佐藤勘兵衛	半	一冊	六八三	明治二十二年前半季増減差引帳 西店石井德次郎	半	一冊	六八八
明治十五年後半季増けんじ帳 西店		半	一冊	六八四	明治二十二年後半季懸方増減帳 西店石井德次郎	半	一冊	六八九
明治十六年前半季増減差引帳 宛	西川甚五郎	半	一冊	六八五	明治二十三年前半季懸方増減帳 西店石井德次郎	半	一冊	七〇〇
明治十六年後半季増減差引帳 同右宛	西川店後見持	半	一冊	六八六	明治二十三年後半季懸方増減帳 西店石井德次郎	半	一冊	七〇一
明治十七年申前半季増減差引帳 同右宛	西川店出勤持	半	一冊	六八七	明治二十四年前半期懸方増減差引・古懸帳記入書抜合冊 西店福本德次郎	半	一冊	七〇二
					明治二十四年後季懸方増減差引帳 西店在勤尾仲九兵衛	半	一冊	七〇三
					明治二十五年前半季懸方増減帳 右衛門	半	一冊	七〇四
					明治二十五年後半季懸方増減帳 西店山本卯之助	半	一冊	七〇五

明治十八年後季古懸書拔帳 佐藤勘兵衛・田中万治郎	近江屋久右衛門	半	一冊	五二
明治二十一年後半季古懸書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五七
懸・現金人別仕分				
明治二十四年前半季懸方人別仕分帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五九
明治二十四年前半季現金人別仕分帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六〇
明治二十五年前半季懸方人別仕分帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六一
別金積立勘定				
天保十一年七月別金帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五五
天保十一年七月別金帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五五
天保十一年七月別金帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五五
丑盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五七
丑盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五七
丑盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五七
寅盆前別金帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五九
寅盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	五九
卯盆前別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六一
卯盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六一
天保十五年七月別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六三
兵衛・江州勤番金兵衛	同右宛			
弘化元年辰盆後別積金勘定帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六四
西川甚五郎宛	(弘化二年三月)			
弘化二年七月別銀帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六五
巳ノ盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六六
(弘化二年カ)				
弘化三丙午ノ盆後別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六七
安政二乙卯年七月別金積立帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六八
配人源兵衛・与兵衛・江州勤番伊兵衛・後見勘兵衛	近江屋久右衛門	半	一冊	六八
西川甚五郎宛				
安政二年十二月別金積立帳	近江屋久右衛門	半	一冊	六九
配人源兵衛・与兵衛・後見伊兵衛	近江屋久右衛門	半	一冊	六九
安政三年七月別金積建帳	近江屋久右衛門	半	一冊	七〇
配人源兵衛・後見宇兵衛・与兵衛代五兵衛	近江屋久右衛門	半	一冊	七〇
文久貳年壬戌七月別金積立帳	近江屋久右衛門	半	一冊	七一
(支配人五兵衛・式番役林兵衛・勤番伊兵衛・立合与兵衛)	近江屋久右衛門	半	一冊	七一
同右宛	(戊閏八月七日改)			
文久三年七月式分積金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	七二
配人林兵衛・式番役喜兵衛・後見五兵衛	近江屋久右衛門	半	一冊	七二
元治元年子盆前式步銀書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	七三
配人林兵衛・式番役喜兵衛・後見勘兵衛	近江屋久右衛門	半	一冊	七三
元治元年十二月式步別金書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	七四
(支配人林兵衛・式番役喜兵衛・三番役佐助・後見勘兵衛)	近江屋久右衛門	半	一冊	七四
慶応二年七月別金積立書拔帳	近江屋久右衛門	半	一冊	七五
配人喜兵衛・式番役佐助・立合勘兵衛・勤番卯兵衛	近江屋久右衛門	半	一冊	七五
同右宛				

慶応二年十二月別金積立書抜帳 (支配人喜兵衛・式番役佐助・勤番与兵衛・後見林兵衛・立合勘兵衛) 西川甚五郎宛	近江屋久右衛門	半	一冊	五六	明治六年酉後半季式歩積立帳 配弥兵衛 本家宛	西川久右衛門店支	半	一冊	六八
慶応三年七月二分金積立書抜帳 配人佐助・式番役半兵衛・三番役長兵衛・立合林兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支配人佐助・式番役半兵衛・立合人与兵衛・同勘兵衛) 同右宛	半	一冊	五七	明治七年甲戌十二月迄式分積立帳 (明治八年三月)	木下伊三郎・福永保兵衛・田中半七・佐藤勘兵衛	半	一冊	六九
慶応三年十二月別金積立帳 配人佐助・式番役半兵衛・立合人与兵衛・同勘兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支配人佐助・式番役半兵衛・立合人与兵衛・同勘兵衛) 同右宛	半	一冊	五八	明治八年亥前半季式分積立帳 (同年八月)	木下伊三郎 同右	半	一冊	七〇
慶応四年七月別金積立帳 人佐助・式番役半兵衛・立合与兵衛・同勘兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支配人佐助・式番役半兵衛・立合与兵衛・同勘兵衛) 同右宛	半	一冊	五九	明治九年前半季式分積立帳 兵衛 同右宛 (同年九月)	木下伊三郎・福永保兵衛	半	一冊	七一
明治元年辰盆後二分積金帳 配人佐助・同兼半兵衛・式番役見習清兵衛・後見林兵衛・立合勘兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支配人佐助・同兼半兵衛・式番役見習清兵衛・後見林兵衛・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	六〇	明治九年子後半季式分積立帳 保兵衛・田中半七・佐藤勘兵衛 同右宛 (明治一〇年二月)	木下伊三郎・福永保兵衛	半	一冊	六二
明治二年十二月式分積立帳 右宛	近江屋久右衛門 同	半	一冊	六一	明治十五年前半季式分積立帳	西川店佐藤勘兵衛	半	一冊	六三
明治三庚午年七月二歩積立帳 配人半七・式番役清兵衛・弥七・立合勘兵衛) 同右宛 (午八月)	近江屋久右衛門(支配人半七・式番役清兵衛・弥七・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	六二	明治十五年後半季式分金積立帳 ・佐藤勘兵衛・山本嘉右衛門	西川店加藤保兵衛	半	一冊	六四
明治四年七月式分積金帳 人弥兵衛・式番役利兵衛・立会半七・勘兵衛) 同右宛	近江屋久右衛門(支配人弥兵衛・式番役利兵衛・立会半七・勘兵衛) 同右宛	半	一冊	六三	明治十六年前半季別金積立帳	西川店 西川甚五郎	半	一冊	六五
明治四年十二月式分積立帳 右宛	近江屋久右衛門 同	半	一冊	六四	明治十六年後半季式分積立帳	西川支店後見持	半	一冊	六六
明治五年申七月式分積立帳 弥兵衛・次役利兵衛・後見半七・立合勘兵衛) 同右宛	西川久右衛門(支配人弥兵衛・次役利兵衛・後見半七・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	六五	明治十七年申前半季式分金積立帳 人佐藤勘兵衛・福本佐助 西川甚五郎宛 (同年九月)	西川店立会人	半	一冊	六七
明治五年申盆後別段積金帳 弥兵衛・式番利兵衛・後見半七・立合勘兵衛) 同右宛	西川久右衛門(支配人弥兵衛・式番利兵衛・後見半七・立合勘兵衛) 同右宛	半	一冊	六六	明治十七年後半季式分銀積立帳 福本佐助・山本嘉右衛門・佐藤勘兵衛・式番役田中定七	西川店立会人	半	一冊	六八
明治六年七月前季式歩積立帳 配人弥兵衛他三名) 同右宛	西川久右衛門(支配人弥兵衛他三名) 同右宛	半	一冊	六七	明治十八年前半季式分銀積立帳	西川店出勤中	半	一冊	六九
					明治十八年後半季式分銀積立帳 ・佐藤勘兵衛・西堀万治郎	西川店山本嘉右衛門	半	一冊	七〇
					明治十九年前半季式分銀積立帳	西川店西堀万治郎	半	一冊	七一

明治十九年後半季式分金積立帳 〔閉店支配人西堀万治郎 西川甚五郎宛〕 半 一冊 六三

*明治二十年前半季懸現金売仕分帳・式分銀積立合冊 〔閉店〕 半 一冊 六五

明治二十年後半季懸方増減帳・式分金積立帳合冊 〔閉店西堀万治郎〕 半 一冊 六三

明治二十一年前季式分金積立帳 西堀万治郎 半 一冊 六四

明治二十一年後半季式分銀積立・半季金積出納・当座かし借合冊 〔閉店石井徳次郎〕 半 一冊 六五

明治二十二年前半季式分金積立・金積出納・当座貸借合冊 〔閉店石井徳次郎〕 半 一冊 六六

明治二十二年後半季式分金積立・金銀出納・当座かし借合冊 石井徳次郎 半 一冊 六七

明治二十三年前半季式分銀積立・金積出納・当座かし借合冊 〔閉店石井徳次郎〕 半 一冊 六八

明治二十三年後半季式分積立・金積出納・当座貸借合冊 〔閉店石井徳次郎〕 半 一冊 六九

明治二十四年前半期積立金・金積出納・当座貸借合冊 〔閉店〕 半 一冊 七〇

明治二十四年後季式分金積立・運賃戻積立・当座貸借・金積出納合冊 〔閉店尾仲九兵衛〕 半 一冊 七三

明治二十五年前半季積立金・当座貸借・金積出納合冊 〔閉店在勤山本嘉右衛門〕 半 一冊 七三

*明治二十五年後半季式分金積立・運賃戻丸積・当座貸借・金積出納書抜 〔閉店山本卯之助〕 半 一冊 七三

為替

未盆前御屋鋪歩渡帳 近江屋久右衛門 西川甚五郎宛 半 一冊 七六

〔閉〕南店・堀留支店

勘定目録帳

明治四辛未年十二月勘定目録帳 南店長兵衛・政七・太兵衛・馬次郎・立合任助・勘兵衛 西川甚五郎宛 半 一冊 三三

明治八年亥後後半季勘定目録帳 南店支配人勝木長兵衛・次役政七・忠七・調査福本佐助 同右宛 半 一冊 三三

明治十五年前半季結算勘定目録帳 〔閉〕南店支配人福本政七・関目喜兵衛他四名 本店在勤山本嘉右衛門・同佐藤勘兵衛 同右宛 半 一冊 三三

明治十五年後半季結算勘定目録帳 〔閉〕南店支配人勝木長兵衛・関目喜兵衛・石橋竹吉・原沢兼太郎・清水卯助・尾仲茂三郎 同右宛 半 一冊 三三

明治十七年十二月結算勘定目録帳 南店元支配人勝木長兵衛 西川甚五郎宛 半 一冊 三五

勘定目録帳 元南店勝木長兵衛 同右宛 明治一八年五月一日 半 一冊 三五

明治十八年後半季元南店勘定帳 堀留支店勝木長兵衛 西川甚五郎宛 半 一冊 五三

明治十九年前半季旧南店勘定差引帳 福永吉兵衛・佐藤勘兵衛 半 一冊 五三

明治十九年後半季南店勘定差引帳 堀留支店西川甚四郎代佐藤勘兵衛・勘番福永吉兵衛 半 一冊 五三

明治二十年前半季南店勘定差引帳 堀留店西川甚四郎代佐藤勘平・勤番福永吉平 西川甚五郎宛	半	一冊	五五	明治二十五年前半季月々仕分帳 堀留支店	橫長半	一冊	八五
明治二十年後半季南店勘定差引帳 堀留支店勤番村井芳兵衛 同右宛	半	一冊	五六	明治二十五年後半季月々仕分帳 堀留店 西川甚五郎宛	橫長半	一冊	八三
奥筋勘定帳 堀留店勤番福永吉兵衛 同右宛 明治二十年	半	一冊	六四	明治二十三年後半季月々仕分帳 堀留店 西川甚五郎宛	橫長半	一冊	八三
明治二十二年前半季奥筋勘定帳 堀留店勤番福永吉兵衛 同右宛	半	一冊	六五	明治二十四年後季月々仕分帳 堀留店 西川本家宛	橫長半	一冊	八四
明治二十二年後半季奥筋勘定帳 堀留店支配人伊藤庄七・勤番福永吉兵衛 同右宛	半	一冊	六六				
明治二十三年前半季奥筋勘定帳 堀留店支配人中島庄七・勤番西川常吉 同右宛	半	一冊	六七				
明治二十三年後半季奥筋勘定帳 堀留店支配人中島庄七・勤番西川常吉 同右宛	半	一冊	六八				
明治二十四年前半季奥筋勘定帳 堀留店支配人中島庄七・勤番尾仲九兵衛・佐藤勘兵衛 同右宛	半	一冊	六九				
明治二十四年後半季奥筋勘定帳 堀留支店支配人中島庄七・勤番西川常吉 同右宛	半	一冊	七〇				
明治二十五年前半季奥筋勘定帳 堀留支店支配人中島庄七・勤番西川常吉 西川本家宛	半	一冊	七一				
明治二十五年前半季仕払入内訳帳 東京堀留支店支配人中島庄七・勤番西川常吉 西川本家宛	半	一冊	七三				
明治二十三年後半季月々仕分帳 堀留店 西川甚五郎宛	半	一冊	八三				
明治二十四年後季月々仕分帳 堀留店 西川本家宛	半	一冊	八四				
寛政元己酉年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 西川理助宛	半	一冊	一	寛政元己酉年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 西川理助宛	半	一冊	一
寛政二庚戌年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(次兵衛) 同右宛	半	一冊	二	寛政二庚戌年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(次兵衛) 同右宛	半	一冊	二
寛政五癸丑年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 西川理助・同惣十郎宛	半	一冊	三	寛政五癸丑年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 西川理助・同惣十郎宛	半	一冊	三
寛政七乙卯年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(次兵衛) 西川理助・同宗十郎・同文治郎宛	半	一冊	四	寛政七乙卯年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(次兵衛) 西川理助・同宗十郎・同文治郎宛	半	一冊	四
寛政八丙辰年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 同右宛	半	一冊	五	寛政八丙辰年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 同右宛	半	一冊	五
寛政八丙辰年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 同右宛	半	一冊	六	寛政八丙辰年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(治兵衛) 同右宛	半	一冊	六
寛政九丁巳年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(次兵衛) 同右宛	半	一冊	七	寛政九丁巳年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(次兵衛) 同右宛	半	一冊	七
享和三癸亥年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(喜兵衛) 西川利助・仁右衛門宛	半	一冊	八	享和三癸亥年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(喜兵衛) 西川利助・仁右衛門宛	半	一冊	八
文化二乙丑年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(与兵衛) 西川理助・甚五郎宛	半	一冊	九	文化二乙丑年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎(与兵衛) 西川理助・甚五郎宛	半	一冊	九
文化四丁卯年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎代甚兵衛 西川利助宛	半	一冊	一〇	文化四丁卯年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎代甚兵衛 西川利助宛	半	一冊	一〇

京店(京寺町通松原上ル山形屋甚五郎名前)

勘定目録帳

文化四丁卯年十二月勘定目録帳 甚兵衛 西川理助宛	山形屋甚五郎代	半	一冊	二	文化十一戊年極月勘定目録帳 川甚五郎宛	山形屋甚五郎	西	半	一冊	三
文化五戊辰年七月勘定目録帳 兵衛 同右宛	山形屋甚五郎代甚	半	一冊	三	文化十二亥年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化五戊辰年極月勘定目録帳 兵衛 同右宛	山形屋甚五郎代甚	半	一冊	三	文化十二亥年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化六己巳年七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎(甚	半	一冊	四	文化十三子年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	六
文化六己巳年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	五	文化十三子年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	六
文化七庚午年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	六	文化十四丑年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化七庚午年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	七	文化十四丑年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化八辛未年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	六	文政元寅年七月勘定目録帳 宛	山形屋甚五郎	同右	半	一冊	三
文化八辛未年極月勘定目録帳 川甚五郎宛	山形屋甚五郎	西	一冊	九	文政元戊寅年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化九壬申年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	〇	文政二己卯年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化九壬申年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	三	文政二己卯年極月勘定目録帳 宛	山形屋甚五郎	同右	半	一冊	三
文化十癸酉年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	三	文政三庚辰年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三
文化十癸酉年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	三	文政三庚辰年極月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎(善	同	半	一冊	三
文化十一戊年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	一冊	三	文政四辛巳年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	三

文政四辛巳年極月勘定目錄帳 川甚五郎宛	山形屋甚五郎	西	半	一冊	完	文政十一戊子年十二月勘定目錄帳 (治兵衛) 西川甚五郎宛	山形屋甚五郎	半	一冊	五
文政五壬午年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	文政十二己丑年七月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	五
文政五壬午年極月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	文政十二己丑年十二月勘定目錄帳 (治兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	五
文政六癸未年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	文政十三寅年七月勘定目錄帳 兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎(治	半	一冊	五
文政六癸未年極月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	文政十三寅年十二月勘定目錄帳 (治兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	五
文政七甲申年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	天保二辛卯年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	五
文政七甲申年十二月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	天保二辛卯年極月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	五
文政八乙酉年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	天保三辰年七月勘定目錄帳 宛	山形屋甚五郎 同右	半	一冊	六
文政八乙酉年十二月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	天保三壬辰年十二月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六
文政九丙戌年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	天保四癸巳年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六
文政九丙戌年十二月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	四	天保四癸巳年極月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六
文政十丁亥年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	五	天保五甲午年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六
文政十丁亥年十二月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	五	天保五甲午年十二月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六
文政十一戊子年七月勘定目錄帳 同右宛	山形屋甚五郎	同	半	一冊	五	天保六乙未年七月勘定目錄帳 右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六

天保六乙未年十二月勘定目録帳 西川甚五郎宛	山形屋甚五郎	半	一冊	宅	弘化二乙巳年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(支配 人佐兵衛)	西川甚五郎宛	山形屋甚五郎(支配 人佐兵衛)	半	一冊	八
天保七丙申年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎 同	半	一冊	穴	弘化二乙巳年極月勘定目録帳 山形屋甚五郎(支配 人佐兵衛)	同右宛	山形屋甚五郎(支配 人佐兵衛)	半	一冊	八
天保七丙申年十二月勘定目録帳 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	充	弘化四丁未年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(支配 人佐兵衛)	同右宛	山形屋甚五郎(支配 人佐兵衛)	半	一冊	八
天保八丁酉年七月勘定目録帳 天保八丁酉年七月勘定目録帳 郎兵衛)	山形屋甚五郎(三 郎兵衛)	半	一冊	七	弘化四丁未年極月勘定目録帳 支配人佐兵衛	同右宛	同	半	一冊	八
天保八丁酉年極月勘定目録帳 郎兵衛)	山形屋甚五郎(三 郎兵衛)	半	一冊	七	嘉永元年申七月勘定目録帳 京店当役佐兵衛	同	同	半	一冊	八
天保九戊戌年七月勘定目録帳 郎兵衛)	山形屋甚五郎(三 郎兵衛)	半	一冊	三	嘉永元年戊申年極月勘定目録帳 京店当役佐兵衛	同右宛	同	半	一冊	八
天保九戊戌年極月勘定目録帳 兵衛)	山形屋甚五郎(三郎 兵衛)	半	一冊	三	嘉永二酉年七月勘定目録帳 京店当役佐兵衛	同	同	半	一冊	八
天保十己亥年七月勘定目録帳 郎兵衛)	山形屋甚五郎(三 郎兵衛)	半	一冊	三	嘉永三庚戌年十二月勘定目録帳 京店山形屋甚五 郎 同右宛	同	同	半	一冊	八
天保十己亥年極月勘定目録帳 郎兵衛)	山形屋甚五郎(三 郎兵衛)	半	一冊	三	嘉永四亥年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(利兵 衛)	同右宛	同	半	一冊	八
天保十一庚子年七月勘定目録帳 配人三郎兵衛)	山形屋甚五郎(支 配人三郎兵衛)	半	一冊	三	嘉永四甲亥年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎 (支配人利兵衛)	同右宛	同	半	一冊	八
天保十一子年極月勘定目録帳 配人三郎兵衛)	山形屋甚五郎(支 配人三郎兵衛)	半	一冊	三	嘉永五子年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(支配 人利兵衛)	同右宛	同	半	一冊	八
天保十三寅年極月勘定目録帳 配人三郎兵衛)	山形屋甚五郎(支 配人三郎兵衛)	半	一冊	六	嘉永五壬子年十二月勘定目録帳 山形屋甚五郎 (支配人利兵衛)	同右宛	同	半	一冊	八
天保十四卯年七月勘定目録帳 配人三郎兵衛)	山形屋甚五郎(支 配人三郎兵衛)	半	一冊	六	嘉永六癸酉年七月勘定目録帳 山形屋甚五郎(支 配人利兵衛)	同右宛	同	半	一冊	八
天保十四卯年極月勘定目録帳 配人三郎兵衛)	山形屋甚五郎(支 配人三郎兵衛)	半	一冊	六	嘉永六癸酉年極月勘定目録帳 山形屋甚五郎(支 配人利兵衛)	同右宛	同	半	一冊	八

嘉永七甲寅年七月勘定目録帳 人利兵衛) 西川甚五郎宛	山形屋甚五郎(支配)	半	一冊	壹
安政元甲寅年極月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎 同	半	一冊	六
安政二乙卯年七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎(政)	半	一冊	七
慶応三丁卯年十二月勘定目録帳 (政兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	六
明治元戊辰年七月勘定目録帳 兵衛) 同右宛	山形屋甚五郎(政)	半	一冊	九
明治二己巳年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎 同	半	一冊	一〇
明治二己巳年十二月勘定目録帳 同右宛	山形屋甚五郎	半	一冊	一〇
明治四辛未年七月勘定目録帳 右宛	山形屋甚五郎 同	半	一冊	一〇
明治六癸酉年七月勘定目録帳 同右宛	西京山形屋甚五郎	半	一冊	一〇
明治八乙亥年七月勘定目録帳	京店 同右宛	半	一冊	一〇
売仕分帳				
明治二十五年後半季月々仕分控 西川甚五郎宛	京都西川支店	横長半	一冊	八七
地代差引帳				
安政三辰年盆後幸竹町差引帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八〇
安政四年巳盆前幸竹町差引帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八二
安政四年巳盆後幸竹町差引帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八三
安政四年巳盆後松川町差引帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八六
明治七年戌七月松川町地代差引帳 五郎宛	京店 西川甚	横長半	一冊	八七
明治九年子盆前松河町地代差引帳 宛	西京店 本家	横長半	一冊	八六
明治九年子十二月松川町地代書拔帳 西川甚五郎宛	西京同店	横長半	一冊	八九
普請入用				
京店普請入用仕分帳 山形屋甚五郎(政兵衛) 川甚五郎宛 慶応二年七月	西	半	一冊	七九
本家立替物				
安政四巳盆前御本家様立替物帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八〇
安政四年巳盆後御本家様立替物帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八〇
文久三亥歳盆後御本家様立替物帳 宛	京店 御本家	横長半	一冊	八一
明治八年亥後半季御本家様立替物帳 家宛	西京店 本	横長半	一冊	八二
明治九年子前半季御本家様立替物帳 西川甚五郎宛	西京支店	横長半	一冊	八四
明治九歳子十二月御本家様立替物書拔帳 店 西川甚五郎宛	西京支	横長半	一冊	八三
明治十年丑前半季御本家様并外立替物書拔帳 西京同店 同右宛	西京同店	横長半	一冊	八五
安政四年巳盆前玉粉代差引帳	京店 本家宛	横長半	一冊	八三

已とし盆後玉粉差引之帳 京店 本家宛 (安政四年二月)

横長半 一冊 八四

大阪店 (大阪本町老町目)

売仕分帳

明治十五年年前半季売仕分帳 大阪支店西川甚五郎 西川甚五郎宛 半 一冊 七六

明治十五年午後半季売仕分帳 大阪支店 同右宛 半 一冊 七六

明治十六未年後半季大仕分ヶ 大阪支店 同右宛 半 一冊 七六

明治二十四年前半季懸現月々仕訳帳 大阪西川支店 本家宛 横長半 一冊 八六

増減帳

明治十九年戌前前半季増減差引帳 大阪支店支配人加藤保兵衛・立会人広瀬清兵衛 西川甚五郎宛 半 一冊 七〇

明治二十年亥前前半季増減帳 大阪支店支配人加藤保兵衛・立会人広瀬清兵衛 同右宛 半 一冊 七六

別金積立勘定

明治十五年年前半期式分積帳 大阪支店 西川甚五郎宛 半 一冊 七二

明治十五年午後半期式分積帳 大阪支店 同右宛 半 一冊 七三

その他

明治二十年十月十六日ヨリ第一回仮勘定 西川出張所 (尾道支店カ) 半 一冊 七二

店政

店制

仕法帳 山形屋理助 店善七宛 天明四年 小横本 一冊 七三

マイクロ・フィルム収録 山形屋西川家文書目録

(プリント記号 P7001)

本店

本店帳簿

大福帳

65 大福帳 八代目理助 享和二—文政二二年

一冊 (236) 製本番号 八七—八

66 大福帳 十代目甚五郎 天保二—四—明治二二年

一冊 (398) 八—九

48 (自明治四辛未歲至明治貳十年勘定稿) (本店)

合一冊 (269) 五—五

納戸差引帳

55 納戸当座帳 山形屋甚五郎 文政二—弘化四年

一冊 (69) 六

53 納戸差引帳 西川氏 文政二—天保八年

一冊 (46) 四

54 納戸差引帳 西河氏 天保九—嘉永元年

一冊 (116) 五

貸借帳

60 貸借帳 山形屋甚五郎 天保一—嘉永二年

一冊 (326) 七—七

62 貸借帳 山形屋甚五郎 嘉永三—安政三年

一冊 (282) 九—八

61 貸借帳 山形屋甚五郎 安政四—文久二年

一冊 (289) 七—六

58 貸借帳 山形屋甚五郎 文久三—慶応三年

一冊 (262) 七—七

59 貸借帳 山形屋甚五郎 慶応四—明治五年

一冊 (237) 七—七

63 貸借帳 西川甚五郎 明治六—一三年

一冊 (371) 八—八

64 貸借帳 西川甚五郎 明治一—一六年

一冊 (292) 八—八

万差引帳

37 万差引帳 山形屋理助 寛政七年

一冊 (206) 五—三

38 万差引帳 山形屋利助 寛政八年

一冊 (209) 七—六

39 万差引帳 山形屋理助 寛政一〇年

一冊 (197) 三—〇

40 万差引之帳 山形屋甚五郎 (嘉永元年)

一冊 (459) 四—四

57 金銀差引帳 山形屋甚五郎 嘉永七—万延二年

一冊 (180) 六—六

41 万差引之帳 山形屋甚五郎 慶応二年

一冊 (563) 四—四

地代差引帳

17 地代差引帳 山形屋理助 安永七—文政九年

一冊 (90) 三

56 地代貸附帳 山形屋甚五郎 文化九—文政二二年

一冊 (112) 七

別家差引帳

44 別家差引帳 山形屋甚五郎 天保一—嘉永三年

一冊 (270) 五—五

45 別家差引帳 西川氏 嘉永四—慶応二年

一冊 (208) 五—七

三店勘定写

7 [三]店寛文七丁未七月、天明八申十二月迄百貳拾貳年之間・[四]店寛保元辛酉七月、天明八申十二月迄四拾八年之間・京店宝曆六年七月、天明八申十二月迄三拾三年之間勘定写 本家西川氏山形屋

一冊 (369) 六—九

8 文政七甲午盆前々安政六未年盆後迄 店・刃店・
京店勘定目録写 山形屋甚五郎 一冊 (216) 二〇二
9 万延元庚申年盆前々明治十丑盆後迄 店・刃店・
京店勘定目録写 山形屋甚五郎 一冊 (207) 二二三

要用留

5 日記〔万扣帳〕 山形屋甚五郎 (七代目隠居・九
代目カ) (天明―幕末) 一冊 (152) 三四
74 扣〔弓仕入并小道具直段覚他〕 西川重道 (寛
政) 一冊 (24) 七

76 万覚帳 湖東八幡西川利助 寛政五年 一冊 (38) 六

75 諧色用向扣帳 西川甚五郎 文政八―嘉永二年 一冊 (84) 七

67 当用控 西川重善 (天保六―嘉永二年) 一冊 (24) 三

73 与路津飛賀恵 湖東礪山荷司河氏 一冊 (35) 六

同族店

松店

26 算用之目録 松屋長左衛門 (川詰太兵衛・堀次兵
衛・田中善兵衛・清水吉兵衛) 西川理助・同又七
郎・同弥兵衛宛 享保三年七月 一冊 (52) 三

24 松屋差引牒 八幡大杉町山形屋理助 享保一七―
寛政五年 一冊 (44) 三

49 戊ノ歳松店勘定下書 当番山形屋理助 寛政二年
一二月 一冊 (13) 六

釘貫店

78 (一) (近江屋又七江戸持店相続ニ付手代中連印
一札) 手代安井清兵衛・宮川忠兵衛・村井市兵衛
・松田彦三郎 堤八兵衛・西川理助・同弥兵衛・同
多右衛門・同善六・神馬源右衛門・村田次右衛門宛
元文二年二月 一通 (2) 六

嶋屋

78 (二) 〔家屋鋪ニ付町内より預り候証文式通
1 (當時町内持之嶋屋友藏家屋敷家質証文)
蒲生郡大杉町組頭・町惣代・年寄連印 愛知郡四
十九村紙屋作右衛門宛 嘉永二年四月 一通 (1) 六
2 (右家屋敷ニ付町内々差入一札) 嶋屋友藏宛
嘉永二年四月 一通 (1) 六

新宅

79 (八幡寺内北末町小西屋九右衛門同所大杉
町山形屋甚四郎妻さと江掛ル辨并米預り荷物
滞出入一件留) 嘉永四年七月―同年九月 一冊 (50) 六

取引店

両替店

81 (元) (京都両替万屋次兵衛休業之節御預り殘金
当分御見居被下ニ付一札) 万屋次兵衛 江州八
幡山形屋甚五郎宛 (年次札) 一通 (1) 二

仕入関係

疊表

80 (一) (中之庄村喜三郎表代前銀滞濟方ニ付同村
表屋次左衛門請合一札) 山形屋理助宛 延享三
年一〇月 一通 (1) 二

81(五) (表代差引銀預リニ付請合証文) 奥之嶋村
預リ主伊兵衛・請人同村長治 八幡大杉町山形屋甚
五郎宛 文政八年七月 一通 (1) 100

81(三) (大房村増兵衛・清助・長次表出不足ニ付
差入一札) 西川多左衛門・山形屋甚五郎宛 安政
六年二月 三通 (3) 100

越前表(布・綴)

81(三) (越前福井香具屋次郎兵衛布前金引合証文)
(上包共) 山形屋甚五郎・近江屋作兵衛・同久右衛
門宛 安政三年九月―慶応二年三月 六通 (7) 100

81(三) (当五月中布直段値下ニ付値引高借用年賦
証文) 越州福井角屋治助 江州八幡山形屋甚五郎
宛 元治元年九月 一通 (1) 100

81(三) (越前大野大屋喜助国産蚊帳仕法金年賦証
文) 近江屋作兵衛・同久右衛門宛 二通 (2) 100

付、右ニ付同人宛^①方承知一札 慶応三年一
二月

81(三) (越前福井松代屋伊八金札借用一札 (逆綴式
簡書入) 江州八幡大杉町山形屋甚五郎宛 慶応四
年七月 一通 (1) 100

81(七) (御注文布買次直段不行届ニ而御店損銀濟
方仕法御請一札) 水屋忠七 山形屋甚五郎宛
甲子十一月 (元治元年) 一通 (2) 100

80(七) (地布前金預リ証文 (金札百両) 金沢野町四丁
目松任屋嘉右衛門 山形屋甚五郎・与兵衛宛 西二
月三日 一通 (1) 100

蚊帳

33 織屋帳 万延二年正月 一冊 (89) 100

81(七) (縁地染代前借滞ニ付詫一札) 本人江南町
梅屋嘉右衛門・請人豊浦村永町藍屋次郎右衛門・同
親類妙楽寺村田辺半右衛門 山形屋甚五郎宛 天保
十一年一月 一通 (2) 100

為替

81(三) (為替手形 江戸日本橋通老町目近江屋作兵衛取
組 江州中宿邑麻屋利助宛 元治元年一月 一通 (1) 100

81(三) (為替手形 江戸近江屋久右衛門取組 江務布屋
儀助宛 慶応二年正月 一通 (1) 100

81(三) (為替手形 角屋次助・久加半次郎兵衛取組 山
形屋甚五郎宛 [大坂布屋理兵衛請取裏書] 慶応三
年二月 一通 (2) 100

81(七) (地頭所定用江戸下シ金為替取組依頼ニ付
差入一札) 上田録次郎知行所郷中惣代野洲郡服部
村・比江村・木部村・立花村庄屋連印 八幡大杉町
山形屋甚五郎宛 慶応元年閏五月 一通 (1) 100

貸付

在貸

81(二) (奥嶋村孫吉金子預リ証文 (田地二筆書入)
八幡大杉町山形屋理助宛 天明四年七月 一通 (1) 100

81(三) (江州蒲生郡岩倉村・葛巻村役人連印金子借
用証文 八幡町山形屋甚五郎宛 嘉永元年一月 一通 (2) 100

81(三) (岩倉村・葛巻村借金年賦証文 八幡町山形屋
甚五郎宛 元治元年一月 一通 (3) 100

81(三) (木綿屋亦三郎金子借用証文 西川甚五郎宛
慶応三年二月 二通 (2) 100

81(三) 佐野村利兵衛後家とく〔店儀兵衛在所〕金子借用一札 八幡西川甚五郎宛 明治四年二月	一通 (1)	100
81(元) 江州白部村奥野又次郎葉蘆仕入金借用証文 江州八幡大杉町西川甚五郎宛 明治四年二月	一通 (1)	100
81(三) 愛知郡杵掛村川村喜右衛門・同卯兵衛金子借用証文〔金千両〕 八幡大杉町西川甚五郎宛 明治五年七月	一通 (1)	100
その他		
81(三) (建仁寺町五条下ル式丁目柵木屋佐兵衛銅金割方買入金入用ニ付質入証文) 山形屋甚五郎宛 享和三年二月	二通 (2)	100
付、同人宛鋸屋平兵衛他二名銅方割方証文 添		
運輸		
81(一) (八幡町問屋仲間定之一札) 問屋幸巴徳右衛門他六名連印 元文五年九月	一通 (2)	100
35 (問屋仲間定法書) 米屋徳右衛門他六名 寛政四年閏二月、文化九年正月追認	一通 (5)	100
25 船手定法帳 西川氏 寛政一〇年正月	一冊 (7)	100
81(六) (去酉年四月〔店〕布荷物未着分弁金ニ付奥田庄大夫詫一札) 山形屋甚五郎宛 文政九年六月	一通 (2)	100
80(四) (江戸表廻し荷物積方不行届ニ付詫入一札) 栗笠漆佐藤治郎左衛門、牧田宿間屋五井五兵衛奥印 山形屋甚五郎店中宛 天保一五年六月	一通 (2)	100

マイクロ・フィルム収録 山形屋西川家文書目録

78(口) (八幡商人荷物尾州国産仕立積送方ニ付濃州多芸郡栗笠村佐藤与三郎約定一札写) 江戸出店仲間惣代伴伝兵衛・西川利右衛門宛 弘化三年一〇月	一通 (3)	100
81(八) 同右	一通 (3)	100
78(九) (八幡町商人荷物積送り之儀濃州栗笠村佐藤与三郎仕法書写) 未二一月(弘化四年カ)	一通 (4)	100
78(三) (八幡町商人荷物尾州御国産絵符送三ヶ湊継取斗方仕法之儀御陣屋大代官三村平七様ニ被仰渡書写) 荷主惣代・惣荷主共宛 嘉永元年四月	一通 (4)	100
81(二) (豊島屋六右衛門と組合持廻船之儀此度互名前分大坂近江屋与兵衛江買戻之示談整候ニ付為取替証文) 江戸通四町目近江屋久右衛門代善兵衛近江屋与兵衛宛一通、江戸豊島屋六右衛門近江屋久右衛門宛一通 嘉永元年七月・同年八月	二通 (4)	100
頼母子講		
80(六) (葉屋佐右衛門身上潰ニ付頼母子懸銀引請証文) 山形屋理助宛 寛延四年七月	一通 (1)	100
19 頼母子帳 山形屋理助 宝曆一三年以降	一冊 (16)	100
84 無尽金貸附帳 西川氏 (弘化二丁明治元年)	一冊 (115)	100
御用関係		
地頭仕送金		

77 安永九々 御仕送之通〔御物成米代前金請取通〕
天明六迄 八幡町惣年寄中嶋太郎兵衛・菊井太兵衛 山形屋
理助宛

七冊 (39) 六

尾州藩

81(九) 卯辰年正金融通筋調達金仕法替ニ付利米
御証文写 正木平八・今井半治郎・高田意六・伊
沢吉六 扇屋庄右衛門他一二名宛 弘化四年一〇月

一通 (2) 二〇

公儀御用

81(〇) 京地御用調達金五百兩請取書 多羅尾主
稅役所 江州蒲生郡八幡町出金人甚五郎宛 元治二
年三月

一通 (1) 二〇

○

80(二) 俸代迄苗字御免之御書付〔御国恩為冥加上
納金致候二付〕多羅尾織之助 江州蒲生郡八幡町
西川甚五郎宛 慶応三年九月

一通 (1) 二〇

新政府

81(七) 金札式百兩拝借証文〔会計御基金式百兩調達
証文差入〕 江州蒲生郡八幡町山形屋甚五郎 商法
会所宛 慶応四年六月

一通 (1) 二〇

81(三) 金札式千三百兩拝借証文〔会計御基金式千三
百兩調達証文差入〕 山形屋甚五郎 商法会所宛
慶応四年七月

一通 (1) 二〇

81(三) 金札百兩拝借証文〔会計御基金百兩調達証文
差入〕 山形屋甚五郎 商法会所宛 慶応四年八月

一通 (1) 二〇

○

86(三) 調達金御用被仰付ニ付願書案 西川甚
五郎 会所宛〔三組改帳仲間和紙ニ付提書挿入一紙〕

一通 (1) 二〇

71 諸事当坐日嘉恵 槻能館 慶応三年八月―明治三
年二月

一冊 (22) 五

積立金

80(八) 江戸式分銀預通 北浜菴丁目近江屋長左衛門
山形屋甚五郎宛 文化一二年七月―文政七年一二月

一冊 (11) 二〇

80(九) 江戸式分銀預通 北浜菴丁目近江屋長左衛門
山形屋甚五郎宛 文政八年正月―天保三年一二月

一冊 (3) 二〇

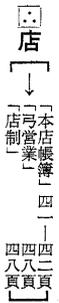
51 用意金銀出入帳 用意方 天保一〇年五月―明治
四一年二月

一冊 (163) 六〇六

52 普請勘定写 山形屋別家中 西川甚五郎宛 万延
二年五月―明治二〇年六月

一冊 (181) 六二六

支店



12 算用帖 西村長兵衛 西川理助宛 寛文一二年七
月

一冊 (293) 一五十六

2 本口店勘定目録帳 江戸日本橋近江屋作兵衛(五
兵衛) 江劬八幡大杉町西川理助宛 明和二年七月
晦日

一冊 (34) 一

3 本口勘定目録帳 江戸日本橋近江屋作兵衛(五兵
衛) 江州八幡大杉町西川理助宛 明和三年二月

一冊 (34) 二

*81(六)為替手形 江戸日本橋通老丁目近江屋作兵衛取組 江州中宿邑麻屋利助宛 元治元年一月二日

佐原店

13 算用目録帳 下総佐原西川甚七・同藤九郎 江州八幡山大杉町西川理助・岡田孫兵衛宛 元禄一五年七月

〔刃店〕 ↓〔本店帳簿〕四一―四三頁
〔弓営業〕 四六―四八頁
〔店制〕 四九頁

1 宝曆五乙未年七月勘定目録帳 京橋四方店万屋久右衛門・西野喜兵衛 江州八幡大杉町西川理助宛 宝曆六年八月

81(二) (豊島屋六右衛門と組合持廻船之儀此度万名前分大坂近江屋与兵衛江買戻之示談整候二付為取替証文) 江戸通四町目近江屋久右衛門代善兵衛と近江屋与兵衛宛一通・江戸豊島屋六右衛門と近江屋久右衛門宛一通 嘉永元年七月・同年八月

78(四) (支配讓請取証文) (引継一札) 当支配人 沢林兵衛 先支配人藤木五兵衛宛 文久三年三月

81(三) 為替手形 江戸近江屋久右衛門取組 江州布屋儀助宛 慶応二年正月四日

弓営業

弓荷物支配

82(三) (藤放弓買口荷物支配引請二付一札) 京四 条通富小路西入本主近江屋新四郎・請人富小路八幡町上ル町井筒屋七兵衛 山形屋理助・万屋久右衛門宛 寛保三年一月

一通 (1) 101

一冊 (50) 七

一冊 (58) 一

二通 (4) 101

一通 (2) 九

一通 (1) 101

一通 (1) 103

82(二) (弓下地屋前借シ銀残高歩銀引下ケ割合之儀二付引請一札) 近江屋新四郎 西川理助・川端久右衛門宛 寛延二年三月

82(三) (弓買口支配近江屋新四郎死後引負銀二付年賦約定一札) 富小路八幡町上ル町井筒屋七兵衛・証人三条柳馬場西へ入町七文字屋彦兵衛 山形屋利助・万屋久右衛門宛 宝曆二年六月

弓飛脚

81(四) (京都近江屋忠七儀御弓荷物本飛脚被仰付二付請書) 近江屋久次郎・請人忠七 山形屋利助宛 文化八年正月

72 弓飛脚掛銀帳 山形屋甚五郎 文化一四年正月一 慶応元年九月

78(三) (布織屋治郎吉御弓幸領被仰付二付差入一札) (請状) 布織屋治郎吉・請人平野屋仙助・同嶋屋藤助 山形屋甚五郎宛 嘉永五年一月

京弓下地屋

82(一) (弓買請之儀兩人引請約定一札) 近江屋八兵衛・万屋久右衛門・証人京蚊帳屋利兵衛 弓下地仲ケ間衆中宛 寛保元年一月

82(二) (弓細工前渡金請取之節弓下地屋仲ケ間中定書) 柴田勘十郎・古川藤五郎 万屋久右衛門宛 寛保元年一月

82(一) (江戸両店限売捌引請二付弓屋中一札) 柴田勘十郎以下一名連印 近江屋八兵衛・万屋久右衛門宛 寛保元年一月

82(七) (弓下地屋前借シ銀残高歩銀引下ケ割合之儀二付近江屋新四郎引請一札) 西川理助・川端久右衛門宛 寛延二年三月

一通 (2) 103

一通 (2) 103

一通 (1) 101

一冊 (25) 六

一通 (2) 九

一通 (1) 103

一通 (1) 103

一通 (1) 103

一通 (2) 103

82(四) (弓屋預り銀惣手形) (元手銀前貸一紙連判証文) 弓屋九名銘、証印并奥書惣連印 山形屋理助 萬屋久右衛門宛 宝曆二年六月 繼一通 (28) 103

82(五) (弓木代銀預り手形) 右割濟書共 弓屋藤五郎 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆二年六月 繼一通 (1) 103

82(六) (弓細工前銀濟方ニ付弓屋中定書) 弓屋勘十郎他八名連印 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆二年六月 一通 (2) 103

82(七) (長十郎打極印御請一札) 山形屋利助・萬屋久右衛門宛 宝曆二年六月 一通 (1) 103

82(八) (弓屋仲間加入ニ付連判一札) 弓屋吉兵衛事細川弥十郎・柴田勘十郎弟子宗八事松田宗五郎・古川藤五郎弟子黒川孫七・広瀬弥一弟子茂一、行事高田助一・堀勘九郎・惣仲間中奥印 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆二年九月 一通 (2) 103

82(九) (近年弓不商内ニ付御申聞之段御受一札) 弓屋藤五郎他六名連印 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆三年四月 一通 (1) 103

82(十) (藤放弓内証直売之儀向後仕間敷旨弓屋中連印一札) 弓屋藤五郎他七名連印 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆三年五月 一通 (1) 103

82(十一) (藤放弓内証直売仕間敷旨一札) 弓屋吉十郎 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆三年六月 一通 (1) 103

82(十二) (弓屋勘十郎・同弥一・同助一前貸銀帶ニ付惣弓屋中江掛ル訴状下書) 訴訟人松原通御幸町東入町山形屋理助・江州八幡為心町萬屋久右衛門代八兵衛 奉行所宛 宝曆三年一〇月 一通 (5) 103

82(十三) (弓屋勘一前貸銀帶ニ付惣弓屋中江掛ル訴状写) 訴訟人松原通御幸町東入町山形屋理助・江州八幡為心町萬屋久右衛門代八兵衛 奉行宛 宝曆三年一〇月 繼一通 (5) 103

82(十四) (弓屋勘十郎方前貸銀帶出入濟状差上書控) 松原御幸町東入町山形屋理助・江州八幡為心町萬屋久右衛門代八兵衛・麩屋町松原上ル町弓屋勘十郎幼年ニ付母いさ他 奉行宛 宝曆三年一月 一通 (3) 103

82(十五) (弓屋勘十郎滞借銀年賦手形) 請人新シ町錦小路上ル町河内屋吉郎兵衛・同御幸町松原下ル町弓屋宗五郎・借り主弓屋勘十郎・同母いさ・同いさ弟孫兵衛 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆三年一月 一通 (2) 103

82(十六) (弓屋勘一滞借銀年賦手形) 請人五条橋通東橋詰町丸屋多兵衛・同鳥丸通四条下町舩屋平兵衛・借主御幸町通松原下町弓屋勘一 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆三年一月 一通 (2) 103

82(十七) (弓屋勘十郎貸金滞借訴之処出入下ケニ付連判濟状差上書写) 松原御幸町東入町山形屋理助手代伊右衛門・麩屋町松原上ル町弓屋勘十郎母いさ・いさ弟孫兵衛 奉行宛 宝曆三年一二月 一通 (1) 103

82(十八) (弓屋勘十郎滞借銀年賦取極ニ付請人一札写) 請人新シ町錦上ル町河内屋吉郎兵衛・同御幸町松原下ル町弓屋宗五郎・借主弓屋勘十郎・母いさ・いさ弟孫兵衛 山形屋伊右衛門・同吉兵衛宛 宝曆三年一二月 一通 (2) 103

82(十九) (京弓下地屋連印一札) (当地諸国弓売値段并弓屋借銀之儀ニ付) 弓屋彦一他七名 山形屋理助・萬屋久右衛門宛 宝曆四年三月 一通 (2) 103

82(二十) (弓代前借銀帶ニ付勘九郎名前仲間差出ニ付一札) 弓屋勘右衛門・母貞法・証人弓屋彦市 御仲間行司弓屋長十郎宛 宝曆一〇年五月 一通 (1) 103

82(二十一) (弓屋助市名代譲り一札) 請人五条建仁寺町東へ入丸屋太兵衛・同鳥丸通四条下ル町舩屋平兵衛・本人弓屋助市事近江屋治郎右衛門 山形屋甚五郎宛 宝曆一二年一二月 一通 (1) 103

6 弓屋借シ金歳々帳 年五月一元治元年	〔店当地引請之初改〕 宝曆二年	一冊 (49)	五
82(四) (弓師勘九郎名代引請ニ付一札) 屋長十郎・請判弓屋藤五良 右衛門宛 明和三年六月	山形屋理助・近江屋久	一通 (2)	一〇三
82(五) (左十郎儀江戸ノ直誂之弓請取不埒ニ付仲 間連印一札) 上村左十郎他七名 久右衛門宛 明和六年三月	西川利助・川端	一通 (1)	一〇三
82(七) (弓値段値上被下ニ付而直売一切仕間敷旨 一札) 京都弓工大西早太他六名 江戸作兵衛・同久右衛門宛 天明元年一〇月	山形屋甚五郎・	一通 (1)	一〇三
82(八) (助一弓名前御預ケ被下ニ付一札) 市・請人弓屋長十郎 山形屋甚五郎 門宛 天明三年一月	近江屋久右衛	一通 (1)	一〇三
80(三) (規定連印帳之写) 取替証文	〔弓職仲間・〔房兩店為 保六年〕 〔店〕 西川甚五郎宛 (寛政一二一)天	一通 (12)	一〇〇
82(元) (弓屋長十郎名跡引請一札) 原下ル弓屋兵助・請人堺町万寿寺下ル弓屋定十郎 山形屋甚五郎宛 文政一二年七月	木屋町通り松	一通 (1)	一〇三
82(三) (京都柴田勘十郎書状 人打立弓差出申間敷旨念書) 右衛門宛 天保一四年二月	〔新規藤放レ弓問屋え同 近江屋作兵衛・同久	一通 (2)	一〇三
82(三) (京都高田助市書状 切差出申間敷旨念書) 宛 二月二日付 (天保一四年カ)	〔新規藤放レ弓商売方え一 近江屋作兵衛・同久右衛門	一通 (2)	一〇三
82(三) 竹庄一件ニ付弓直上ケ扣 差入一札写) 天保一五年六月	天保一四年二月	一冊 (8)	一〇三
82(三) (甚十郎方ニ而打立候弓銘差障一条弓屋勘 十郎訴状写并向後勘十郎銘用申間敷旨甚十郎	一冊 (6)	一〇三	

マイクロ・フィルム収録 山形屋西川家文書目録

82(三) (店抜荷弓買受ニ付誂一札) 兵衛引負一件之内) 弓師彦兵衛・同作兵衛 屋久右衛門宛 安永二年一〇月	〔店手代又 近江	二通 (2)	一〇三
82(二) (此度南伝馬町松葉屋方ニ而荒木弓仕入壳 弘之儀ニ付江戸弓師仲間并問屋為取替証文 写) 付右一件寛書添 寛政四年九月		一通 (9)	一〇三
11 両店弓壳直段扣書 (寛保元年カ分) 之内) 〔店〕 西川甚五郎宛 天保一四年五月	〔荒木弓古書類	一冊 (6)	一〇四
* 74 扣 (弓仕入并小道具直段覚他) 店政	西川重道 (寛政)	一冊 (24)	七
店制			
店規定			
78(五) (〔店〕 支配役八郎兵衛江申付候砌店方一統 以来取極之一札) 近江屋作兵衛店支配人八郎 兵衛他九名連印 西川甚五郎宛 天保一三年六月		一冊 (2)	九
78(六) (店方一統誓文一札) 印 西川甚五郎宛 文久二年五月	〔店〕 新店一三名連	一通 (5)	九
83 (店規定連名書) 人弥助 本家宛 明治二年九月	津満美店新七以下七名・支配	一通 (3)	一〇三

80 (三) (御店勘定建直シ方ニ付箇条連印願書写)
店一同銘、連印 江州八幡町主人宛

支配人

* 78 (四) (厩店支配議請取証文) (引継一札) 当支配
人沢林兵衛 先支配人藤本五兵衛宛 文久三年三月

解雇

78 (八) (萱尾村治助伴政七御暇被下ニ付引取証文)
〔引負高年賦書入〕 親萱屋村治助 受人岡田村甚六
山形屋甚五郎宛 慶応二年二月

別家(宅)

30 寛政十一年十一月別家定法帳 寛政一二年二月
山形屋別家一〇名違印

28 別宅順番帳 七代目理助再勤改名西川甚五郎書写
別家中年番宛 文化九年正月

29 別宅之式・別家祝儀定 文化十三丙子二月古帳
写(大正一五年迄書継有) 西川甚五郎

86 (三) (下男由兵衛別宅之儀願書) 願主大杉町
山形屋甚五郎、組頭嶋屋権兵衛、年寄鉄屋増兵衛、惣
年寄梅原治三郎、同内池甚蔵奥印 八幡町役所宛
天保一四年閏九月 〔該史料は史料番号86(三)中の挿入一紙〕

78 (七) (山形屋九兵衛家跡相統仕法取極メ一札)
山形屋九兵衛伴佐七・親類惣代引請松屋甚兵衛
本家宛 慶応三年七月

家屋敷

沽券(古証文箱の内)

10 (一) 通四町目家屋鋪沽券証文(東側北角ハ四軒目)
売主嶋屋弥兵衛、五人組・名主加判 江州八幡大
杉町山形屋利助宛 明和八年七月(享和二年一月
・文化九年四月・天保一〇年七月・明治三年三月繼
印)

10 (二) 南紺屋町家屋鋪沽券証文 売主由兵衛・五人
組・名主 山形屋理助宛 寛政五年七月(享和二年
一月・文化九年四月繼印)

10 (三) 通四町目家屋鋪沽券証文(東側北角ハ五軒目)
売主江州八幡為心町三郎兵衛・五人組・名主 山形
屋利助宛 寛政一二年四月(享和二年一月・文化
九年四月・天保一〇年七月・明治三年三月繼印)

10 (四) 西河岸町家屋鋪沽券証文(河岸附土蔵共) 売
主清七・五人組・名主 利助宛 天明七年三月(享
和二年一月・文化九年四月・天保一〇年八月繼
印)

10 (五) 樽正町家屋鋪沽券証文 売主長谷川町松五郎
地借弥兵衛・親類・五人組・名主 作兵衛宛 慶応
三年五月

仏事

法要

43 彼岸祥月代々年季人呼覚 山形屋甚五郎 文政三
年正月―天保一四年二月

42 毎月仏事控 山形屋甚五郎 天保一四年八月―安
政四年

家政

一通 (4)	二〇〇
一通 (2)	九
一通 (2)	九
一冊 (14)	三
一冊 (22)	三
一冊 (27)	三
一通 (1)	一〇四
一通 (2)	九

一冊 (287)	五十三
一冊 (290)	五十二

歳季繰出

27 歳季繰出帳 西川 寛政六—安政三年 一冊 (63) 三

50代々年忌繰出し目録 西川氏 安政六年未正月改 一冊 (16) 六

○

85 改革規定書 (南津田村真念寺改革省略方ニ付) 一冊 (27) 一〇四

津勘定方 弘化四年四月

事業

八幡製糸株式会社

36 (八幡製糸株式会社解散之節記念品贈呈趣意書) 一冊 (2) 三〇
同社専務取締役社長西川甚五郎他 昭和四年一月

蚊帳屋仲間

行事記録

22 忍ひすかう御帳 御仲 (寛永一六年一月—享保一八年) 一冊 (89) 元

21 江戸忍ひす講帳 慶安四年八月—享保九年一〇月 一冊 (31) 元

4 諸事用ノ帳 正徳三年正月—同五年一〇月 尾欠一冊 (57) 二

20 用事留帳 享保二年九月—同九年一月 一冊 (138) 六

14 万事帳 五番之内 蚊屋仲間 享保一八年正月—元文五年正月 一冊 (223) 一八一九

16 万覚帳 蚊屋古仲間 宝曆一二年四月—天保五年六月 一冊 (72) 三

87 (万事帳) (表紙欠) 寛政五年二月—同一二年五月 一冊 (77) 一〇五

68 万事帳 蚊帳仲間 弘化三年正月—文久三年二月 一冊 (171) 九三九

88 (万事帳) (表紙欠) 嘉永元年二月—安政三年九月 一冊 (224) 一〇六七

15 万事帳 古組蚊帳仲間 安政三年九月—明治七年三月 一冊 (209) 二〇一三

仲間取極・定法書

18 (織屋組合帳) 馬淵屋金右衛門以下仲間一四名連印 宝永四年七月 一冊 (176) 二四一五

23 「由緒書株名前掟書 蚊帳古仲間」(箱書)の内

(一) (辰五月廿四日三組仲間御召出覚) 蚊帳屋三組銘、連印) 宝曆一〇年五月 一冊 (9) 三〇

(二) 蚊帳屋由緒書扣 宝曆一二年五月 一冊 (8) 三〇

(三) 定書 三組蚊帳仲間 文政一三年三月 一冊 (9) 三〇

(四) 定書 (白蚊帳紺屋出シ日限并明年蚊帳江戸差直段調印書) 蚊帳仲間二八名調印 文政一三年一月 一冊 (6) 三〇

(五) 規定一札 (紀州様御貸附年賦利金纏代金為替之儀越前様御申入御断一条) 蚊帳仲間 天保二年九月 一冊 (8) 三〇

32(一)定書〔蚊帳織賃・絆練賃・糸数立替〕 蚊帳仲間 天保七年二月 一冊 (7) 三

86(二)仲間規定書〔越前福井藩之調達金ニ係ル纏仕入仕法并白子出荷物懸リ物出銭等之儀〕 三組蚊帳仲間 天保八年四月 一冊 (11) 一〇四

32(二)定書〔明亥年白蚊帳江戸表仕切直段之儀〕 三組蚊帳仲間 天保九年一〇月 一冊 (6) 三

86(三)定書〔冥加銀都合式貫目上納仕候定書〕 大文字屋利右衛門他一八名連印 嘉永二年四月 一冊 (6) 一〇四

32(三)蚊帳仲間規定〔近来織屋廻り不取締ニ付〕 二一名調印 嘉永五年三月 一冊 (6) 三

86(二)蚊帳仲間規定〔蚊帳直段并染期日〕 三組 嘉永五年一月 一冊 (7) 一〇四

86(三)蚊帳着直段規定書 三組 嘉永六年二月 一冊 (6) 一〇四

86(三)三組蚊帳仲間和熟ニ付掟書案 一冊 (10) 一〇四

70 三組連印帳 蚊帳古仲間 元治元年一二月 一冊 (110) 五

その他

34 (江州八幡町蚊帳仲間が松平甲斐守様領分同国船木村新規蚊帳稼差障之儀ニ付申上候書付写) 多羅尾鞆負 (勘定所宛カ) 丑七月(文政一二年カ) 一通 (10) 三

80(五)十組再興之初疊表蚊帳仲間旧記御取調ニ付八幡表之返書状扣) 扇屋伝兵衛・扇屋庄右衛門・大文字屋利右衛門・山形屋甚五郎・鉄屋喜八郎・近江屋作兵衛・同九右衛門・同彦右衛門・同三右衛門・大文字屋嘉兵衛宛 四月一九日付(嘉永四年カ) 一通 (5) 一〇〇

31(金札一条行政官御達書請書) 蚊帳仲間一九名連印 明治二年五月 一冊 (6) 三

三井高維菟集史料目錄

三井高維菟集史料目録 目次

東北地方	頁	伊勢国	三	貨幣図譜	充
陸奥国	三	但馬国	三	算法書	六〇
關東地方	三	丹後国	三	塵劫記、その他、簿記	六三
武蔵国	三	中国地方	三	往来物	六三
江戸、在方	三	備前国	三	その他	六三
相模国	三	石見国	三	看板	六三
中部地方	三	四国地方	三		
信濃国	三	阿波国	三		
近畿地方	三	徳島、在方、居所不明分	三		
近江国	三	讃岐国	三		
大和国	三	九州地方	三		
奈良、在方、郡域不明分	三	肥後国	三		
山城国	三	日向国	三		
京都、在方	三	出所不明分	三		
摂津国	充	版本・写本	充		
大坂、神戸、有馬郡九鬼領三田、在方	三	地誌類	充		
河内国	三	江戸関係地誌、江戸図	充		
紀伊国	三				

三井高維菟集史料目録

(文書記号 24R)

東北地方

陸奥国

高屋善八店記録 (南部藩城下盛岡の雜穀商カ)

- 1 大福帳 弘化二年 横長美 一冊 一充
- 2 大福帳 嘉永四年 横長美 一冊 三〇
- 3 大福帳 安政七年 横長美 一冊 二〇
- 4 大福帳 文久二年 横長美 一冊 三三

関東地方

武蔵国

江戸

- (銀座中江申渡書) 「銀座内における不正訴人の囑託銀」 (留守居) 備後・市正・長門・右京 銀座中 (卷子仕立) 一通 一
- 宛 延宝三年一月六日

- (寄せ灰吹銀運上定書) (留守居連署) 銀座中宛 延宝三年一月六日 (卷子仕立) 一通 二
- 銀座定書 元禄十一年二月 (卷子仕立) 一通 三

- 本両替仲間定書 安政四年九月 (卷子仕立) 一通 四

江戸下り酒問屋紙屋八左衛門店文書

- 1 店勘定御仕法之御請書 手代又兵衛他八名連印 紙屋五郎次郎・同八左衛門宛 宝曆二年六月 美 一冊 一七
- 2 新店勘定有物仕法立請書 同店三郎左衛門店四郎兵衛他六名連印 紙屋五郎次郎・八左衛門宛 宝曆一二年六月 美 一冊 一七
- 3 諸帳面諸道具控 江戸紙屋本店 (文化二年八月一 同七年四月) 半 一冊 一六
- 4 積勘定之控 文化五年二月 横長美半 一冊 一六
- 5 下り酒問屋御冥加金一件見聞書 但シ式冊之内 江戸店藤兵衛 本家旦那様宛 文化六年 半 一冊 一七
- 6 江戸店并ニ売場共間取平日出道具覚・通入簞笥内入品覚 文化七年三月 半 一冊 一七

江戸御定両替屋二拾四番組旧蔵史料

- 1 両替屋株帳 二拾四番組 (銭両替仲間) 嘉永四年 美大 一冊 一七
- 一二月 (明治二年正月迄新加入の書継あり)

2月並出錢集・兩替行事勤 御定兩替屋二拾四番組
 (嘉永四年二月―同七年一〇月) 美大 一冊 四
 3月並出錢集・兩替行事勤 御定兩替屋二拾四番組
 (嘉永七年一月―安政五年三月) 美 一冊 四
 4月並出錢集・兩替行事勤 御定兩替屋貳拾四番組
 (安政五年三月―文久元年六月) 美大 一冊 四

江戸買物日記帳 鈴木兵庫 嘉永五年九月 横半半 一冊 六三

在方

酒方歳々勘定帳 (武藏国幡羅郡下奈良村)吉田市右衛門 (安永六年九月―文政二年) 横長美 一冊 三五

相模国

公納帳 (相州藤沢宿)堀田九八郎 (天保三―文久二年) 横半半 一冊 四

(御勘定御奉行跡部能登守様御掛公事人腰懸内御掛札并関八州御教諭御帳面写) (原駅植松与右衛門蔵書) 天保一三年二月写 半 一冊 六

中部地方

信濃国

諸帳面定目録 (信濃国佐久郡) 湯川村 嘉永三年正月 半 一冊 三五
 諸帳面定目録 湯川村 嘉永四年五月 半 一冊 三七

近畿地方

近江国

道中人馬駄賃帳 四辻殿役所(大津カ) 文政一〇年一月 横長美 一冊 三三

割濟帳 (貸金の年賦算用元帳) 中井店(江州蒲生郡日野町中井正次右衛門家) (天保一四―慶応三年) 半 一冊 一七

大和国

奈良

南都晒布問屋布甚店嶋田家文書

1 半季分諸入用勘定控 嶋田氏 天保一四年七月改 横長半 一冊 三一

2 卯歳盆後諸入用控 嶋田氏 天保一五年正月改 横長半 一冊 三一

3 東向店御勘定書 布屋甚之助・忠七 嘉永六年正月 横長半 一冊 三五

4 (店御勘定書) 源七 西御本家宛 安政二年正月 横長半 一冊 三五

5 卯歳秋季諸入用目録帳 嶋田氏 安政三年正月 横長美 一冊 三六

6 東向本方勘定書 布屋甚之助・忠七 安政三年七月	橫長半	一冊	三〇
7 大坂店御勘定書 孫太郎・政平・源七 明治五年八月改	橫長半	一冊	六九
8 本家店合併中取替金錢之控 小瀬新宅 明治八年ヨリ	橫長半	一冊	六〇
9 年始客來諸事控 明治二十七年一月	橫長半	一冊	六三
南都箱館産物方書類〔掛屋御用達白銀屋(小瀬氏)旧蔵史料カ〕			
1 (京都元仕入仕法御請書) 富田屋宗助・鍵屋徳次郎・笹屋熊四郎・小野善助代・島田八郎左衛門代・三井三郎助代 箱館方役人宛 文久二年三月		一通	六七
2 (蝦夷地産物方御用被仰付一件留) 慶応元年五月	半	仮一冊	六四
3 (蝦夷地産物方仮用達被仰付請書写) 油留木町かせ屋治助・北魚屋西町米屋庄蔵 御番所宛 慶応元年五月		一通	六五
4 (蝦夷地開国御用途御備金操出有志之者探索ニ付口上書写) かせや治助・米屋庄蔵 慶応元年五月		一通	六六
5 蝦夷地箱館産物元仕入金仮仕法書 南都仮御用談所 丑五月(慶応元年)	半	一冊	六七
6 箱館産物元仕入金操出御用ニ付申上書〔調達不調之旨〕(仮用達四人) 御役所宛 丑九月(慶応元年)		一通	六八
7 箱館産物元仕入金取扱御用ニ付口上書〔堺表初發仕法書相違之儀迷惑之旨〕(仮用達四人) 箱館御産物掛り役人中宛 慶応元年一〇月		一通	六九
8 元御仕入金員数帳 箱館産物方御用談所 (慶応元年九月―同二年五月)	半	一冊	六〇
9 箱館方御用向日記 南都御用談所 (慶応二年三月―九月)	半	一冊	六一
10 (御仕入御産物堺表入津ニ付和州金主共入札之儀御達請書) (四人連印) 慶応二年二月		一通	六二
11 南都仮御用達共口上書〔箱館御産物元仕入荷物南都方御売払之儀ニ付〕(四人連印) 慶応二年二月		一通	六三
12 卯六月立会勘定書 (御用談所) (慶応三)		一通	六四
13 卯九月立会勘定書 (御用談所) (慶応三)		一通	六五
14 箱館方御下ケ金之節出堺并雜費巨細書 慶応三年六月	半	一冊	六六
15 京都・大坂・堺・兵庫・敦賀箱館方掛り役人并用達名前書		仮一冊	六八
繰綿相場控 天明元写し覚・寛政三亥年写 小瀬氏	橫長半	一冊	三〇
繰綿差引帳 井上清蔵 文政一二年	橫長半	一冊	三六
大和国江戸注文繰綿買次問屋仲間史料〔和州葛下郡高田村村嶋家旧蔵〕			
1 寛政三辛亥年南都御番所様ヨリ御尋之一件書附之写	半	一冊	五〇
2 (此度御仲間荷形ニ仕似せ綿荷物江戸手積ニ付誤一札) 高市郡今井西町籠屋吉兵衛・付添組頭兵右衛門・証人同所東町八木屋嘉兵衛 南都綿問屋宇右衛門・同組合江戸買次問屋中宛 文化二年五月		一通	五七

3 (江戸) 手續綿綿荷形御仲間差支ニ付造り替濟方請書) 高市郡今井西町籠屋吉兵衛・証人同所東町八木屋嘉兵衛 江戸綿買次問屋仲間惣代・年行司宛 文化二年五月	一通	五六
4 (江戸) 注文綿買次問屋仲間限之荷形御届書控) 江戸注文綿買次問屋仲間惣代・年行司郡山柳町八木屋九兵衛代・添下郡筒井村粕屋藤兵衛代・綿問屋宇右衛門 御番所宛 文化二年六月	一通	五九
5 仲間取締連判書 (近年大和綿水気多分ニ而江戸注文御断ニ付) 八木屋九兵衛・伏見屋七六・小村屋嘉右衛門・久宝寺屋治兵衛・村嶋長兵衛・松村善助 天保一〇年一二月	一通	五〇
6 仲買職株立諸入用覚 天保一一年二月ヨリ	一冊	五三
7 (無株綿商人共仲間加入之儀対談仕度旨願書下書) 綿問屋重四郎・同組合江戸注文綿綿買次問屋惣代年行司 御番所宛 天保一一年六月	半	一冊 五三
8 (無株人仲間加入対談願之儀御開濟ニ付請書下書) 綿問屋重四郎・同組合郡山茶町八木屋九兵衛他五名 天保一一年七月	一通	五三
9 (此度南都御番所被仰渡候趣并対談取究書) 近国綿綿中買職組合坂手村酒屋武兵衛他一六名 綿問屋寿四郎・買次問屋仲間中宛 天保一一年八月	半	一冊 五四
10 (近国中買職組合之者共仲間新規加入ニ付対談取究之始末御届書下書) 綿問屋寿四郎・同組合綿綿買次問屋 御番所宛 天保一一年九月	半	一冊 五五
11 (無株綿仲買人組合加入ニ付差入一札) 中買職十市郡九品寺村綿屋伝七他一六名連印 綿問屋寿四郎・同組合買次問屋仲間中宛 天保一一年九月	一通	五三
12 (此度御仲間加入ニ付先代不調法之儀詫一札) 郡山本町総屋伝七・支配人幸助 八木屋九兵衛他五名宛 天保一一年九月	一通	五三
13 (無株仲買人組合加入ニ付対談取究書) 中買職十市郡九品寺村伝七他一六名連印 綿問屋寿四郎・同組合買次問屋仲間中宛 天保一一年一〇月	一通	五五
14 (江戸) 買次問屋仲間取締連印一札) (当国綿捌ケ方弥増候様再度申合) 八木屋九兵衛他六名 天保一一年一〇月	一通	五三
15 (無株人組合加入之対談取究書御開濟ニ付請書控) 綿問屋寿四郎・同組合買次問屋・同組合中買職連印 御番所宛 天保一一年一月	半	一冊 五三
16 江戸御触写 (諸問屋仲間組合再興ニ係ル) (嘉永四年三月)	一通	五九
17 江戸綿綿問屋連状 (諸問屋再興ニ付当地仲間書上濟之旨案内書) 伊勢屋治兵衛他四名 綿屋伝七他六名宛 三月一二日付 (嘉永四年九)	一通	五五
18 (仲間再興ニ付現在商売人不渡様名前書上之儀向寄達并右ニ付届書写) 綿綿買次問屋・綿綿中買職連署 御番所宛 嘉永四年五月	半	一冊 五五
19 (此度問屋再興被仰出候ニ付南都表御届書御添書願) 植村駿河守預所寫下郡高田村松村屋善助・村嶋長三郎・付添人・年寄・庄屋加印 高取役所宛 嘉永四年五月	一通	五三
20 葛下郡高田村善助・長三郎御暇并添翰願 (諸問屋仲間再興ニ付南都御番所江名前御届之為) 高取役所宛 嘉永四年五月	一通	五九
21 葛下郡高田村長三郎・善助南都表婦村届書 (諸問屋再興ニ付名前書上濟ニ付) 嘉永四年六月	一通	五九
22 和州江戸綿綿買次問屋共願書 (諸株再興之節綿問屋宇右衛門名前御届洩ニ付加名之儀)	一通	五九
23 (鍋屋町伊勢屋宇右衛門綿問屋渡世之儀追届書) (江戸買次問屋連印・鍋屋町宇右衛門加印)	一通	五〇

- 24 伊勢屋宇右衛門書狀〔御番所様御札ニ付綿問屋株元濟之旧記類持寄之儀依頼〕 高田村村嶋長次郎・松村善助宛 一二月三日付 一通 五三
- 25 伊勢屋宇右衛門書狀〔元濟御免株之綿問屋業株御下問ニ付書添文面相談之儀〕 村嶋長三郎・松村善助宛 一二月一〇日付 一通 五九
- 26 諸株再興被仰出ニ付南都御番所様願取諸事控 村嶋長三郎 嘉永四年四月一慶応元年七月 半 一冊 五三
- 27 諸株再興之節御番所様筋仲間諸懸リ之覺 一通 五二
- 28 江戸繰綿買次問屋并仲買職起立ノ讓リ・休株之訳書上 一綴 五七
- 29 当年綿直段取組ニ付仲間連判規定一札 伏見屋七六他六名連印 嘉永六年一〇月 一通 五七
- 30 綿問屋名目ニ付願書写 綿問屋宇右衛門 御番所宛 一通 五九
- 31 綿問屋伊勢屋宇右衛門書上〔綿問屋御免略記〕 丑一二月〔嘉永六年〕 一通 五九
- 32 和州綿問屋并江戸買次問屋商内取組様・相場立方之儀尋答書 伊勢屋宇右衛門 丑一二月〔嘉永六年〕 一通 五六
- 33 寅四月十五日御触之写〔諸問屋組合再興之御趣意ニ付〕〔嘉永七年〕 一通 五三
- 34 諸問屋再興之節御触之趣被申渡請書写 寅五月〔嘉永七年〕 一通 五四
- 35 綿問屋惣代勤方ニ付為取替一札写 在方江戸積問屋村嶋長三郎他七名 奈良町綿問屋宇右衛門宛 嘉永七年六月 一通 五七
- 36 諸株再興之節綿問屋惣代勤向ニ付為取替一札 奈良町綿問屋鍋屋町宇右衛門・同人親類北半田中町平右衛門 江戸積綿問屋村嶋長三郎他七名宛 嘉永七年六月 一通 五九

- 37 奈良町綿問屋規定之写 奈良町綿問屋惣代宇右衛門 和州江戸積綿問屋中宛 嘉永七年六月 半 一冊 五五
- 38 諸株再興ニ付在町綿問屋之者共年頭八朔御札勤之儀願書 在町綿問屋惣代鍋屋町宇右衛門・在方綿問屋惣代葛下郡高田村長三郎 惣年寄・町代中宛 嘉永七年閏七月 一通 五六
- 39 從前御免許之五カ所出店場所替之儀願書 在町綿問屋惣代鍋屋町宇右衛門・在方綿問屋惣代葛下郡高田村長三郎 御番所宛 寅八月〔安政元年〕 一通 五六
- 40 在町綿問屋中願書〔大和綿銘保持之為繰屋并打綿小壳組合支配取締方之儀〕 寅一二月〔安政元年〕 一通 五三
- 41 綿問屋再興ニ付御届洩之有無尋答書 在町綿問屋惣代鍋屋町宇右衛門・在方綿問屋惣代葛下郡高田村長三郎代 御番所宛 安政元年一二月 一通 五七
- 42 綿問屋株再興ニ付仲間惣代與印之儀御開濟願書 在町綿問屋惣代鍋屋町宇右衛門・在方綿問屋惣代葛下郡高田村長三郎代 御番所宛 卯五月〔安政二年〕 一通 五九
- 43 在町綿問屋共願書写 〔綿問屋渡世向御届之儀仲間惣代取計之儀〕〔安政二年五月〕 一通 五三
- 44 諸問屋再興ニ付先前御免許之五カ所之内卷カ所於奈良町出店取組度願書写 惣代・出店支配人・年寄 七月二五日付〔安政二年〕 一通 五七
- 45 在町綿問屋出店老カ所願濟請書写 惣代・出店支配人・年寄 七月二五日〔安政二年〕 一通 五八
- 46 在町綿問屋出店五カ所之内卷カ所支配人請負一札 奈良町綿問屋店支配人長治郎 同町年寄・庄屋・受人加印 在町綿問屋惣代宇右衛門・在方綿問屋惣代長三郎宛 安政二年七月 一通 五九
- 47 諸株再興ニ付綿問屋名前御届之節高田村繰屋書上ニ付右除名願書下書 八月一四日〔安政二年〕 一通 五三

- 48 (先般書上之綿問屋名前之内右渡世當兼候者三名御除願書) (安政二年八月) 一通 五四(1)
- 49 (綿問屋株再興ニ付新加入兩名御届書) 在町綿問屋惣代鍋屋町宇右衛門・在方綿問屋惣代高田村長三郎 安政二年八月 一通 五四(2)
- 50 (郡山領分限綿問屋取締支配願出ニ付差支之有無御札之写) 辰六月(安政三年カ) 一通 五五
- 51 (柳生但馬守領分添上郡田中村嘉十郎江掛ル綿直亮差障願書) 在町綿問屋惣代鍋屋町宇右衛門・在方綿問屋惣代葛下郡高田村長三郎代奈良坂町庄三郎 御番所宛 辰九月 一通 五〇
- 52 (田中村嘉十郎綿綿直亮一件内濟ニ付取下ケ願書) 在町綿問屋惣代宇右衛門・在方綿問屋惣代長三郎代・柳生但馬守領分添上郡田中村嘉十郎・付添茂七 御番所宛 辰一〇月 一通 五三
- 53 (高田村村嶋長兵衛株之儀比度小泉村長右衛門江讓渡ニ付届書写) 内藤奎左衛門別廉当分御預所葛下郡高田村議リ主長兵衛・片桐助作領分添下郡小泉村議受主長右衛門・在町綿問屋惣代・在方綿問屋惣代・仲間年行司連署 御番所宛 辰一〇月(安政三年) 一通 五三
- 54 (橋本屋平兵衛株讓受仲間加入ニ付差入一札) 橋本屋庄兵衛 年行司小村屋嘉右衛門・村嶋屋長三郎宛 安政三年一〇月 一通 五〇
- 55 (伊勢屋宇右衛門書狀〔申越之写式通差遣添狀〕) 村嶋長三郎宛 六月四日付 一通 五三
- 56 (南都伊勢屋宇右衛門書狀〔郡山領主ノ申立之次第差支之有無御札一条相談申入〕) 高田村村嶋長三郎・松村善助宛 六月二一日付 一通 五二
- 57 (伊勢屋宇右衛門書狀〔郡山下番条村綿綿堺表出荷一件旁御相談有之ニ付御出南被下度旨〕) 村嶋長三郎・松村善助宛 九月六日(安政五年カ) 一通 五三

- 58 (南都伊勢屋宇右衛門書狀〔綿代滞願御聞濟之旨報知〕) 高田村村嶋長三郎宛 五月一〇日付 一通 五六
- 59 (御用達宇右衛門伺書〔引取人無之無宿平兵衛処置ニ付〕) 六月九日付 一通 五四
- 60 (仲間諸懸リ取替銀受取書) 伊勢屋宇右衛門 綿問屋衆中宛 八月朔日付 一通 五六
- 61 (諸國実綿買次職規定書控〔実綿直亮一件和融之上組合加入ニ付差入一札〕) 葛下郡高田村島屋忠八郎他二名・同郡三倉堂村米屋五兵衛・同郡疋田村宇右衛門他二名・同郡尺出村久五郎他一名・高市郡奥田村清六連印、綿問屋惣代宇右衛門奥印 慶応元年一二月 一冊 五〇
- 62 (伏見屋七六書狀〔仲間田地買入一条〕) 村嶋長三郎・松村善助宛 一二月九日付 一通 五〇
- 63 (御免許綿問屋仲間判鑑) 二枚 五三
- 64 (和州江戸注文買次問屋仲間返書狀扣〔近年大和綿磨方悪敷入貫込目不足之儀打綿屋中申立ニ付江戸問屋ノ懸合一件〕) 付、江戸打綿屋願書写添 (江戸問屋宛) (嘉永三年) 一綴 五五
- 65 (於江戸和州焼印綿詰減實其他取引仕法掛合之始末報知状写) 番藏 親父様宛 八月二二日付 一通 五五
- 66 (江戸繰綿問屋仲間連狀〔和州直段引合兼候ニ付相場引下之儀申入一条〕) 繰綿問屋行事長谷川次郎吉・榊屋九右衛門 村嶋長三郎他六名宛 九月二二日付 一通 五九
- 67 (和州江戸買次問屋仲間書狀扣〔当年番船積綿直引之儀江戸ノ申入一条承引之返狀〕) 一通 五三

68 江戸繰綿問屋仲間連状〔当年番船之儀仲間割積引請注文二条〕 繰綿行事長谷川次郎吉・榎屋九右衛門 村嶋長三郎宛 丑九月二十九日 一通 五七〇

69 和州買次問屋仲間書状扣〔当年番船割積注文被下旨謝辞・右地庭買附書送付之件〕〔前出江戸問屋九月二十九日出之返信〕 一通 五七四

70 江戸繰綿問屋仲間連状〔番船積荷皆着并当年相場格別引下二付仕切直段御出精被下度旨〕 行事長谷川次郎吉・榎屋九右衛門 和州行事村嶋長三郎・小村嘉右衛門宛 一〇月二十九日付 一通 五七六

71 江戸繰綿問屋連状〔和州問屋仲間外取引差障之申入二係ル和熟執成之返状〕 小津清左衛門他一六名連印 八木屋九兵衛他六名宛 一二月八日付 一通 五八一

72 江戸繰綿問屋仲間連状〔当年損毛難洩二付番船新綿之分再直引勘定帳合之儀無心申入〕 長谷川次郎吉・榎屋九右衛門 村嶋長三郎・小村嘉右衛門宛 極月二〇日付 一通 五八二

73 江戸繰綿問屋仲間連状〔番船積綿代金直引帳合二付殘金為替手形返進之件〕 長谷川次郎吉・榎屋九右衛門 行衰村嶋長三郎宛 正月一五日付 一通 五八三

74 繰綿仕切状 村嶋長兵衛 小堀屋武兵衛・忠助宛 弘化三年二月 一通 五八五

75 為替手形 村嶋長三郎・小村嘉右衛門取組 江戸大伝馬町長谷川次郎吉宛 嘉永六年一〇月二二日 一通 五八四

76 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸本町式丁目榎屋三四郎宛 万延元年一二月一七日 一通 五八五

77 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸人形町通り乗物町山形屋喜右衛門宛 万延元年一二月一七日 一通 五八六

78 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸大伝馬町伊藤幸七宛 万延元年一二月一七日 一通 五八七

79 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸日本橋通り大文字屋治兵衛宛 万延元年一二月一七日 一通 五八九

80 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸大伝馬町小津清左衛門宛 万延元年一二月一七日 一通 五九〇

81 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸尾張町蛭子屋又右衛門宛 万延元年一二月一七日 一通 五九〇

82 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸大門通田所町京屋龜治郎宛 万延元年一二月一七日 一通 五九二

83 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸西久保新下谷町堺屋太左衛門宛 万延元年一二月一七日 一通 五九三

84 為替手形 村嶋長三郎代卯藏取組 江戸日本橋通り白木屋彦太郎・庄兵衛宛 万延元年一二月一七日 一通 五九三

85 (先般御廢止之江之子嶋会所御松下之儀歎願書) 下札濟 村嶋長兵衛・村嶋善之助 長州産物方役人中宛 明治四年二月 一通 五九四

郡域不明分

郷藏米売弘手形覚帳 笠村役人 天保一一年一〇月 横長半 一冊 三九

郷藏米売弘手形覚帳 笠村役人 天保一二年九月 横長半 一冊 三三〇

万覚帳 柳村辻屋喜七 文久二年 横長半 一冊 三五

万覚帳 柳村辻屋喜七 慶応三年 横長半 一冊 三六

炭仕入覚帳 柳村辻屋喜七 慶応四年 横長半 一冊 三七

道中小使日記〔伊勢参宮道中小遣帳〕 小路村堀内氏 文政一三年三月 横半半 一冊 六三三

山城国

京都

從御奉行縁之御触状之写〔自元和八年八月至寛文九年二月京都町觸〕 三条橋西町 折本 一帖 六

永代重宝京都家旧事記 (平野宗祐所持本、文化一四年一二月杉原氏写) 半 一册 七

大黒屋杉浦家旧蔵(京都呉服十仲間)史料

1 覚 卷 行事(江戸諸色買次商仲間||京都十仲間カ) (宝永五年正月—元文三年九月) 美 一册 七

2 拾組諸問屋書上之写 五番 江戸内店仲間 寛政四年四月 美 一册 七

3 直段書 下書〔文化八年一二月京都書上之節調帳〕 (京都呉服仲間カ) 半 一册 七

4 文化八年末十二月直段書 (京都御奉行所江春秋平均直段書上扣) 十組年番呉服行事 半 一册 七

5 直段書上仕用帳 京都呉服仲間 文化八年一二月 半 一册 七

6 (地頭御用金三付拝借銀願書) 江州野洲村晒仲間 崎山宇右衛門他一〇名 十仲間行司藤田彦太郎・伊豆蔵吉右衛門、呉服仲間行司岩城徳右衛門・嶋田八郎左衛門・田中四郎左衛門宛 文化一〇年五月 一通 七

7 文化十三年十一月江州布直キ買一件(呉服仲間行事) (文化一三年一〇月—同一年三月) 美 一册 七

8 近江晒直仕入一件扣 呉服仲間行事 文化一三年一二月 半 一册 七

9 文化十三年十一月、十二月、三至、布問屋一件ニ付諸入用調 半 一册 七

10 江州布直買一件 文政二年五月 美 一册 七

11 直段書之控 九番 京都呉服仲間(文政五年正月—同一年一二月) 美 一册 七

12 (御仲間仕入布類ニ附候木札取締ニ付無念無之旨一札) 江州野洲村晒仲間甚左衛門他一八名連印 十仲間行事越屋四郎左衛門、呉服組行事蛙子屋八郎左衛門・舛屋徳右衛門宛 天保五年五月 一通 七

13 (当節季仕切之節卷朱金ニ而御支払之儀御断願書) 野洲晒仲間行事四名 十仲間行事・呉服組行事宛 天保八年一二月 一通 七

14 円山正阿弥年賦銀拝借願書 再願共 拾軒御店・呉服御店仲間宛 天保八年一二月 二通 七

15 四番算用帳 京都呉服仲間 天保一〇年五月—慶応四年三月 横美半 一册 七

16 天保十年亥三月布印札員數改書付綴 十仲間・呉服仲間行司蛙子屋八郎左衛門宛 一 九通 六

17 (米価追々下直ニ付晒賃増五分引下之儀願書) 野洲晒仲間行事甚左衛門・孫左衛門・兵七 京都十仲間行事宛 天保一〇年六月 一通 七

18 (晒賃定式ニ引下之儀口上書) 江州野洲村晒屋行事 十仲間・呉服組行事宛 天保一〇年一二月 一通 七

19 天保十一年子三月布印札員數改書付綴 十仲間・呉服組行事舛屋徳右衛門宛 一 四通 六

20 江州并南都印札員數改書上 大文字屋正太郎 子三月・卯九月(天保一一・同一年カ) 二 通 六

21 天保十二丑三月布印札員數改書付 十仲間行事宛 一 五通 六

22	円山正阿弥照真年賦銀拝借願書 組名代衆中宛 天保一二年七月	十仲間・呉服	一通	七〇
23	円山正阿弥照真借用銀年賦証文 仲間名代衆中宛 天保一二年七月	十仲間・呉服	一通	七三
24	布印札員數改書付綴 左衛門宛 天保一三年三月	十仲間・呉服組行事柏屋孫	一四通	六五
25	当六月割濟銀御用捨願口上書 三井店・岩城店宛 天保一三年八月	丸山正阿弥	一通	七三
26	当年中割濟銀御用捨之儀願口上書 弥 拾軒御仲間行事宛 天保一四年正月	丸山正阿弥	一通	七三
27	南都晒賃米相場之控 慶長一三年と天保一〇年二 至七 (天保年間カ) 十仲間		半 一冊	六二
28	晒賃直段附 [刷物]		一通	六七
29	晒賃直段書 晒仲間 [刷物]		一通	六八
30	諸色高直二而難渡三付上下之駄賃御払被下度願書 野洲町晒職仲間 御店宛 嘉永元年一月		一通	七九
31	拝借滞銀年賦願一札 丸山正阿弥隱居円明 拾 組仲間・呉服仲間宛 嘉永四年一〇月		一通	七四
32	覚 拾 [十仲間行事覚帳] 嘉永五年六月一 元治元 年三月		一冊	三七
33	飛脚賃割八步増之儀向五カ年継続願書 追願共 京都順番飛脚大黒屋庄治郎・近江屋孝三郎 ・和泉屋甚三郎 呉服組・十組間屋年番中宛 嘉永 七年五月・同年六月		二通	七五
34	飛脚賃割増願書 江戸順番定飛脚仲間越後屋孫 右衛門・和泉屋甚三郎・大黒屋庄次郎・江戸屋新三 郎 十組御仲間衆中宛 寅七月 (嘉永七年カ)		一通	七六
35	嘉永七寅年江州布直買一件		一冊	六五
36	嘉永七年寅七月布直買一件二付諸入用		一冊	六六
37	奈良晒直買一件二付諸入用扣 安政三年四月		一冊	六三
38	奈良晒直買一件写 安政三年四月		一冊	六四
39	越小六并小広布晒入之儀当分御断り願書 江州野洲村晒屋年番久左衛門・庄左衛門 十仲間年 番杉浦三郎兵衛・下村庄太郎宛 安政三年五月		一通	七七
40	二十軒組為登荷物木札御下渡三付奈良晒間屋 連印一札 大文字屋庄太郎初廿店宛 安政三年五 月		一通	六九
41	奈良晒直買焼印付木札御渡三付南都晒間屋調 印一札 京都十組布式拾軒組宛 安政三年五月		一通	六九
42	越前布・小広共晒賃格外値上之儀願書 再願 共 江州野洲村晒屋年番 御仲間年番下村正太郎・ 杉浦三郎兵衛宛 安政三年八月・九月		二通	七八
43	江州布問屋仲間差入一札 彦根領御産物布類於 京都近江屋彦三郎壳捌所被仰付二付 京都廿軒組 仲間中宛 安政五年一〇月		一通	六五
44	江州布買次問屋仲間連印詫一札 彦根国産布類 壳捌所取纏一条不行届之段 廿軒組仲間衆中宛 安政六年五月		一通	六四
45	彦根領産物布鑑札返納三付従前通取引之儀願 書 江州郡山領布問屋中村治兵衛他四名 式拾軒 組惣代大村・下村・三井店宛 安政六年七月		一通	六三
46	晒賃値増願書 米麦・薪類高直之上雨湿打統難渡 三付 野洲村晒職年番并惣代 再願共 十仲間年 番衆中宛 万延元年六月・七月		二通	七四
47	当申冬亥七月限り六季之間値増規定書并請 書 野洲村晒職年番 惣代 十仲間年番衆中宛 万延元年七月・八月		二通	七五

48(年限中晒賃再值増請書) 江州野洲村晒職仲間 惣代 十仲間行事衆中宛 万延元年一〇月	一通	七〇六
49(晒賃値増願書)〔諸色高直ニ而下職困窮ニ付〕 再願共 江州野洲村晒職一六名連印 十仲間年番衆 中宛 文久二年六月・七月	二通	七〇三
50(晒賃値増御礼請書) 江州野洲村晒職惣代 十仲 間年番中宛 文久二年	二通	七〇三
51仲間行司廻章〔来ル一四日於山正阿弥奈良・近 江布印札員數改メ集會之通知〕 行司越後屋八郎右 衛門・蛭子屋八郎左衛門 白木屋彦太郎他一店宛 閏八月一〇日(文久二年)	一通	七〇六
52寄合入用記 十仲ヶ間行事(文久三年一月―慶 応四年七月)	一冊	三九〇
53(仕立賃値上ニ付願口上書) 仕立屋中 十仲間行 事衆中宛 元治元年九月	一通	七七
54丸山正阿弥金子借用証文 再拜借願書共 十仲 間・呉服仲間名代衆中宛 元治元年六月・七月	二通	七五
55(去ル七月一九日大麥之出火類焼ニ付拜借金願 書) 美濃屋佐兵衛・親類伏見屋兵助・同坂木屋市 兵衛 十仲間衆中宛 元治元年一〇月	一通	七三六
56美濃屋佐兵衛拜借金証文并請人一札 十仲間・ 呉服組衆中宛 元治二年二月	三通	七七
57(晒賃値増願書) 再願共 野洲村晒職仲間一六名 連印 十仲間年番衆中宛 慶応元年六月・七月	二通	七〇〇
58(晒賃値増請書) 野洲村晒職年番惣代 十仲間 年番衆中宛 慶応元年七月	一通	七〇一
59(近年諸色直段高直ニ付買次口錢引上之儀願 書) 江州布買次問屋一〇軒連印 式拾軒組年番衆 中宛 慶応元年一月	一通	六九三
60(晒賃銀直増請書) 江州野洲村晒職年番 十仲間 年番衆中宛 慶応二年三月	一通	六九
61(近頃諸色格外高直ニ付晒賃直増願書) 江州野 洲邑晒職惣代 十仲間行事衆中宛 慶応二年三月	一通	六九
62(布買次口錢引上之儀再願書) 江州郡山領布買 次問屋惣代塚本久右衛門・中村治兵衛 式拾軒組年 番衆中宛 慶応二年四月	一通	六九
63(御合力金請取書) 艶打仲間年番植屋次兵衛・同 小兵衛 十仲間行事宛 慶応二年七月	一通	七〇
64(晒賃直増請書) 江州野洲村晒職ヶ間年番 十仲 間中宛 慶応二年九月	一通	六九
65(晒賃三割直増願書) 江州野洲村晒職仲間年番 十 仲間年番衆中宛 慶応二年九月	一通	六九
66呉服十仲ヶ間定 慶応四年六月	一冊	六七
67呉服十仲ヶ間定 慶応四年六月	一冊	六七
68丸山正阿弥年賦貸扣(年賦取入之通) (十仲間) (元治元―明治四年)	一冊	六九七
69美濃佐歳賦貸扣 (十仲間) (元治元―明治三年)	一冊	六九
70(御一新ニ付諸国呉服直売買仲間ヶ京都府江御 請届出之扣) (明治元年一〇月)	半冊	三五
71諸国呉服直売買仲間名前帳(今般御一新諸仲 間御改御鑑札御下渡請連印) 肝煎蛭子屋八郎左衛 門・三井八郎右衛門・手代り下村正太郎 明治元年 一〇月	一冊	三三
72諸国呉服直売買仲間名前帳(今般商法会所御 取建御越意請連印) 肝煎蛭子屋八郎左衛門・三井 八郎右衛門・手代り下村正太郎 明治元年一〇月	一冊	三三

横長美大

- 73 仲間行事廻章〔鑑札請一件諸入用勘定書類回覽添状〕 嶋田他一四家宛 一月四日 一通 七〇〇
- 74 寄会入用記 諸國吳服直売買仲ケ間行事 明治元年一月一―同三年四月 一冊 元一
横長美大
- 75 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 五条通富小路西江入ル町松坂屋与兵衛 御仲間肝煎衆中宛 明治二年正月 一通 四〇三
- 76 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 綾小路通新町西入町奈良屋新左衛門 御仲間肝煎衆中宛 明治二年正月 一通 四〇四
- 77 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 四条通麩屋町西入奈良屋八兵衛 御仲間肝煎衆中宛 明治二年正月 一通 四〇五
- 78 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 富小路通四条上ル町奈良屋与兵衛 御仲間肝煎衆中宛 明治二年正月 一通 四〇六
- 79 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 麩屋町通四条上ル町奈良屋忠兵衛 御仲間肝煎衆中宛 明治二年正月 一通 四〇七
- 80 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 日野屋伝兵衛 御仲間肝煎嶋田八郎左衛門・三井八郎右衛門・下村正太郎宛 明治二年正月 一通 四〇八
- 81 (此度諸國吳服直売買仲間御取建ニ付加入願一札) 麩屋町通四条上ル町近江屋利左衛門 御仲間肝煎嶋田八郎左衛門・三井八郎右衛門・下村正太郎宛 明治二年二月 一通 四〇九
- 82 (諸國吳服直売買商社加入願一札) 麩屋町通三条上ル町松屋清左衛門 吳服商社肝煎衆中宛 明治二年二月 一通 四一三

- 83 諸國吳服直売買仲間行事回章〔正阿弥顔合集会之案内状〕 行事沢井・岩城 三井以下二三軒宛 三月四日(明治二年カ) 一通 四一八
- 84 御鑑札改帳 諸國吳服直売買肝煎 明治二年三月 一冊 元四
- 85 (諸色値下ケ一条并金札正金同様取引可致旨御布令一件書留) 付、吳服商社内規則 (吳服直売買仲間行事) (明治二年カ) 一冊 元四
- 86 吳服太物類引下ケ方被仰出ニ付右御請書之写〔諸品値下ケ御趣意一条ニ付〕 行司沢井・岩城 京都御政府宛 明治二年六月 一冊 元六
- 87 明治式巳年六月諸品値下ケ一条御趣意ニ付東京御仲間江通達書之記 行司岩城・沢井 白子組・吳服組両組宛 (明治二年七月二日) 一冊 元七
- 88 明治式巳年御趣意諸國買次衆江直下ケ一条通達書状之記 行司岩城・沢井 (明治二年六月) 一冊 元六
- 89 明治式巳巳六月諸國取引先名所控 行司沢井・岩城 一冊 元九
- 90 (巳)夏直下ケ一条通達ニ付和州郡山々返書状) 京都嶋田八郎左衛門他七家宛 六月二五日付(明治二年) 一通 四一〇
- 91 (巳)夏直下ケ一条通達ニ付南都晒布問屋返書状) 行事榊屋九右衛門・奈良屋嘉兵衛・其他御店中宛 六月二七日付(明治二年) 一通 四一〇
- 92 (巳)夏直下ケ一条通達ニ付江州買次請書) 御仲間肝入三井八郎右衛門・嶋田八郎左衛門・下村正太郎・同行司岩城九右衛門・沢井嘉右衛門宛 七月朔日付(明治二年) 一冊 四一三
- 93 (巳)夏直下ケ一条通達ニ付三州木綿買次問屋白子組返書状) 蛭子屋八郎左衛門他一三家宛 七月五日付(明治二年) 一通 四一三

- 94 (己)夏直下ケ一条通達ニ付和歌山ノ返書狀) 嶋屋平兵衛・竹屋善助 嶋田八郎左衛門他六家宛 七月六日付(明治二年) 一通 四三
- 95 (己)夏直下ケ一条通達ニ付遠州掛川葛布間屋返書狀) 肝煎・行事他取引店一〇家宛 七月一八日付(明治二年) 一通 四四
- 96 (己)夏直下ケ一条通達ニ付上州桐生買次仲間返書狀) 書上文左衛門他一三名・月行司三名 三井八郎右衛門他一〇名宛 七月一日(明治二年) 一通 四五
- 97 (己)夏直下ケ一条通達ニ付伊勢北組木綿買次間屋返書狀) 野崎所左衛門・行事飯田四郎兵衛・中条猪藏 肝煎・行司并伊豆藏吉右衛門・奈良屋八兵衛宛 七月二四日(明治二年) 一通 四六
- 98 (己)夏直下ケ一条通達ニ付上州高崎ノ返書狀) 布袋屋善右衛門他六名・行事二名 奈良屋嘉右衛門・榎屋九右衛門宛 七月二八日(明治二年) 一通 四七
- 99 (己)夏直下ケ一条通達ニ付足利買次仲間返書狀) 安田源藏他二四名連署 白木屋彦太郎・小橋屋利助・榎屋四郎左衛門・奈良屋新左衛門他行事兩名宛 已七月二九日(明治二年) 一通 四八
- 100 (己)夏直下ケ一条通達ニ付武州小川ノ返書狀) 松本善九郎・福嶋与左衛門 行夏奈良屋嘉右衛門・榎屋九右衛門 御仲間衆中宛 八月五日(明治二年) 一通 四九
- 101 (己)夏直下ケ一条大坂ノ返書狀) 越後屋八郎右衛門他四名 下村正太郎他四名宛 八月五日(明治二年) 一通 五〇
- 102 (己)夏直下ケ一条通達ニ付上州藤岡ノ返書狀) 新井喜兵衛他五名 行事奈良屋嘉右衛門・舛屋九右衛門宛 八月六日(明治二年) 一通 五一
- 103 (己)夏直下ケ一条通達ニ付奥州川俣ノ返書狀) 安齊藤兵衛・菅野忠次郎・菅野与右衛門 三井八郎右衛門・嶋田八郎左衛門・奈良屋新左衛門他兩行夏宛 八月一日(明治二年) 一通 五三

- 104 (己)夏直下ケ一条通達ニ付加州大聖寺ノ返書狀) 江戸屋和太郎 蛭子屋八郎左衛門他一三名宛 八月二六日(明治二年) 一通 四三
- 105 (己)夏直下ケ一条通達ニ付信州松代ノ返書狀) 菊屋九藏他四名 奈良屋嘉右衛門他六名宛 九月一日(明治二年) 一通 四四
- 106 諸国呉服直売買商社仮規則(案紙) 明治二年一月 美 一冊 四〇〇
- 107 諸国呉服直売買商社規則 肝煎三井八郎右衛門・嶋田八郎左衛門・下村正太郎他一八名連印(年欠) 半 三冊 四〇一
- 108 諸国呉服直売買商社規則 美 一冊 四〇二
- 109 (諸国呉服直売買商社加入願一札) 蛤葉節通室町西入町服紗屋善兵衛 呉服商社肝煎衆中宛 明治二年一月 美 一通 四〇三
- 110 (諸国呉服直売買商社加入願一札) 松原通寺町西入町大文字屋源藏 呉服商社肝煎中宛 明治二年一月 美 一通 四〇二
- 111 (諸国呉服直売買商社加入願一札) 御幸通二条下ル町近江屋源右衛門 呉服商社肝煎衆中宛 明治二年一月 美 一通 四〇三
- 112 (諸国呉服直売買商社加入願一札) 四条通東洞院東入町蛭子屋専右衛門 呉服商社肝煎中宛 明治二年一月 美 一通 四〇四
- 113 仲間行事廻章(当組商社規則書并内規定書回覽添狀) 沢井・岩城 三井他二三家宛 三月四日(明治二年) 美 一通 七三三
- 114 呉服直売買商社肝煎回章(恒例之社中勘定寄合日之案内) 肝煎相原・杉浦 三井以下二一家宛 一月一八日(明治三年九) 美 一通 四〇六

115 呉服直売買商社行事回章〔組合規則書文面改訂 二付再集會之案内〕 杉本・中川 三井他二三家宛 三月十五日(明治三年)	一通	四七〇
116 (太物類出店開店届書) 釜座通二条下ル町菱屋善兵衛 御仲々間肝煎衆中宛 三月	一通	四五一
117 規定書〔呉服商社組建二付〕 三井八郎右衛門他二 五名連印 明治三年三月	二冊	六三五
118 身元金預り証券 呉服直売買商社長 松坂屋与兵衛宛 明治三年三月	一通	四四五
119 身元金預り証券 呉服直売買商社長 服沙屋善兵衛宛 明治三年三月	一通	四四六
120 身元金預り証券 呉服直売買商社長 大文字屋源藏宛 明治三年三月	一通	四四七
121 身元金預り証券 呉服直売買商社長 近江屋源右衛門宛 明治三年三月	一通	四四八
122 身元金預り証券 呉服直売買商社長 松屋清左衛門宛 明治三年三月	一通	四四九
123 身元金預り証券 呉服直売買商社長 槌屋藤左衛門宛 明治三年三月	一通	四五〇
124 身元金預り証券 呉服直売買商社長 蛭子屋専右衛門宛 明治三年三月	一通	四五二
125 身元金預り証券 呉服直売買商社長 松屋五兵衛宛 明治三年三月(明治七年三月山岡五兵衛返戻金受取裏書有)	一通	四五三
126 身元金預り証券 呉服直売買商社長 菱屋善兵衛宛 明治三年三月(明治七年五月林善兵衛返戻金受取裏書有)	一通	四五三
127 身元金預り証券 呉服直売買商社長 奈良屋新左衛門宛 明治三年三月(明治八年五月一八日杉本新左衛門返戻金受取裏書有)	一通	四五四

128 身元金預り証券 呉服直売買商社長 日野屋伝兵衛宛 明治三年三月	一通	四五五
129 身元金預り証券 呉服直売買商社長 奈良屋八兵衛宛 明治三年三月	一通	四五五
130 身元金預り証券 呉服直売買商社長 柏屋孫左衛門宛 明治三年三月	一通	四五七
131 身元金預り証券 呉服直売買商社長 白木屋彦太郎宛 明治三年三月	一通	四五八
132 身元金預り証券 呉服直売買商社長 三井八郎右衛門宛 明治三年三月	一通	四五九
133 身元金預り証券 呉服直売買商社長 大黒屋三郎兵衛宛 明治三年三月	一通	四六〇
134 身元金預り証券 呉服直売買商社長 下村正太郎宛 明治三年三月	一通	四六一
135 身元金預り証券 呉服直売買商社長 伊藤屋治助宛 明治三年三月	一通	四六二
136 身元金預り証券 呉服直売買商社長 伊豆蔵屋吉左衛門宛 明治三年三月	一通	四六三
137 身元金預り証券 呉服直売買商社長 小橋屋利助宛 明治三年三月	一通	四六四
138 身元金預り証券 呉服直売買商社長 田原屋庄左衛門宛 明治三年三月	一通	四六五
139 身元金預り証券 呉服直売買商社長 槌屋四郎左衛門宛 明治三年三月	一通	四六六
140 呉服直売買商社肝煎行支順番規定書 付、已四月行事順番調書共 明治三年三月	三通	四八〇
141 (行事組合之覚書)	一通	四八一

142 呉服直売買商社行事回章〔当社再調印之規則書政府承認之旨口達〕 杉本・中川 三井家以下二二家宛 四月一八日付(明治三年カ)	一通	四七
143 呉服直売買商社行事回章〔三井八郎右衛門老母本葬儀之件〕 杉本・中川 嶋田以下二一家宛 四月二一日付(明治三年カ)	一通	四七
144 呉服直売買商社行事回章〔仲間規則書回覽滯二付督促之口達〕 杉本・中川 三井以下二二家宛 五月一日付(明治三年カ)	一通	四七
145 物産引立總會社貸渡金仕法伺書并毎月相場書書出之儀各社宛回章 東洞院六角下ル町物産引立惣会社 政府宛 明治三年七月一同一〇月	一綴	四七
146 呉服直売買商社行事回章〔物産引立總會社達書回覽之添狀〕 行斐杉本・中川 三井以下二〇家宛 八月八日付(明治三年カ)	一通	四七
147 仲間行事口達〔杉浦三郎兵衛老母葬儀之通知〕 杉本・中川 三井他二一家宛 一月四日付(明治三年カ)	一通	七三
148 呉服直売買商社行事回章〔奈良表直下ケ一件答書至來二付回覽添狀〕 杉本・中川 三井以下二二家宛 二月九日付(明治三年カ)	一通	四七
149 商社諸雜用書出し 受取勘定書共 行事中川・杉本 肝煎杉浦店宛 (明治三年)	五通	四九
150 仲間行事回章〔島田八郎左衛門隱居葬儀之通知〕 行斐杉本・中川 三井他二一家宛 二月一日(明治三年カ)	一通	七九
151 仲間行事回章〔岩城熊五郎葬儀之通知〕 行事升屋徳右衛門・榎屋藤左衛門 白木屋彦太郎他一家宛 正月一七日	一通	三三
152 嶋田専右衛門休業退社願并同伴二係ル京都府宛(居書) 聽許下札濟 第一諸国出店商社肝煎杉浦三郎兵衛・同相原孫左衛門 京都政府宛 明治四年五月	二通	四七

153 呉服直売買商社当番廻章〔恒例之新春社中勘定集會之案内〕 当番服部・岩井 三井以下二一家宛 正月(明治五年カ)	一通	四六
154 廻章〔東京集會所至來書之趣意三付契約金携行之上參會之案内〕 当番三越店 下村・杉浦・相原・伊藤・村越・田中・岩城店宛 三月二日	一通	四六
155 廻章〔公般政府商社中江御布令之写廻達之添狀〕 肝煎・行斐 三井以下二〇家宛 七月九日	一通	四七
156 商社諸入用書出他 岩井・服部 社中宛 申正月一六日・三月一〇日(明治五年)	二通	四五
157 加入金利足小手形〔為替会社カ〕 呉服商社宛 (明治五十六年)	九通	四三
158 退社届 船橋清右衛門代理船橋八十八 呉服直売買商社年番中宛 明治七年一月二九日	一通	四〇
159 退社届 上河源右衛門 呉服直売買商社年番中宛 明治七年一月三〇日	一通	四二
160 社中身元金返り証書 上河源右衛門 呉服直売買商社中宛 明治七年二月	一通	四二
161 退社願書 松坂与兵衛 第一呉服商社肝煎中宛 明治七年一月	一通	四九
162 社中身元金返り証書 松坂与兵衛 直売買呉服社中宛 明治七年二月	一通	四七
163 退社届書 下村源藏 呉服商社中宛 明治七年一月	一通	四八
164 社中身元金返り証書 下村源藏 直売買呉服商社中宛 明治七年二月一日	一通	四八
165 退社願書 西羽善兵衛 呉服直売買商社年番中宛 明治七年二月二日	一通	四三
166 社中身元金返り証書 西羽善兵衛 呉服直売買商社中宛 明治七年二月	一通	四三

- 167 退社願書 山岡五兵衛・林善兵衛 吳服商社社長
肝煎中宛 明治七年二月 一通 四三
- 168 退社御断書 桂藤左衛門 吳服商社社長・肝煎中宛
明治七年二月 一通 四四
- 169 社中身元金返り証書 新町通蛸薬師下ル町桂藤左衛門 諸国直売呉服商社宛 明治七年二月二六日 一通 四六
- 170 退社願書 服部伝兵衛 (宛書なし) 明治七年三月 一通 四五
- 171 社中身元金返り証書 服部伝兵衛 諸国直売呉服商社宛 明治七年三月一二日 一通 四五
- 172 助成金式拾五円請取証 山岡五兵衛 吳服直売呉服商社社長・肝煎中宛 明治七年三月二九日 一通 四九
- 173 休業退社断書 大村彦太郎 吳服会社社長宛 明治七年一二月 一通 四六
- 174 退社断書 岩井八兵衛 吳服商社社長・肝煎中宛 明治八年三月二五日 一通 四七
- 175 社中身元金返り証書 岩井八兵衛 諸国直売呉服商社宛 明治八年四月 一通 四六
- 176 退社届 杉本新左衛門 吳服社中宛 明治八年五月一八日 一通 四六
- 177 京都府府令 (今般内務省職制頒布ニ付会社設立・更正ニ關スル件) 明治九年二月 一通 四七
- 178 (預金返済ニ付戻り利金請取証) 三井銀行西京分店 杉浦三郎兵衛他三名宛 寅七月九日 (明治一年) 一通 四四
- 179 (定期預金途中解約ニ付利戻り金算用書) 三井銀行 杉浦三郎兵衛他三名宛 明治一年七月一〇日 一通 五二

- 180 (退社之節身元金預ケ券紛失ニ付差入念証) 上京第二一区近衛町本人馬場利左衛門・扱入金光棋三郎 吳服商社代理藤原与惣兵衛宛 明治一年二月 一通 四九
- 181 仲間積金(身許金) 御返戻之上除名願書 嶋田八郎左衛門代理嶋田善右衛門 十仲間御掛り中宛 明治二年三月一二日 一通 四六
- 182 (社中江助成金其他出金覚証書) 一通 五〇
- 183 (商社諸入用書出シ綴) 明治一―一二年 二綴 四九
- 184 (解社時社有金高・社中退社名前并年月調書) 杉浦店 三越店宛 辰三月 (明治一三年) 一通 五〇
- 185 (年限満期ニ付解社可否ニ係ル社中尋答書) 柏原・下村・伊藤・杉浦・田中・三越・鈴木・村越・平井・岩城 辰三月 (明治一三年) 一〇通 四九
- 186 (吳服商社解社ニ付社中協議約定書) 三越則兵衛・下村正太郎・杉浦三郎兵衛・柏原孫左衛門・岩城九右衛門・伊藤治助・村越庄左衛門・平井利助・田中四郎左衛門・鈴木万之助連印 明治一三年五月一四日 一通 四九
- 187 (解社之節吳服組割符金明細書) (明治一三年カ) 二通 五五
- 188 (満会精算之節身元金証券紛失ニ付差入念証) 岩城九右衛門 吳服組商社社長中宛 明治一三年五月一六日 一通 四九
- 189 (起業公債直段問合ニ付答書) 竹原店 杉浦与惣兵衛宛 (明治一三年カ) 一通 五二
- 190 神戸三井銀行横江伊三郎書翰 (新公債買付ニ係ル件) 西京杉浦店藤原与惣兵衛宛 一〇月八日・二月八日 (明治一三年カ) 二通 五七

191 東京木綿呉服問屋集会所來翰〔積問屋契約ニ付組合店印送付之件〕頭取・取締 西京三越則兵衛他七店宛 明治一三年一月二六日	一通	五三	202 廢業ニ付組合除名願書 下京区第拾老組月鉢町岩城岩尾 十仲間組合中宛 明治一九年二月九日	一通	五四
192 (解社決算關係書類) 出納方藤原(杉浦店) 呉服社長中宛 明治一三年	三通	五三	203 三月七日御献立書	一通	七五
193 東京木綿呉服會所來翰 (はがき) (一四年度組合撰拳ニヨル役員人事之通知) 西京室町二条北之入町三越則兵衛・下村正太郎宛 明治一四年二月一七日	一通	五八	204 九月十四日御献立書	一通	七六
194 東京木綿呉服問屋會所來翰〔西京組合送付之身元金受取之通知〕頭取・取締 西京室町二条上ル町三越則兵衛宛 明治一四年三月一日	一通	五九	205 御献立書 錦辻庄	一通	七七
195 西京組合員身元金利息高書出〔当三月及六月迄三カ月半分〕東京木綿呉服會所 西京組合中宛 明治一四年六月	一通	五〇	206 安政五年三月拵之十仲ケ間草履札〔木札〕 (袋入)	一二枚	五六
196 京都六益社資本有志金領收証 六益社員伊藤次郎左衛門支店代理古橋新七 三越他九店十仲間中宛 明治一四年七月一日・同一五年五月一日	二通	五三	207 京都呉服仲間帳箱録・十仲間宮之鍵	七箇	五八
197 東京大伝馬町式丁目木綿呉服問屋會所來翰〔組合契約調印書落掌之件〕頭取・取締 三越則兵衛・辻川新三郎宛 明治一四年九月二日	一通	五二	208 (呉服直売買商社中席札)	二七枚	五五
198 勸業雜報 第一号 京都府勸業課報告掛編纂 明治一七年一月刊	一冊	七五	209 諸国呉服直売買仲間草履札〔木札〕	三五枚	五七
199 勸業雜報 第貳号 京都府勸業課 明治一八年一月刊	一冊	七三	210 呉服直売買商社・「御鑑札改」之印判	二箇	五九
200 勸業雜報 第參号 京都府勸業課 明治一八年二月刊	一冊	七三	大福帳 (京都某阿替店) 天保四年	橫美半 一冊	三五
201 勸業雜報 第五号 京都府勸業課 明治一八年六月刊	一冊	七五	定書連印帳之写 尾州御藏織物売捌方 安政四年五月	半 一冊	三六
			文久三亥益・暮業種代附出帳	橫長半 二冊	三三
			御布告写帳并日記 京都在任士族梅島勝之 明治四年一〇—十一月	半 一冊	五
			鐵道會社規則書 附西京鐵道會社株手形雛形 (明治四年九)	美 一冊	六五
			在方		
			天保七丙申年諸国酒造減石之儀彼仰出候ニ付町方酒造取締請書印形取之御触之通嚴重ニ相守村役人方吟味方約定之覚 佐沼町酒造人・村役人 天保七年九月	美 一冊	三三

撰津国

大坂

- 御法度判形帳〔大坂船場安土町御触請印帳〕 一冊 四
美 横長美
- みや忠右衛門宛 元禄九年正月 一冊 三
横長美
- 御公役町入用集通 道修町四丁目年行司 内海喜一郎宛 (慶応元年二月―同四年) 一冊 三
横長美
- 総之通 目録写添 昆布屋伊兵衛 嶋彦平宛 天明五年 二冊 一六
横長美
- 諸国米内吏定法書 外仙台米定法巨細書 和泉屋嘉平次手扣 寛政三年一月写 一冊 二四
横半
- 大坂長堀白髪町材木問屋 佃屋藤兵衛家文書 一通 三五
- 1 紀州御用金加入枝証文 佃屋きよ代藤兵衛 近江屋平七宛 寛政一二年三月 一冊 三
美
- 2 証文扣 (佃藤取組為替手形扣) 佃屋藤兵衛 寛政一一年六月―同年八月 一冊 三
横半
- 3 金銀請取通 炭屋五郎右衛門 佃屋藤兵衛宛 享和元年八月―同二年八月 一冊 三
横半
- 4 (紀伊様江冥加永納銀ニ付請取御証文) 太田又吉他二名連印・吉田文之右衛門奥印・寛助他二名裏印 大坂長堀白髪町 佃屋藤兵衛宛 文化元年一月 一通 二五
- 5 (紀伊様御立用銀御割下当子年分請取書) 青山二万之助 佃屋おきよ宛 文化元年一月 一通 二六
- 6 (丑年・寅年分若山表御年賦銀請取書) 近江屋平七 佃屋藤兵衛宛 文化二年一月・寅二月 (文化一三年カ) 二通 二七

7 (御立用銀年賦殘銀永世ニ付請取証文) 南方類助・前田文兵衛連印・高木兵太夫他二名裏印 佃屋おきよ宛 文化五年二月 一通 一六

8 (大坂材木問屋 佃屋藤兵衛 紀州藩江上納銀願出 一件願書案・某氏書状他) (文化六年カ) 卷子仕立 五通 九

9 (紀伊様御下屋敷焼失ニ付上納銀請取書) 仕入方役所井上兵次郎他二名連印・鈴木將監他二名裏印 佃屋藤兵衛・松之助宛 文化一二年八月 一通 一七

10 幸橋御屋敷御用状 (御下屋敷焼失御上銀請取書交付之件) 永落此面 佃屋藤兵衛・同松之助宛 九月四日 (文化一二年カ) 一通 一三

11 幸橋御屋敷御差紙 永落此面 佃屋藤兵衛宛 四月二日 一通 一三

12 (赤坂御殿焼失ニ付上納銀請取書) 中嶋為藏・井上兵次郎連印・下条八十郎他四名裏印 佃屋藤兵衛・同松之助宛 文政二年閏四月 一通 一八

13 幸橋御屋鋪御差紙 南方弥左衛門 佃屋松之助宛 文政五年八月一〇日 卷子仕立 一通 二〇

14 (御用筋見習被仰付御書付) 佃屋松之助宛 八月一日 (文政五年カ) 卷子仕立 一通 二二

15 (御上屋敷焼失ニ付上納銀請取書) 御仕入方田中八郎・井上兵次郎連印・金沢弥右衛門裏印 佃屋藤兵衛・松之助宛 文政七年正月 一通 一九

16 (殿様御家督相続ニ付上納銀請取書) 御仕入方田中八郎・井上兵次郎連印・金沢弥右衛門裏印 佃屋藤兵衛・同松之助宛 文政七年八月 一通 二〇

17 為替手形 浜中忠兵衛取組 佃屋藤兵衛宛 文政七年正月二日 一通 二〇

18 為替手形 紀州尾鷲浜中八郎兵衛取組 大坂長堀 佃屋藤兵衛宛 天保六年閏七月一二日 一通 二〇

19 為替手形 浜中忠兵衛取組 佃屋藤兵衛宛 天保六年極月	一通	四	33 御荷物手板 紀州新宮才かや伊助 見泰丸久平宛 (明治一〇年カ)	一冊	三
20 (大坂天神橋御屋敷御普請ニ付上納銀請取書) 中嶋橋兵衛他二名連印・中村九郎兵衛他二名裏印 佃屋藤兵衛宛 天保八年九月	一通	三	(宇和嶋藩俵物紙藏元掛屋依頼議定一札) 石井喜兵衛他三名連印・桜田右兵衛他四名裏印 鎰屋九右衛門宛 文政七年六月	一冊	五
21 (江戸御屋敷焼失ニ付永納金請取書) 天神橋屋敷中嶋橋兵衛他二名連印・中村九郎兵衛他三名裏印 佃屋藤兵衛宛 天保九年五月	一通	三	(芸州木綿尺幅取縮ニ付願書) 御産物木綿売捌方 芸州木綿藏元宛 卯七月	一通	六
22 差引手形 浜中八郎兵衛振出 佃屋八郎兵衛宛 戌一二月四日(天保九年カ)	一通	毛	布詔方店卸勘定帳 白銀屋出店 天保一五年正月	一通	一七
23 御上納銀通〔材木板類為替銀上納通〕 佃屋藤兵衛 岡御産物方衆中宛 天保一三年一二月	一冊	元	午年改棚風勘定之下控 (白銀屋)	一冊	一八
24 (御用金年割上納分請取書) 水野若狭守組与力 荻野七左衛門他三名連印・大坂町奉行兩名裏印 佃屋橋太郎宛 天保一四年一〇月	一通	四	1 荷物渡帳 金田屋定七 嘉永四年	一冊	一
25 (佃屋藤兵衛紀州御屋敷上納銀書上控)	一通	三	2 荷物渡 金田屋定七 嘉永四年	一冊	二
26 材木仕切状 佃屋藤兵衛 榎本庄三郎宛 嘉永三年五月	一冊	四	3 壳懸永代帳 金田屋定七 文久三年	一冊	三
27 請取通 近江屋分五兵衛 佃屋藤兵衛宛 嘉永七年二月	一通	三	4 沓番荷物渡 金田屋定七 文久四年	一冊	四
28 振手形 佃屋藤兵衛振出 近江屋権兵衛宛 寅一二月・卯正月(安政元一二年カ)	五四通	五	5 荷物渡 金田屋定七 元治二年	一冊	五
29 (幸橋御屋敷館入商人名前書)	一通	四	6 金錢相場帳 金田屋定七 慶応元年六月一同四年五月	一冊	六
30 (佃屋藤兵衛荷物売捌市銀割方判取帳) 文久二年他	五冊	三	7 註文帳 金田屋定七 慶応三年	一冊	七
31 紀州殿御証文之写 佃屋藤兵衛 明治四年九月	一通	六	8 註文帳 金田屋定七 明治二年	一冊	八
32 (判取帳) (佃屋藤兵衛) (明治五十六年)	一冊	三	9 大福帳 金田屋定七 明治三年	一冊	九
			10 兩替帳 安堂寺町老丁目森馬定七 明治五年八月	一冊	一〇
			11 会席帳 安居勘定元 文久三年六月	一冊	一一

金銀取渡通 節屋庄右衛門(只服町・本両替) 小西平兵衛宛 慶応四年	横美半	一冊	三三
金錢取渡通 近江屋権兵衛(立壳堀四丁目・本両替) 金屋七平宛 慶応四年	横美半	一冊	三六
卯ノ年釘鉄物之通 大坂島之内中橋筋八幡筋北江入ル万釘鉄物所釘屋新七 紅屋彦兵衛宛	横長半	一冊	一七
東区平野町四丁目古物商竹原家帳簿			
1 金銀引合帳 竹原友三郎 明治一六—一八年	横半半	一冊	一七
2 物品買受明細帳 竹原友三郎 明治一九年	横美半	一冊	一七
3 (古金銀買明細帳) 明治二六—二七年	横美半	一冊	一七
得意名前帳 (土屋五郎兵衛得意先名前二付土船仲間一統調印) 土屋五郎兵衛 天保七年四月	横長美大	一冊	一六
上取運賃帳 松屋宅兵衛 安政三年	横美半	一冊	二四〇
京都運賃帳 松屋宅兵衛 明治四年	横美半	一冊	三九
神戸			
大坂調印帳 (神戸白米地庭商内取組之儀同地白米屋一〇名連印之上頼談一条) 大坂表加嶋屋平兵衛他五八名調印 安政六年二月	美	一冊	三三
福原組素麵屋戎講取締帳 二茶屋村組 文化二年九月	美	一冊	二四
有馬郡九鬼領三田			
掛金請取通 三田勘定役場 和泉屋仙助宛 (弘化四年二月—安政元年)	横美半	一冊	三九
所々預銀并貸付帳 引替所 嘉永七年一月	半	一冊	三六
在方			
川辺郡米谷村(庄屋) 中家文書			
1 手形控 (諸方銀手形控) 中則敬 弘化二年	横半半	一冊	二四六
2 千鰯塩之通 尼崎鍋屋平三郎 北米谷村甚右衛門宛 天保八年	横美半	一冊	一八
3 染物之通 紺屋与一右衛門 北米谷惣右衛門宛 安政四年	横美半	一冊	一八
4 酒之通 米屋豊蔵 中惣右衛門宛 安政五年	横美半	一冊	一八
5 糸物通 池田町松前屋源兵衛 北米谷惣右衛門宛 午年	横美半	一冊	一八
6 材木通 山本三右衛門 北米谷村庄屋惣右衛門宛	横美半	一冊	一八
河内国			
志紀郡柏原村大文字屋三田家店帳簿 (肥料商)			
1 万壳帳 大文字屋七左衛門 文政八年	横長美大	一冊	六
2 石川書出帳 大文字屋七左衛門 文政一〇年	横四半	一冊	五
3 金銀渡帳 大文字屋七左衛門 文政一〇年	横美大半	一冊	三
4 万壳帳 大文字屋七左衛門 文政一一年	横長美大	一冊	七〇
5 万壳帳 大文字屋七左衛門 文政一二年	横長美大	一冊	七
6 万懸帳 大文字屋七左衛門 文政一三年	横長美大	一冊	六

7万懸帳	大文字屋七左衛門	天保二年	橫長美大	一冊	三
8万買帳	大文字屋七左衛門	天保二年	橫長美	一冊	三
9石河書出帳	大文字屋七左衛門	天保三年	橫四半	一冊	六
10万水揚帳	大文字屋七左衛門	天保五年	橫長美	一冊	六
11荷物水揚帳	大文字屋七左衛門	天保六年	橫長美	一冊	七
12万買帳	天保六年		橫長美	一冊	七
13万買帳	大文字屋七左衛門	天保七年	橫長美	一冊	七
14(金銀渡帳)	大文字屋七左衛門	天保七年	橫美半	一冊	八
15荷物揚帳	大文字屋七左衛門	天保一〇年	橫長美	一冊	六
16荷物水揚帳	大文字屋七左衛門	天保一二年	橫長美	一冊	六
17書出帳	大文字屋七左衛門	天保一五年	橫美半	一冊	六
18荷物水揚帳	大文字屋七左衛門	天保一五年	橫長美	一冊	六
19万懸帳	大文字屋七左衛門	弘化三年	橫美半	一冊	六
20万懸帳	大文字屋七左衛門	嘉永四年	橫美半	一冊	六
21荷物水揚帳	大文字屋七左衛門	弘化五年	橫長美	一冊	六
22書出帳	大文字屋七左衛門	安政三年	橫美半	一冊	六
23荷物水揚帳	大文字屋七左衛門	安政七年	橫長美	一冊	六
24大和書出帳	大文字屋七左衛門	文久二年	橫美四半	一冊	六
25大和書出帳	大文字屋七左衛門	慶応三年	橫美四半	一冊	六

安宿部郡玉手村文書

1年中入用支配帳	安永三年二月	橫長美大	一冊	三八
2年中入用支配帳	天明七年二月	橫長美大	一冊	三九
3西伊勢講掛物帳(講元)	当家弥兵衛(文化二一 同七年)	橫長半	一冊	三三
4小物成御年貢帳	玉手村 安政三年二月	橫長美大	一冊	三〇
5西口石橋古川石橋并式ヶ所仕替諸入用帳	玉手村世話人 安政三年九月	橫長半	一冊	三三
6西口古川共石橋仕替村中寄進取集帳	玉手村石橋世話人 安政三年九月	橫長半	一冊	三三
7(当村余八悴寅吉公儀召捕ニ相成候一件書留)	文久元年一〇月	橫長半	一冊	三四
8河州藤井寺村田中屋弥三八書出し(余八悴被召捕候一件入用)	玉手村役人中宛(文久元年カ)		一通	三五
9藤井寺村田中屋八十八銀子請取書(余八悴被召捕候一件入用)	玉手村方宛 酉十一月一九日(文久元年)		一通	三六
安政五年十二月河州大縣郡龜瀬峠村小入用帳	村役人連印 安政六年三月	橫長半	一冊	三七
安政六年十二月河州大縣郡龜瀬峠村小入用帳	村役人連印 新井小市郎・南兵藏宛 安政七年三月	橫長半	一冊	三六

紀伊国

(紀州様御參府ニ付人足請負証文) 請負人物代佐 野屋吉藏他五名連印 五町役人中宛 弘化二年二月 卷子仕立 一通 七

年賦調達任法書 根来勘定元小泉市兵衛他三名・世話人中左近〔刷物〕 半 一冊 二四三

伊勢国

大福帳・雑色控 脇田官十郎(度会郡妙見町カ) 横長半 一冊 一九四
(天保一・元治)

但馬国

但馬国市場村(旧養父郡カ) 弥兵衛家帳簿

- 1 大福万貸帳 寛延四年 美 一冊 一三三
- 2 大福万貸帳 宝曆二年 美 一冊 一三三
- 3 大福万貸帳 宝曆三年 美 一冊 一三三
- 4 大福万貸帳 宝曆五年 美 一冊 一三三
- 5 大福万貸帳 宝曆六年 美 一冊 一四〇
- 6 大福万貸帳 宝曆七年 美 一冊 一四〇
- 7 大福万貸帳 宝曆八年 美 一冊 一四〇
- 8 大福万貸帳 安永四年 美 一冊 一四〇
- 9 大福万貸帳 安永五年 美 一冊 一四〇
- 10 大福万貸帳 安永六年 美 一冊 一四〇
- 11 大福万貸帳 安永七年 美 一冊 一四六
- 12 大福万貸帳 安永八年 美 一冊 一四七
- 13 大福万貸帳 安永九年 美 一冊 一四七

丹後国

- 14 大福万貸帳 安永一〇年 美 一冊 一四九
- 15 大福万貸帳 天明二年 美 一冊 一五〇
- 16 大福万貸帳 天明三年 美 一冊 一五〇
- 17 大福万貸帳 天明四年 美 一冊 一五三
- 18 大福万貸帳 天明五年 美 一冊 一五三
- 19 大福万貸帳 天明六年 美 一冊 一五三
- 20 大福万貸帳 天明七年 美 一冊 一五三
- 21 大福万貸帳 天明八年 美 一冊 一五三
- 22 大福万貸帳 寛政七年 美 一冊 一五三
- 23 大福万貸帳 寛政八年 美 一冊 一五三
- 24 大福万貸帳 寛政九年 美 一冊 一五三
- 25 大福万貸帳 寛政一〇年 美 一冊 一五三
- 26 大福万貸帳 寛政一一年 美 一冊 一五三
- 27 大福万貸帳 寛政一二年 美 一冊 一五三
- 28 大福万貸帳 寛政一三年 美 一冊 一五三
- 29 大福万貸帳 享和二年 美 一冊 一五三
- 30 大福万貸帳 享和三年 美 一冊 一五三
- 31 大福万貸帳 享和四年 美 一冊 一五三
- 当座帳 (与謝郡某村) 米屋宇右衛門 文久四年 横長半 一冊 一五〇

中国地方

備前国

金銀払裏判帳〔備前岡山藩勘定方書類カ〕延宝六年正月—六月 美大 一册 四

石見国

為替御貸附惣御勘定之帳（浜田浦為替方カ）弘化四年—一月 半 一册 三三

浜田浦為替御貸附御勘定帳 浜田浦為替方 嘉永元年七月 半 一册 三六

安濃郡大田町生越屋甚七店帳簿

- 1 毎年通改帳 生越屋甚七 文政一二年 横長半 一册 六
- 2 預手形割判帳 生越屋甚七 天保一一年 横長美 一册 六〇
- 3 古代書出帖 生越屋甚七 弘化三年正月ヨリ 横長美 一册 三
- 4 売揚之御通 備中惣社志保屋藤助（呉服大物商カ）本生越屋宛 安政三—四年 横長半 一册 五
- 5 毎歲棚改帳 生越屋甚七 （安政四年—明治一七年） 横長美 一册 三
- 6 町方取立帖 生越屋甚七 横長美 一册 六

安濃郡某村（鳥井村カ）宮脇家文書

- 1 戌ノ年万米銀勘定帳 多ひすや千之祐 天和二年 横長美 一册 一〇四
- 2 戌年御役目作徳勘定帳 千之助 天和二年—二月 横長美 一册 一七
- 3 巳ノ年諸御役目作徳帳 宮脇善右衛門 元禄二年—二月 横長美 一册 一八
- 4 大福貸帳 宮脇善右衛門 元禄三年—二月ヨリ 横長美 一册 一〇五
- 5 申年万算用帳 善右衛門 元禄四年正月 横長美 一册 一〇六
- 6（未ノ年名寄作徳勘定帳） 善右衛門 元禄四年—二月 横長美 一册 一三
- 7 戌年銀方諸事請取帳 宮脇善右衛門 元禄七年 横長美 一册 一〇七
- 8 鳥井・鳥越・静間村御役目算用帳 宮脇善右衛門 元禄七年—二月 横長美 一册 一〇九
- 9 亥年銀方諸事請取帳 宮脇善右衛門 元禄八年 横長美 一册 一〇八
- 10 鳥井・鳥越・静間村御役目算用帳 宮脇善右衛門 元禄九年—二月 横長美 一册 一三〇
- 11 子年万算用帳 宮脇善右衛門 元禄九年 横長美 一册 一〇九
- 12 大福貸帳 宮脇善右衛門 元禄九年—二月 横長美 一册 一〇〇
- 13 丑年銀方諸事請取帳 宮脇善右衛門 元禄一〇年正月ヨリ 横長美 一册 一一
- 14 丑年万算用帳 宮脇善右衛門 元禄一〇年正月 横長美 一册 一一
- 15 巳歳万算用帳 宮脇善右衛門 元禄一四年正月 横長美 一册 一一三
- 16 午年万算用帳 宮脇善右衛門 元禄一五年正月ヨリ 横長美 一册 一一四

17 午歳銀方并諸事請取帳 宮脇善右衛門 元禄一五年正月 横長美 一冊 二五

18 申ノ年刺嘉村・鳥越村・鳥井村・静間村御役目算用帳 宮脇善右衛門 宝永元年一月 横長美 一冊 二三

19 酉年方算用帳 宮脇善右衛門 宝永二年正月ヨリ 横長美 一冊 二六

20 巳年鳥越村・鳥井村・静間村御役目算用帳 宮脇善右衛門 正徳三年一二月 横長美 一冊 二三

四国地方

阿波国

徳島

紙方跡書帳〔紙方御役所之納紙御用留〕 紙屋町三丁目勝浦屋文右衛門 文久二―明治三年 半全 一冊 一七

(万仕入帳) (万屋) (酉年) 横長半 一冊 二三

在方

板野郡北浜村浜田屋田淵清右衛門家帳簿

1 指引帳 浜田屋清右衛門 天明八年 横長美 一冊 三六

2 積算用帳 浜田屋清右衛門 寛政六年 横長美 一冊 二六〇

3 諸品御案内之帳 北浜村問屋清右衛門 撫養御会所宛 寛政七年 横長美 一冊 三三七

4 御両替之帳 北浜村問屋清右衛門 寛政七年 横長美 一冊 二六四

5 船手算用帳 浜田屋清右衛門 寛政七年 横長美 一冊 二六三

6 御両替之帳 寛政八年 横長美 一冊 二六五

7 取替帳 田淵氏 寛政一〇年 横長美 一冊 二九七

8 入船帳 寛政一二年 横長美 一冊 三三一

9 塩仕切之帳 浜田屋清右衛門 寛政一一年 横長美 一冊 三三四

10 御両替之帳 北浜村大問屋清右衛門 御札場所宛 寛政一二年 横長美 一冊 二八六

11 船手算用帳 浜田屋清右衛門 寛政一一年 横長美 一冊 二六三

12 法式扣帳 浜田屋 寛政一二年 横長美 一冊 三五

13 御両替之帳 北浜村大問屋清右衛門 御札場所宛 寛政一二年 横長美 一冊 二六七

14 取替帳 寛政一二年 横長美 一冊 二九八

15 当座帳 寛政一二年 横長美 一冊 二五三

16 諸上納之帳 寛政一二年 横長美 一冊 二五五

17 塩積帳 浜田屋清右衛門 寛政一三年 横長美 一冊 三一九

18 積仕出帳 浜田屋 寛政一三年 横長美 一冊 三三四

19 御両替之帳 北浜村大問屋田淵清右衛門 享和二一年 横長美 一冊 二六八

20 塩仕切之帳 浜田屋清右衛門 享和二一年 横長美 一冊 三三五

21 塩仕切之帳 浜田屋清右衛門 享和三三年 横長美 一冊 三三六

22 買附塩覚帳 浜田屋茂右衛門 文化二二年 横長美 一冊 三三七

23 塩為替算用帳 浜田屋 文化二二年 横長美 一冊 三三六

24 上納扣之帳	田淵清右衛門	文化二年	横長美	一册	二五五
25 小払帳		文化二年	横長美	一册	二五三
26 飛脚帳		文化二年	横長美	一册	三〇七
27 飛脚帳		文化三年	横長美	一册	三〇六
28 為替塩扣帳	浜田屋	文化三年	横長美	一册	三三九
29 御両替之帳	北浜村大間屋田淵清右衛門	文化三年	横長美	一册	二六九
30 積賃帳		文化三年	横長美	一册	二六一
31 船手算用帳	浜田屋清右衛門	文化三年	横長美	一册	二六四
32 為替塩扣帳		文化四年	横長美	一册	三三〇
33 為替塩扣帳		文化五年	横長美	一册	三三一
34 御両替之帳	北浜村大間屋田淵清右衛門	文化五年	横長美	一册	二九〇
35 飛脚帳		文化五年	横長美	一册	三〇九
36 飛脚帳		文化六年	横長美	一册	三三〇
37 桑嶋・黒崎・明神算用帳		文化六年	横長美	一册	二八三
38 入船帳		文化六年	横長美	一册	三三三
39 御両替之帳	北浜村大間屋田淵清右衛門	文化七年	横長美	一册	二九一
40 為替帳		文化七年	横長美	一册	三〇三
41 柴之帳		文化七年	横長美	一册	三〇六
42 上納帳	浜田屋清右衛門	文化八年	横長美	一册	二五八
43 為替帳	浜田屋清右衛門	文化九年	横長美	一册	三〇一
44 上納帳	浜田屋清右衛門	文化九年	横長美	一册	二五七
45 出目代之帳	浜田屋清右衛門	文化一三年	横長美	一册	三三〇
46 御両替之帳	北浜村大間屋田淵清右衛門	御札場 所宛 文化一三年	横長美	一册	二九三
47 御両替之帳	田淵清右衛門	文化一四年	横長美	一册	二九三
48 入船帳		文化一五年	横長美	一册	三三三
49 小払帳	浜田屋清右衛門	文化一五年	横長美	一册	三三三
50 出目代之帳	浜田屋清右衛門	文化一五年	横長美	一册	三三六
51 御両替之帳	田淵清右衛門	文化一五年	横長美	一册	二九四
52 為替帳	浜田屋清右衛門	文化一五年	横長美	一册	三〇三
53 為替帳	浜田屋清右衛門	文政二年	横長美	一册	三〇四
54 取替帳	浜田屋清右衛門	文政三年	横長美	一册	二九九
55 入船帳		文政三年	横長美	一册	三四
56 御両替之帳	田淵清右衛門	文政四年	横長美	一册	二九五
57 貸借帳		文政四年	横長美	一册	三三九
58 入船帳		文政五年	横長美	一册	三五
59 出塩勘定帳	浜田屋清右衛門	文政四年	横長美	一册	三〇
60 瀬戸算用帳	浜田屋清右衛門	文政五年	横長美	一册	二六三
61 船手算用帳	浜田屋清右衛門	文政六年	横長美	一册	二六五
62 船手算用帳	浜田屋清右衛門	文政七年	横長美	一册	二六六

63 塩積差引帳	浜田屋清右衛門	文政七年	横長美	一冊	三三
64 取替帳	浜田屋清右衛門	文政七年	横長美	一冊	三〇〇
65 為替帳	浜田屋清右衛門	文政七年	横長美	一冊	三〇五
66 諸上納之帳	浜田屋清右衛門	文政七年	横長美	一冊	二九六
67 御両替之帳	田淵清右衛門	文政八年	横長美	一冊	二九六
68 為替帳	浜田屋清右衛門	文政九年	横長美	一冊	三〇六
69 諸上納之帳	浜田屋清右衛門	文政九年	横長美	一冊	二九六
70 諸講帳	浜田屋清右衛門	文政一三年	横長美	一冊	三四〇
71 塩代算用帳	浜田屋清右衛門	天保八年	横長美	一冊	三三三
72 塩積差引帳	浜田屋清右衛門	天保九年	横長美	一冊	三三三
73 諸講帳	天保九年		横長美	一冊	三三三
74 貸扣帳	浜田屋清右衛門	天保一〇年	横長美	一冊	三三六
75 米穀揚置切手帳	浜田屋清右衛門	天保一二年	横長美	一冊	三三九
76 入船帳	天保一四年		横長美	一冊	三七
77 諸物勘定帳	浜田屋清右衛門	天保一四年	横長美	一冊	三四四
78 諸上納之帳	浜田屋清右衛門	天保一四年	横長美	一冊	二六〇
79 船手算用帳	浜田屋清右衛門	天保一五年	横長美	一冊	二六七
80 天神丸算用之帳	浜田屋清右衛門	天保一五年	横長美	一冊	二七三
81 住吉丸算用之帳	浜田屋清右衛門	天保一五年	横長美	一冊	二七〇
82 住吉丸算用之帳	浜田屋清右衛門	弘化三年	横長美	一冊	二七三
83 諸物勘定帳	浜田屋清右衛門	弘化三年	横長美	一冊	二五五

84 三社丸算用帳	浜田屋清右衛門	弘化三年	横長美	一冊	二七六
85 塩買帳	浜田屋清右衛門	弘化三年	横長美	一冊	三三三
86 入船帳	弘化三年		横長美	一冊	三三六
87 船手算用帳	浜田屋清右衛門	弘化四年	横長美	一冊	二九六
88 諸上納之帳	浜田屋清右衛門	弘化五年	横長美	一冊	二九六
89 天神丸算用之帳	浜田屋清右衛門	嘉永二年	横長美	一冊	二七四
90 船手算用之帳	嘉永五年		横長美	一冊	二九六
91 米代算用帳	浜田屋清右衛門	嘉永五年	横長美	一冊	三三三
92 稻荷丸算用之帳	嘉永六年		横長美	一冊	二七七
93 手板帳	浜田屋清右衛門	安政三年	横長美	一冊	三三〇
94 天神丸算用之帳	浜田屋清右衛門	安政三年	横長美	一冊	二七五
95 住吉丸算用之帳	安政四年		横長美	一冊	三三三
96 入船帳	安政六年		横長美	一冊	三三六
97 八幡丸算用之帳	浜田屋清右衛門	安政七年	横長美	一冊	二七六
98 富吉丸算用之帳	浜田屋清右衛門	安政七年	横長美	一冊	二七九
99 金銀出入帳	安政七年		横長美	一冊	二五三
100 村々内厘懸り相渡帳	北浜村大間屋田淵清右衛門	亥七月	横長美	一冊	三三三
○居所不明分					
頼母子講帳	(麻植郡兒島村大嶋家カ)	(文政三—一三年)	横長美	一冊	三三三
二番売日記	(谷材木店)	安政二年—一月	横長美	一冊	三三六

算用帳 田岡氏 安政三年 横長半 一冊 二〇四
 算用帳 田岡姓 安政五年 横長半 一冊 二〇五
 万覚帳 岡屋与助 万延二年 横長半 一冊 二〇三

讃岐国

当座雜衆記 長楽軒醉眠堂(鶴足郡大庄屋宮井家カ) 横長美 一冊 二一九
 天保四年
 当座雜衆記 長楽軒醉眠堂 天保七年 横長美 一冊 二一九

九州地方

肥後国

葦北郡水俣平野屋(徳富家)店記録
 1 炭山方現分諸色出入通 柿山五郎八 緒方幾七宛 横長美 一冊 二〇七
 文化七年
 2 (諸方貸方分算用帳) 文政二―三年 横長美 一冊 二〇六
 3 (諸方貸方算用帳) 天保元年ヨリ 横長美 一冊 二〇九
 4 (諸方貸方算用帳) 天保三―五年 横長美 一冊 二一〇
 5 (諸方貸方算用帳) 天保八年ヨリ 横長美 一冊 二一一
 6 (酉年附込帳) (嘉永二年カ) 横長半 一冊 二一三
 7 戊年当分日記 平野屋 嘉永三年 横長半 一冊 二一三

8 巳年糶方日記 平野屋 安政四年 横長半 一冊 二〇四
 9 (午年当分日記帳) (安政五年カ) 横長半 一冊 二〇三
 10 未年糶方日記 平野屋 安政六年 横長半 一冊 二〇五
 11 戌年糶方日記 平野屋 文久二年 横長半 一冊 二〇六
 12 戌年当分日記 平野屋 文久二年 横長半 一冊 二〇三
 13 亥年当分日記 平野屋 文久三年 横長半 一冊 二〇三
 14 糶代取立覚帳 浜村・陣内村分 平野屋(文久頃) 横長半 一冊 二〇七
 15 糶代取立覚帳 南福寺村・平村分 平野屋(文久頃) 横長半 一冊 二〇六
 16 (寅年当分日記) 慶応二年 横長半 一冊 二〇三
 17 (卯年当分日記) 慶応三年 横長半 一冊 二〇三

日向国

東臼杵郡延岡石見屋小田清兵衛店記録
 1 大福帳 石見屋勘場 寛政八年ヨリ 横長美 一冊 二〇五
 2 大福帳 (石見屋勘場) 寛政二二年ヨリ 横長美 一冊 二〇六
 3 大福帳 石見屋勘場 文化七年ヨリ 横長美 一冊 二〇七
 4 大福帳 石見屋西勘場カ 文化二二年ヨリ 横長美 一冊 二〇八
 5 日記 石見屋西勘場 文政三年 半 一冊 二〇九
 6 佐土原引合扣帳 石見屋西勘場 (文政六年―明治三年) 横長美 一冊 二一〇
 7 式番歳々用事控 石見屋西勘場 文政一〇年―慶応三年 美 一冊 二一〇

出所不明分

金銀御吹替ニ付御書付写	正徳四年五月一日	半	一冊	四
諸方名前記	伊藤店 (明和九年—文政七年)	横美半	一冊	二四
檜材木寸附	板屋新兵衛 紀伊国屋勤兵衛宛	横長半	一冊	三四
五年九月				
受払帳	岩切与右衛門 (若松屋)	横長美	一冊	一七
天保六年				
外指引覚帳	さしの孫三郎	横長半	一冊	三四
天保一三年				
万福帳	天保一四年	横長半	一冊	一九
大福帳	伊勢屋与兵衛 (紀州日高郡御坊町辺の醤油商カ) 嘉永七年正月ヨリ	横美半	一冊	三三
醤油方大福帳	〔積出覚〕 伊勢屋与兵衛 嘉永七年七月ヨリ	横美半	一冊	三三
大福帳	田村市郎右衛門 安政元年—慶応三年	横長半	一冊	一九
西畑茶組家具并損料覚帳	西仲間 安政四年一月	横長半	一冊	三三
本家算用帳	安政七年	横長半	一冊	一九
振出手形控	鳴尾屋竜蔵 文久三年極月	横半半	一冊	二四七
米高村方用内覚帳	森尾村武部重左衛門 慶応三年四月	横長半	一冊	三三
糠米売上帳	加賀屋清吉 慶応三年—明治一四年	横長半	一冊	一九
御宝恵	会布直店 (大坂呉服商カ) (明治三年カ)	横半半	一冊	二四
未年桶之通	京吉 雑喉屋宛	横半半	一冊	一八

版本・写本

地誌類

江戸関係地誌

むさしあぶみ	上下 浅井了意 寺町二条下ル町中村五兵衛開板	万治四年三月	美	二冊	六九
江戸町鑑	江戸横山町出雲寺蔵板	天保一三年正月	袖珍本	一冊	六七〇
発行・安政三年改版					
(江戸歳盛記)	玉家如山蔵板	慶応元年	17x11	一冊	六七三
(江戸歳盛記)	玉家如山蔵板	明治元年	19x11	一冊	六七三
江戸旧事考	卷一—卷七 小宮山綏介編	江戸会事務所・書林青山堂刊	半	七冊	六七
明治二四—二五年					
東京流行細見記	清水市次郎編	明治一八年七月	19x21	一冊	六七四
江戸図					
寛永御江戸絵図	〔刷物〕 (彩色なし)		121x88	一鋪	二九
江戸絵図	〔彩色〕 東武喜多川草鳥縮図・南伝馬町老丁目鳥屋吉蔵寿梓		9.5x7.2	一鋪	二五〇
東都近郊図	仲田惟善	文政八年	80x61	一鋪	二五一
貨幣図譜					
寛永錢譜	上中下 左京藤原貞幹輯・源尚友校 (天明七年)		美	三冊	六六

西洋錢譜 彩雲堂(朽木昌綱)著選 天明七年	美	一冊	六五
竜橋公古泉藏目 (浪華兼霞堂木村孔泰編カ) 彩雲堂藏板 天明八年序	美	二冊	六九
国家金銀泉(錢)譜 青木敦書 文化元年写	美	一冊	六七
金銀図録 近藤守重 (文化七年刊)	美	七冊	七三
海外貨譜 (松平確堂藏書印アリ)	美	一冊	六九
観貨一箋 神蝶堂中村善兵衛校正 嘉永七年四月	折本 19×11	一冊	七五
和漢稀世泉譜・追選図鑑 中川積古齋泉寿自序	半	二冊	六五〇
青木高山堂板 (安政六年序)			
連城錢話集 元・亨・利・貞 小寺玉晃(含自筆稿本)	美	四冊	六三
今古米錢略考 右京八雪樓藏板	19×13	一冊	六三
一新金錢表 陰山主人著 東京書林山崎清七版 明治五年	折本	一帖	六五
明治新撰泉譜 第一集—第三集 成島柳北編 明治一五・同一八・同二二年	半	三冊	六六〇
日本通貨之事歴 (明治一九年一月二三日東京經濟雜誌第三百号以下)	美	一冊	六四
皇国旧楮幣名鑑 佐野英山編 明治四三年五月	美	一冊	六五
古札便覽 一名古札位附 沢塵外編 明治四四年	15×23	一冊	六三
藩札図録 卷一(畿内・東海道路部)、卷二(東山道・北陸道)、卷三(山陰道・山陽道)、卷四(南海道・西海道并北海道)、附録(明治政府・各府県・旗本發行札) 佐野英山編 大正一〇年九月—同一月	半	五冊	六三
藩札叢 第一編 佐貝虎夫編 大正七年	26×19	一帖	六五
日本貨幣図 大阪造幣局内泉友会編 昭和三年	19×26	一冊	六一
新日本貨幣図 大阪造幣局内泉友会編 昭和三年			
日本古紙幣類鑑 第一—第八卷 荒木豊三郎編 昭和五—同七年	半	八冊	六五
金譜 福園主人編 永松堂藏板	半	一冊	六七
藩札表 柚木重三・上田藤十郎・堀江保蔵共編『經濟史研究』第六号所載抜刷) 昭和五年	B5	一冊	六五
金錢出会 (風刺版画)	24×26	一枚	八
算法書			
塵劫記			
兒童出世塵劫記大成 田中友水序 大坂江戸堀三丁目書鋪千種屋平兵衛板 寛延三年九月	半	一冊	六七
万福塵劫記大全 江府書肆馬喰町巷丁目山口屋藤兵衛板	半	一冊	六六
增補富貴塵劫記 京寺町松原下ル町書林菊屋喜兵衛板 安永七年	半	一冊	六六
宝玉塵功記 大坂心齋橋南四丁目書肆吉文字屋市兵衛板 天明八年	半	一冊	六九
その他			
增補頭書算法早割大全 本石町十軒店角梳屋伊兵衛板 天保三年再刻	半	一冊	六三〇
(物学之心得カ) 大坂天満屋安兵衛・同広屋福三郎・本町五丁目広嶋屋伊助板 弘化三年	半	一冊	六三

初学算術法稽古宝 撰都書林積玉圃梓 文政八年藤原德風自序、嘉永三年補刻	半	一冊	六三
秘術算学重法記 大坂心齋橋通北久宝寺町河内屋源改撰板 (天明七年開板) 万延元年再板 (首欠)	半	一冊	六〇
新算学稽古大全 浪速松岡先生著 浪華書林河内屋太助板 (文化五年初刻) 文久元年再板	半	一冊	六三
增補早割便覽 渡辺一之進利家改正 (天保一二年新刻) 文久二年增補	半	一冊	六四
浅算為蒙抄 上中下	半	三冊	六五
簿記			
帳合之法 初編二冊 ブライヤント・スタラツト著 福沢諭吉訳 明治六年	33×15	一冊	七三
銀行簿記精法 啊爾囉遜度述 紙幣頭芳川顯正序 明治六年	美	五冊	六六
馬耳蘇氏記簿法 一、二 小林儀秀訳 明治八年	美	二冊	六七
馬耳蘇氏複式記簿法 上下中 小林儀秀訳 明治一一年	美	三冊	六八
馬耳蘇氏複式記簿法 小林儀秀訳 明治一一年	18×13	一冊	七三
馬耳蘇氏複式記簿法 小林儀秀訳 明治一一年	美半	一冊	七四
記簿法独学 栗原立一著 明治九年	半	一冊	六九
商家必用 記簿教則・初編單認 イングリス著 加藤斌訳 明治一〇年		二冊	六四〇

三菱商業学校簿記学例題 森嶋修太郎著 明治一一年	18×12	一冊	七七
人民簿記提要 單式之部 上下 山田十畝著 明治一二年	19×13	二冊	七四
簿記法独学 秋元晉訳 明治一二年	18×12	一冊	七五
簿記法大意問答 佐藤永幸編 明治一二年	18×12	一冊	七五
小学簿記法 山田尚景編 明治一三年	半	一冊	六四一
簿記学手引 例題 吉村一郎編 明治一三年	半	一冊	六四二
銀行簿記例題 上下 大藏省銀行課編 明治一七年		二冊	六四三
民間簿記学 上下 森下岩楠・森島脩太郎著 明治一七年	半	二冊	六九
簿記学起原考 海野力太郎纂訳 明治一九年	18×12	一冊	七六
普通商業簿記手引草 藤井改造編 明治二〇年	半	一冊	六四四
伊多利国会計法 大藏省報告課 明治二〇年	21×15	一冊	七六
簿記学階梯 上下 森下岩楠・森島修太郎合著 明治二一年再版 (明治一一年初版)	半	二冊	六八
實地簿記活法 上下 大坪文次郎著 明治二一年	半	二冊	六四五
商家帳合活法 石川豊太郎・秋山行藏合編 明治二三年	19×13	一冊	七〇
增補實用銀行簿記例題 本店之部・支店之部 大場多市著 明治二九年	半	二冊	六四六

往来物

本朝字府附録(題箋「本朝字府秘伝 附録」)	五反	美	一冊	六六
亭前田図南 出雲寺和泉掾板	宝永六年			
当流手形鑑〔民家重宝証文大成〕	浪華書肆文金堂河	半	一冊	六七
内屋太助板	文化一四年			
四民商家必読国字解	一―四 堤一雲齋著	半	四冊	六六
繪抄	書林得			
宝堂	文久二年			

その他

月堂見聞集	本嶋知辰梅子甫纂	(写本)	半	二九冊	七三
安政年間記	(写本)		半	一冊	三
皇朝一新記	初編―三編		美	一五冊	七三
五百石以上旗本姓名録			横半	一冊	一七

中外新聞	自第十一号 至第廿二号	(一四号一部欠)	慶応四年四 月五日―閏四月八日	一冊	六七
致知啓蒙	上下	西周著	明治七年	二冊	六七
英国農業篇	デヨン・ウキルソン著	岡田好樹訳	明治二年	一冊	七〇

看板

錢屋の看板〔寛永通宝型〕	径二三・五センチ	一枚	七五	
錢屋の看板〔寛永通宝型〕	径一九・五センチ	一枚	七五	
錢屋の看板〔寛永通宝型〕	径二〇・五センチ	一枚	七五	
将棋駒型の看板〔表面王將 裏面飛車〕	タテ二七・五センチ ヨコ一九・五センチ	一枚	七五	
金銀箔屋の看板	タテ六一・〇センチ ヨコ三七・五センチ	一枚	七〇	
西御丸御用金箔打立所の看板	御用掛吟味役北久 太郎町五丁目境屋彦右衛門	嘉永五年八月―同一月	一枚	七三
御所御用金箔取扱所の看板	北久太郎町五丁目境 屋彦右衛門	安政二年五月	一枚	七三
蠟燭屋の看板	タテ八九センチ ヨコ二七センチ	一枚	六二	
呉服商の看板〔仙台平・五泉平・嘉平 治平袴地・越後帷子類〕	タテ六八センチ ヨコ二七センチ	一枚	七五	
花の香・御にほひ袋の看板	タテ一二七・五センチ ヨコ一五・〇センチ	一枚	七六	
武具けいこ道具屋の看板	タテ一五三センチ ヨコ九三センチ	一枚	七七	

薬屋の看板〔名方神仙満金丹調合所 北垣氏制〕
タテ五七
ヨコ一八センチ

一枚 六六

④根御薬灰の看板
タテ一〇九センチ
ヨコ四七センチ

一枚 六九

極吉野寒曝葛の看板
タテ一〇六センチ
ヨコ三二センチ

一枚 七〇

美淋酒・南蛮酒・焼酎・奈良漬の看板
タテ三六・五センチ
ヨコ五〇・〇センチ

一枚 七一

味噌の看板
タテ五五センチ
ヨコ二九センチ

一枚 七三

溜醬油の看板〔壺型〕
タテ五三センチ
ヨコ三八センチ

一枚 七三

酢の看板〔壺型〕
タテ八〇センチ
ヨコ五五センチ

一枚 七四

菊の露(酒)の看板〔壺型〕
タテ六六・〇センチ
ヨコ四一・五センチ

一枚 七五

ひやしそうめん・花にうめんの看板
タテ四六センチ
ヨコ三一センチ

一枚 七六

御膳・菓子碗附、裏面あんべいの看板
タテ四六・〇センチ
ヨコ三一・五〇センチ

一枚 七七

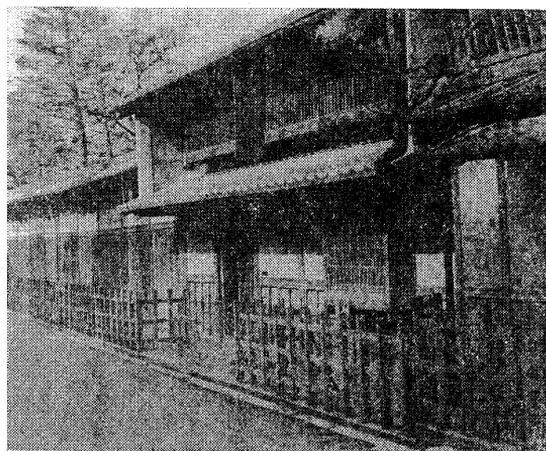
大小月の懸板〔円型、表面大の字、裏面小の字〕
径三六センチ

一枚 七八

近江国 八幡町 山形屋西川家文書目録解題

西川家文書の伝来事情

本目録に収録した山形屋西川家文書は、昭和二八年岐阜市の故紙回収業者を経由して当館の所蔵に帰した史料群と、同家の本貫である近江八幡市の西川家の本宅に襲蔵されている史料の一部をマイクロ・フィルム化したものから成る。



近江八幡市西川本店 二階正面に「蚊帳所」の看板

江戸時代、三都をはじめ、北は北海道から南は九州まで、行商による販路の確立・拡張を基盤に各地に出店を設け、商権を専らにしたと言われる近江商人は、その多くは明治中期以後、近代的な商工業の発達に対応し得ず、資本主義経済の成立と展開の中で衰退するものが多かったと評価されている。そのような中であって、近江八幡を本拠とし、江戸初期から江戸の日本橋通町において、主として畳表・蚊帳等の販売を営んだ西川家は、現在もなお、寝具・寝装品・室内装飾品等の製造加工・販売会社として近代的な企業体に脱皮して営業を継続、よく老舗の面目を発揮している。

従って創業以来四〇〇年の歴史を誇る同家には、現在も「本店」と呼称されている近江八幡市大杉町の旧邸に寛永以降の数多くの史料が大切に保存されており、昭和一五年に編纂印行された『滋賀県八幡町史』（上中下三冊）、昭和四一年刊行の『西川四百年史』『西川四百年史稿本』（西川産業株式会社）等に利用され、その一部が紹介されている。

たまたま、敗戦後の混乱時に何らかの手違いでその一部が故紙回収業者に流出し、当館の収蔵に帰した史料群は、本目録にみられる通り寛政元年以降の江戸・京三店から本店へ報告された盆暮二期の決算簿である「勘定目録帳」を主体とするものであり、従来未紹介・未利用の部に属する。その意味においても危うく再生紙の原料として湮滅の災厄に遭遇することを免れた本史料は頗る貴重視されるものであるが、西川家に襲蔵される多数の関連史料の存在なくしては、折角の史料価値を満足に發揮することは困難である。

幸いにして西川家のご理解あるご高配を得て同家に保存されている史料のうち、その主要なものをマイクロ・フィルムに収録する機会を与えられ、昭和四五年度に撮影を実施した。短期間の滞在日数に加えて予算上の制約もあり、既刊の『四百年史稿本』に全文が紹介されている史料などは多く割愛を余儀なくされたが、ここにフィルム目録を付載して利用者の便宜とするともに、同家のご高志にお応えする次第である。

フィルム収録に当たって、快よくご許可下さった西川家のご当主、並びに多大のご援助を賜わった西川産業株式会社の野々上良雄・藤野一郎・近江八幡市本宅中村義一の諸氏、また『西川四百年史稿本』の執筆に参加された関係上、紹介の労をとって下さったお茶の水女子大学の大口勇次郎氏に厚く御礼を申し上げます。

西川家の系譜と営業の概要

創業と店の開設

〈名を店章とする山形屋西川家の初代は、旧近江八幡町の西北部に接する蒲生郡南津田村の出身とされる。俗名は仁右衛門で、正保元年（一六四四）二月八日九六才で没しているから、逆算すれば天文一八年（一五四九）生まれということになる。家伝によれば、南津田村の木屋右（字）兵衛より伝兵衛・伝右衛門・六左衛門の兄弟それぞれ別家し、仁右衛門は永祿九年（一五六六）一九才の時から商売を始めたという。天正一三年（一五八五）安土城下の移転を伴う豊臣秀次による近江八幡城下の建設に際し八幡町に移住、それより数年能登国貝磯（現在の石川県鳳至郡門前町鹿磯カ）という地へ四人の男子を代る代りに引連れ、鯖その他塩肴の商売に寒暑の差別なく往復したという。この鹿磯という日本海に面した能登の漁村への往復には「肩ニハ棒を置、馬附或は舟積数歳」（寛政十一年「定法書」）とあり、四十物仕入の往荷物には奈良蚊帳の北陸方面への販売が推測されている。その後美濃・尾張方面への畳表の行商から三河・遠江へと販路を延し、ついに元和元年（一六一五）江戸日本橋に借宅するに至った。これがいわゆる□（つまみ）店の開設であり、当初近江屋作右衛門名

儀、のち近江屋作兵衛を店名前としている。

二代目甚五（源西）は初代仁右衛門（善西）の四男で、天正一〇年（一五八二）生れ、延宝三年（一六七五）九四才で没している。因みに初代の長男市左衛門（道観）は能登国鹿磯において妻帯し同地に定着、次男弥兵衛（道智）は嶋屋の始祖、三男久右衛門（休意）は八幡永原町に別家、五男七郎兵衛（等玄）は釘抜（貫）屋又七郎家の始祖となっている。

寛文期の□店の営業

二代目源西については、近江蚊帳の改良に腐心し、寛永の末年、生地に萌黄の染色を施し、紅色の布縁を配したいわゆる「近江蚊帳」の意匠の創案者としての伝承をもつが、草創期の江戸□店の営業の実態は詳かでない。のちの七代目利助（源寿）の代に整理・筆写された天明以前の「三店勘定之写」「フィルム番号？」によれば、□店の勘定帳は、三代目利助（源悦）が家督を嗣いだ寛文七年（一六六七）から始まっている。なお、二代目源西には子がなく、能登鹿磯に定住した長兄市右衛門の長男を呼び寄せ三代目としたが、源西は隠居後も延宝三年の没年まで後見を続けたと注記されている。「三店勘定之写」の初丁を紹介すれば次の通りである。

丁寛文七歳 勘定
末七月

一拾五兩三分ト式拾貫三百拾四匁九分 有物高

一式拾三兩毫分ト三拾毫ノ八百三拾七匁七分毫厘 新仕入

ノ三拾九兩 五拾式貫百五拾式匁六分毫厘

内三拾九兩ト三拾四貫六百廿八匁五分 為登金

残テ七貫五百廿四匁分毫厘

三兩ト拾七貫六百廿九匁六分式厘 残り物

又又 四兩毫分ト毫ノ百拾六匁毫分 掛

銀四百三拾九匁 有金

正ミ式貫三百七拾毫匁八分六厘

仕分ケ

一四拾式貫四百六匁五分三厘 売高

一拾七貫百貳拾七匁八分八厘 残り物

ノ五拾九貫五百三拾四匁四分毫厘

内五拾三貫貳百四拾五匁四分四厘 仕入高

残テ六貫貳百八拾八匁九分七厘

貳貫三百七拾壹匁八分六厘 正ミ引

三貫九百拾七匁壹分壹厘 小遣高

差引貳百七拾九匁壹分六厘くるい

支配人太兵衛

これによると、店勘定の制度化が始まったと思われる寛文中期の□店の営業規模は、盆前の上半期において売上高は銀四二貫四〇〇目余（仕入高五三貫二四五匁余）、店の所要経費は約四貫目弱程度であったことが判る。ただし、同年下半期の売上高は一五貫〇〇一匁三分二厘（仕入高二八貫八九九匁七分二厘）と上半期の三割程度に過ぎず、年間売上高（五七貫四〇七匁余）の七〇パーセントが上半期に集中するという、営業実績にかなり季節性をもっていたことが判る。

ところで決算簿として盆暮の二季に本店へ報告された西川各店の勘定目録帳の原本の残存は、その大半が現在当館に収蔵されている寛政以降に限られ、天明以前については極く断片的な数冊しか伝わらない（後掲「勘定目録残存状況表」参照）。このことは、寛政時に七代目当主が天明以前の□・□・□・京店の三店勘定目録帳を整理して書写したのち、その原本を廃帳処分したことが推測されるのであって、各勘定課目の最終数字のみを摘記した「三店勘定写」では、原本に詳細に報じられている仕入地別取扱商品の種類や数量・単価の動き等について知ることができない。但し、寛文期の具体的な営業状態を知り得る唯一の史料として、寛文一二年上半期の「算用帳」「フィルム番号12」が残されており、『西川四百年史稿本』（以下『稿本』と略称）に集計整理されたものが表示されているので次に引用させて頂こう（第1表）。

売上銀高の上からみれば当時の□店の営業は、近江特産の高宮嶋と晒の布類が総額の四五・四パーセント、畳表関係（へり・畳糸共）が四六・三パーセントとほぼ平衡し、前にみた上・下半期の営業実績の季節性から予測される蚊帳の販売は八・三パーセントに過ぎなかったことが判る。

第1表 寛文12年上半年江戸三店算用帳 (1672年上)

	正月残り物		近江仕入		江戸仕入		諸経費	売り物		残り物		
	数量	銀高	数量	銀高	数量	銀高		数量	銀高	同比率	数量	銀高
近江表	枚	貫匁	枚	貫匁	枚	貫匁	貫匁	枚	貫匁	%	枚	貫匁
備後表	3,200	4,463	6,831	9,138	261	286	782	7,760	12,226	25	2,538	3,946
琉球表	1,797	4,965	1,826	4,896	116	413	231	2,235	7,409	15	1,504	4,186
へり類	264	301	430	476			16	396	582	1	298	347
蚊帳	352	1,963	287	1,728	94	487		325	2,577	5	418	2,311
高嶋		161		2,208		645	750	100	4,115	8	8	285
晒	疋	7	疋	6,167	疋	2	229	420	4,948	10	211	2,144
畳	把	1	疋	14,039	把	36	84	549	17,588	35	12	317
あを	175	14					139	34	176	0	3	10
はな								175	16	0		
合計		12,040		38,652		2,054	2,398		49,637			13,546

『西川四百年史稿本』P69第1表転載

同年仕入の畳表の産地別についてみれば、豊後産と思われる琉球表(青蕙)は極く僅かであるが、三店が主力を置く近江表の価格は、当時品質の上で高級品とされる備後表のほぼ半額であり、かなり価格差があったことを窺わせる。このことは寛文期の三店の販売対象である顧客の層にも関連すると思われる。畳の語源となった敷物・莫座・薄縁の類と区別して厚畳と称される畳の需要が、江戸時代の都市において、どの程度一般化していたのか、またその時間的変化についても知識はないが、常識的に考えて畳表の最大の需要は武家屋敷にあったと思われる。

武家屋敷売りの始まり
「三店勘定写」の三店貞享二丑年(一六八二)盆後勘定の注記に

是迄掛之内二屋敷と申者は一軒も無之候処、当勘定より小出備前守様有之候、是より屋初り申候

とあるのは、当時漸く上得意先にくい込み得た感慨が込められているようにも思われる。同四年盆後勘定に「当年松平采女様一ヶ所増」、元禄一四年(一七〇一)盆後勘定には「当年より大久保長門様・松平大和様・鍋嶋備前様・松平備前様・松平伊賀様・南部信濃様・松平下野様・米倉長門様・細川越中様、右之外小屋敷拾数軒相増申候」とあって、四代利助(源閑)の元禄期には着実に江戸の畳表商としての営業を確立しつつあったことを窺わせるのである。

もっとも畳表の最大の顧客であった御屋敷売りの拡大は、一面、貞享四年盆後の勘定に「当勘定より捨掛と申事始り」の注記について宝永五子盆前勘定に、細川越中守屋敷の滞りで大欠損を生じたことを記録しており、大々名への出入

が実現していると共に、大口の故に掛倒れの危険性も含んでいたようである。

松店・佐原店の開設

ともあれ、伸長期と目される元禄期には、二代目の時分れた親族嶋屋・釘貫屋（何れも西川姓）と共同で、一家当り銀一八貫目宛を出資して日本橋通老町目に松屋長左衛門名儀の店を開設、また元禄一三年（一七〇〇）には下総国佐原へも出店を設けている。すなわち元禄一三年辰勘定に「外覚書」として

下総国佐原村え三代目八男甚七・同九男藤九郎兩人して出店御出し被成候、右店ヲ三代目二男伝四郎様へ、尤佐原店之勘定ハ印不申候

とあり、元禄七年から〔店〕店にあって店経営の習熟期間を経験した四代目の弟甚七（のちの五代目利助）と、末弟の藤九郎を派しての開店であり、次弟甚四郎（当時伝四郎）の分家が考慮されたものと解されるが、佐原店については元禄一五年盆前の算用目録帳（「フィルム番号13」）を残すのみで、その後の経緯は詳かでない。

甚四郎家の分家の時期については詳かでない。佐原店を別勘定とするという「勘定写」の注記は、分家の成立を意味するとも思われるが確証はない。なお後年の史料によると、幕末期の甚四郎家の営業は「家業諸荷物運送問屋稼（餅米預り荷物出入文書〔フィルム番号79〕）」と記されている。

また松店に関しては享保三年（一七一八）上半期の算用目録帳（「フィルム番号26」）と本店の享保一七―寛政五年差引帳（同24）を残すのみであるが、安永五年（一七七六）共同経営者の嶋屋が紛議を起して訴訟事件となり、安永七年以後は嶋屋が経営から抜けて、釘貫屋と山形屋の両家持ちとなったが、寛政五年（一七九三）には当家も店代二〇〇両、有物代三〇〇両で松店の経営権を釘貫屋へ譲っており、以後松店は釘貫屋一家の経営となっている。なお、甚五郎家では、この松店譲渡金をもって南紺屋町の河岸付地面の購入資金の一部に当てている（後出「家屋の購入表」参照、「松屋店譲り候節入割所書」『稿本』所収）。

〔店〕の開設と弓営業の開始

天和三年（一六八三）家督後、正徳五年（一七一五）一〇月一八日に没した四代源閑の三三年間一代の正味高（純益）は二三〇貫八五匁余と記録される（「三店勘定写」）。五代利助（道永）は佐原店開設にあずかった四代源閑の弟甚七である。正徳五年から享保の不況期を迎え、延享二年（一七四五）隠退までの三〇年間の正味高は一三五貫九八匁余と記録され（同上）、いわゆる停滞期と見做されているが（『稿本』）、「三店勘定写」に享保五年より同一九年までの勘定を欠く理由は明らかでない。ただ同人の代に特筆されるのは寛保元年（一七四一）〔店〕（かくまん）店の開設による本格的な弓営業の開始である。これより先の元文二年（一七三七）一月、近江八幡町の木屋久右衛門の持店である江戸京橋四方店を買得し、同人の営業であった弓商売を翌三年から〔店〕で引継いだことは、〔店〕

店勘定写に

元文三午年弓商売初り勘定写シ

一六貫三百九拾九匁六分五厘 掛銀高 木屋久右衛門殿調

一式拾四貫三百九拾六匁七分九厘 同人弓三千九百六拾式丁

一式貫四百六拾四匁式分九厘 弓竹真木
丸藤矢竹

小刀前施引藤鏢いろく

一式貫貳百四拾老匁式分 弓作り下シ太質其外いろく

メ三拾五貫五百老匁九分三厘

内式拾老貫五拾七匁四分五厘

残テ拾四貫四百四拾四匁四分七厘 有物

六貫二百六拾七匁三分七厘 掛

貳百五拾九匁式分 有金

正ミ四貫六百七拾三匁式分四厘

久右衛門殿手代譲り請

安田 清兵衛

山田 善兵衛

五代目

とみえ、いわば木屋久右衛門の營業店を居抜きで買収したことが判る。木屋久右衛門については、後年の九代目甚五郎の「日記」〔フィルム番号5〕中に「当家弓之由来」と題して、

於八幡町ニ木屋久右衛門と申て凡正宝年中江戸京橋四方店角ニ万屋久右衛門と申て疊表縁り一式荒木弓出店有之、右久右衛門身上不如意ニ付親類事ゆへ、元文二丁巳十一月ニ引請、外ニ弓町ニ長兵衛と申荒木弓問屋有、是又寛保元辛酉八月ニ求、今年嘉永元年申年迄百八年ニ成

とあって、寛保元年八月弓株の入手によって[㊦]店の弓営業が本格的に発足したわけである。当初の店名前は、木屋久右衛門の出店名儀万屋久右衛門をそのまま継承したが、明和二年（一七六五）日本橋四丁目新道角の近江屋庄三郎の店舗を土蔵付きで買得して京橋より移転、それを機に店名前を近江屋久右衛門と改めている。更に同八年七月、同じ日本橋通四丁目の親類嶋屋弥兵衛店を譲り受けて移転、以後[㊦]店は、「[㊦]店の「通老丁目店」に対して「通四丁目店」とも称している。現存する明和八年の嶋屋弥兵衛の沽券状〔フィルム番号10の一〕によれば、通四丁目東側北角より四軒目で表間口京間三間、裏行町並式拾間で代金四五〇両であった（のち[㊦]店は寛政一二年四月、北角より五軒目の隣地京間三間半の地所を買添え、合わせて六間半間口の店舗となっている）。

[㊦]店の取扱商品は当初、弓および弓竹・矢竹・引藤・鰐（た）などの弓関係品が中心で、小刀・釘などの金物などであったと思われるが、宝暦期になれば畳表関係も扱うようになっており、しかも売上高は弓を凌駕し（『稿本』）、安永五年盆前の勘定には「乗物小道具天鷲織初て仕入」と注記され、[㊦]店もまた弓関係品を扱ったから、[㊦]店・[㊦]店の営業内容はほとんど変るところがなくなったようである。試みに寛政二年盆前の[㊦]店の勘定目録帳〔史料番号一〇六〕によって取扱い商品を列記すると、備後表・青蕙・布縁・絹縁・畳糸・頭板（以上、畳表関係）、弓・割竹・引藤・的矢、にべ・紫皮・無二かう（以上、弓関係）、釘・鋏・小刀・板附、天鷲織・朱珍・すし・桐油（以上、乗物関係）、仕立蚊帳・蚊帳地・紅布（以上、蚊帳関係）となっており、それぞれの数量的検討は抜きにして、同時期の[㊦]店の取扱商品をみれば、弓・畳関係の小道具に、皮や箒の二、三品目と、傘・線香・こんぶ・半紙・蠟燭の荒物雑貨類を追加する程度の違いであった。（『稿本』にはこの頃になると、寛文期にみられた上・下両半期の売上高の季節性は失われ、ほぼ均等となっていることが指摘されている）。

京店の開設

六代目利助（道遊）は、神崎郡八日市場高野屋小左衛門の三男長五郎である。すなわち五代目の長男甚七は享保一七年正月一才で江戸店において死去し、他に男子がなかったため、同人が七女しまの婿養子として入り、延享二年家督をついだとされる。同人の代には寛延三年（一七五〇）弓の仕入店としての京店の開設がある。「三店勘定写」の京店勘定は宝暦七年（一七五七）盆前から始まるが、その前文に付されている「京都店由来書」によると、[㊦]店の開設に際し弓町長兵衛から荒木弓問屋株を入手したことを前に触れたが、その他にも五代目の時に[㊦]店のために近江屋八兵衛の弓問屋株を入手したことが記されており、その結果江戸における弓問屋の営業は西川家の独占するところとなったという。当初江戸両店の京都における弓の仕入に関しては近江屋新四郎という者を通して行なっていたが、同人が引負を生じたので、寛延三年から新四郎の手代伊右衛門を支配人とし、借宅において仕入店を始めたという。

この京店の開設に関しては、宝曆二年「京三条屋鋪井御幸町家之帳」(史料番号九一一)に
(宝曆二)
申七月か

一京御幸町通松原下ル所唐木屋借家賃ケ月ニ廿壹匁ツ、

とあり、つづいて疊拾壹疊・錢箱・丁内札・右家そうし日用、戸棚・戸六枚・のうれん挾代・障子六本・大工八人手間等々、家具の購入や作事の手間賃など都合銀二六二匁余を要したことが記され、「是ハ申盆前入用払所へ付出し、尤伊右衛門支配給銀所へ付出し申候」との注記があり、また別丁には

「宝曆貳年申四月晦日迄京都近江屋新四郎世話致させ申候、五月か当地へ引取申候」との記事が見出され、借宅による京店の開設を寛延三年とする「京都店由来書」とは二年のずれがある。

伝統的手工業技術の集結する京都における弓師(下地屋)と弓問屋との関係は、弓株入手の寛保元年十一月につぎのような誓約書が取替わされている(弓屋定書井一札(フィルム番号82の一))。

一札之事

一先年か各々弓之義、兩人方へ買請申候所ニ此度別而下地仲ケ間申定被成候ニ付、出来弓共随分情出し我等兩人方へ買請可申候、万一弓不流行之時分
成候共、出来之弓老張ニ而も滞不申候様ニ我等兩人方へ定直段之通ニ買請可申候、若右之通相違仕申候ハ、何方へ御売被成候共少も申分無御座候、
為後日之一札如件

寛保元年酉十一月

近江屋 八兵衛

万屋 久右衛門

証人京 蚊帳屋 利兵衛

弓下地

御仲ケ間申

景氣の好不況に拘わらず、弓師の製作する弓は全部両問屋が買請けることを保証する代りに、同月柴田勘十郎以下一一名の弓師より他への直売をしない旨の一札を近江屋八兵衛・万屋久右衛門宛に徴している。同時にまた江戸の両問屋から弓師たちが前貸金を受け、各自細工の弓で返済する旨の誓約がなされている。

ところで、西川家の弓営業の開始に際しての生産者とのこれらの誓約が必ずしも円滑に履行されなかった事情を「京都店由来書」はつぎの

ように述べている。

延享年中寛延年中迄殊之外弓流行仕、中々京都下地屋斗二而ハ注文調不申候ニ付紀州御城下ニ而式拾計ニ下地屋拵、追々弓出来申候、年々相捌ケ申候、追々京都下地屋へハ詔物多候故、其時振合見掛問屋へ弓出シ不申候様ニ申掛、其上前金等迄其儘ニ差置候様之不埒申出シ候

もつとも弓師の中には先規の協定を守っている者もあつたが、高敏銘の弓師柴田勘十郎ら五名は江戸麴町へ直売を行ない、宝曆三年訴訟事件となり、問屋側の勝訴となっているが、その後も弓師による直売は跡を絶たなかつたようである。

宝曆九年（一七五九）京極通蓮池町東側（のちの寺町松原上ル）の弓屋弥兵衛店を買得して移転、以後同所を京店として京都産弓の江戸販売の拠点とした。なお『稿本』によると、**弓店**・**弓店**に弓を送荷する際の口銭は、本家が五分、京店が二分宛取得する決りであつたという。

積立金制度の成文化

量表・荒物を主たる営業とした前期から、**弓店**・**京店**の増設による江戸における弓営業の独占という五代・六代の経営の拡大が行なわれたあと、明和八年（一七七二）に二五才で家督を嗣いだ七代目利助（源寿）は六代目の長男である。

同人の時代、八幡の本店は、地頭朽木氏（禄高六千石）の仕送り御用を勤める一家として、安永九年から天明六年の間、町年寄の「御物成米代前金請取通」（フィルム番号77）が残されている。享和三年（一八〇三）五七才で隠居して仁右衛門と改名したが、家督を譲つた八代目利助（七代目長男道源）が文化九年（一八二二）不行跡によつて家督返上・久離となつたため、幼年の九代目（七代目次男甚四郎の長男重善）を補佐し、更に甚五郎と改名、文政一〇年（一八二七）七九才の没年まで後見を続けたという。

『稿本』には、この七代目源寿は家政・店制の改革に腐心し、経営の基礎の安定に努力した「西川家中興の祖」として評価されている。事実、実質的な店主として五〇年に余る歳月の間、「三店勘定写」・「歳季繰出帳（フィルム番号27）」・「万覚帳」〔同76〕・「日記」〔同5〕等々、創業以来の古記録を整理筆写して、経営の在り方を検討し、積立金制度を整備・成文化したことが、具体的な事績として残されている。

「江戸の華」とうたわれた火災による屢次に及ぶ店舗・商品の焼失をはじめ、各店損銀の補填・退職奉公人の元手銀など、不時の出費に対して支出される本店（家）の「除ケ銀」の存在は、六代目の宝曆三年「除ケ銀帳」によつて知られるが、その原資は詳かでない。七代目の安永七年「地代差引帳」（フィルム番号17）が西川家における積立金制度の始まりとされるように、同家の積立金の特色は江戸・京都において購入した地所の地代金を主たる原資としたことにあり、また徴収した地代金を遊金とせず、商人貸や家賃貸に運用することによつて原資の拡大を計り、更に地代金収入の増加を意図する持地の増加を志向したことである。

この積立金制度を成文化した寛政一一年(一七九九)の定法書は『稿本』に全文が収録されており、当館ではフィルム^(東)の収録を割愛したが、当館にはこの定法書に基づいて別家中が管掌したところの三勘定目録(普請金・用意金・仏事金)が享和二年(一八〇二)以降かなり整備されて残っている、その仕法を理解するため紹介しておこう。

定法書

一先年は当町^々於江戸表二店^々十四軒も有之候処、商売躰振合色^々と相替り人氣も右二順^々漸く当時五軒ニ相成候、依て何共末^々無覚速掛屋敷求置候、是とも遊金無之候ては類焼之節普請手なく、一ハ地代之上リハ無之て内入用相掛り人手ニ渡リ候道利^(理)ニ候、依て店^々本家為長久之三法相立候其趣

一江戸店類焼之節<sup>老店二百五拾兩
京店五拾兩</sup>

右之金子ハ用意金・普請金両法より七十五兩つつ、京店も半金も出し合遣可申候事、其外之類焼ハ其持分之地代ニて早^々普請可致事

一普請金之方ハ大坂之前銀貸附之利足ヲ以出金可致事、右両店之心当テニ三百兩も遊金可有之事

一仏事之方ハ持分之地代ニて仏事帳定書之通可相勤事、尤類焼之用意として式百兩遊金可有之事

一用意金之方ハ遣方も無之故、掛屋鋪普請金用意三百兩、其上本家之違変可有之哉之用意ニ追^々遊金致可置事

一常^々本家取替百兩^々余分ハ無用、尤四五ヶ月限り永貸無用、万一無抛儀有之候ハ、其品蘭分、尤成ル筋合候ハ、式百兩迄、是ニても永貸無用之事、

尤利足ハ下前致可遣事、親類たりとも貸附無用之事

一遊金打揃出来候ハ、田畑屋鋪成共本家家得ニ相成り候品調可置事、余分ニ金子置候事無用事

右三勘定不用候主人候ハ、病氣と申立隠居為致、公用て用共替ニて相勤可申事、万一不用候ハ、主人たりとも其時之變ニ応^々し嚴重ニ取計可有之事

則別家相談上仕法相定候、末^々家銘繁昌仏事弔出来候様ニ末^々新別家共頼入存候

寛政十一年十一月日

七代目 利助 花押

別家中

新別家中

この定法書には、同年二月一日付で一二名の別家が請印しているが、更に翌一三年二月別家中連名でその細則ともいべき「別家衆之内ニて極メ被置候掟之扣」が作成されている(寛政一一年「別家定法帳」〔フィルム番号30〕と略同文)。主家の繁栄と永続を願って別家中が主

第2表 西川家の家屋敷の購入

年次	場	所	購入価格
宝暦9	京都	京極通蓮池町東側	銀 12貫
明和8	江戸	日本橋通四丁目東側	金 458両
天明7	〃	西河岸町中通迄三軒目	300両
寛政5	〃	南紺屋町中通西側河岸付	650両
〃	〃	〃 〃 北角迄	250両
寛政12	〃	日本橋通四丁目東側	550両
天保9	(八幡カ)	魚屋町	?
元治2	江戸	日本橋通四丁目東側	1,300両
慶応3	〃	樽正町北側	350両

『西川四百年史稿本』P93第3表より（なおこの他大坂堺筋に同家の掛屋敷一カ所が存在するが購入年次など不詳）

人の行状を規制・監督する権限を明文化した条項に混って、三法勘定について具体的な説明がある。普請金の原資については上掲の「定法書」中に、大坂の前銀貸付（主として畳表の仕入金力）利息を当てるとあるが、件の細則によると、用意金の原資と運用については

一御用意金之義は年々江戸表より、地代、金籠上り、当所貸付、利金にて追々金高過分仕候は一統相談之上儲成家質ニ貸付可申事

尤家質貸附いたし置、利倍仕候共金子にては多ク溜メ置申間敷候、金高四百両計之都合ニも相成候ハ、心掛ケ置、七百両計之割ヲ以テ地面相求メ地代金にて出精可仕兼て可相心得事

とあり、また仏事金については

一御本家御年忌御法事其外都て仏事等之義は京店之地代金を以月々齋米諸人用ニ相成シ外ニ入用之義と、京店の地代金を原資とする旨が記されている（傍点は引用者）。

「定法書」の冒頭に、往年は八幡町から江戸への出店は一四軒もあったのが、現在では五軒に減ってしまったことが述べられており、この積立金仕法がそのような危機感を背景に成立したことを物語っている。浮沈の多い江戸店の経営に当たって、商業資金への投入をセーブして、固定資産の増加による、より安全性を選択したのが西川家の特徴といえよう。上掲の第2表は、このような意図を含む西川家の町地の購入状況を示すものである。

幕府御用の請負

先にも述べた通り、八代目道源は不行跡の故をもって文化九年退隠、相続人となった分家甚四郎家の長男恒次郎は八才の幼年であったため、同人祖父の七代目が再家督し、恒次郎が九代目甚五郎（重善）を襲名したのは天保一〇年（一八三九）七月である。その間、西川家の経営は必ずしも順調であったとは思えないのであるが、文化一〇年（一八一三）には江戸の閉店は嘉兵衛（屋号不明、通町式丁目伝七店カ）という者から幕府の御畳蔵小買物御用請負の権利を四八〇両で取得（「日記」〔フィルム番号5〕）、天保四年には近江屋作兵衛名儀で御本丸直納御用を請負う御用弓師となり、帯刀御免となるとともに、京都から江戸への御用弓の運送には道中先触をもって御定賃銭による通行を認可されるなど、御用商人としての色彩を濃くしている。

幕末期から明治期の西川家の経営

十代目甚五郎(重規)は蒲生郡中野村小島弥左衛門の八男。九代目長女しほの婿養子として弘化二年(一八四五)家督をついだが、嘉永六年(一八五三)二月養父に先立って三二才で没しており、同人の次男

伊三郎が六才で十一代目を相続、そのため九代目重善が文久二年(一八六二)七月の没年まで後見をつとめたという。なお重善没後の元治元年(一八六四)の大福帳(フィルム番号66)には、十代目の末弟で分家甚四郎家へ養子入りした重明が後見として署名している。

幕末期の西川家の経営は、天保改革による株仲間解散・物価引下げ令、再興後の物価騰貴など、他家の例に洩れず困難な事態を迎えていた。特に彦根藩の国産奨励による長浜蚊帳の伸長や、蚊帳原料の仕入地である越前福井地方における蚊帳生産の開始などに押された八幡蚊帳の衰退などを背景に、流通機構も混乱を生じていた。嘉永六年(一八五三)江戸両店が属する表店組は、江州愛知郡縞川村外八カ村の蚊帳商人一二人を相手取って、彼らの積送荷物が江戸問屋を通さず打越荷物として奥川船に直積みされ、関東在方へ売捌かれることに対して、問屋權益の侵害であると訴訟を起している(『諸問屋再興調』七)のは、その一例である。そのような状況の中で『稿本』が指摘する西川家の経営の大きな変化は、近江八幡の本店の機能である。すなわち江戸の□店では前期からつづいていた本店仕入の量が急速に減少し、畳表・蚊帳ともに江戸仕入の量が増加していく傾向が進行したことである。この傾向は明治に入ると一層強まり、ついに明治一年には各支店が本店に対して、現実に合わない本家仕入の原則を撤廃することを願って許可されるに至ったという(『稿本』八六一―八七頁)。

更に幕末期の西川家は、九代目の代の天保一三年(一八四二)から嘉永七年(一八五四)まで八幡町の領主となった尾州藩の御用金調達の強要に始まって、元治元年多羅尾代官所の指令による京地御用調達金五〇〇両、慶応二年の長州再征の際の江戸□店に対する幕府御用金一八〇〇両、慶応四年新政府による会計基金徴募と、主代つての御用金攻勢の応対に暇なしの感があるが、『稿本』によると、江戸日本橋通りの同業者中でその負担額は筆頭クラスであったという。

若冠二〇才で維新を迎えた十一代目は明治二年八月京都為替会社の支店として設立された大津為替会社が翌三年八月に独立するのに先立って同三年二月商社組立方の一人に任命されている(同社は明治六年三月解散)。

ところで、維新の変革による武士階級の解体は、弓営業をはじめ幕府御用や藩邸御用にかんがりの比重があったと思われる西川家の経営にとって、大きな影響があったと思われる。『稿本』に整理されたところによると、明治元年から明治三五年までの東京両店の売上高は、明治一五年に□店が約九割、□店が四割の伸びを示しているが、これは幕末期から明治一三、一四年にかけての政情不安や開港による急速な貨幣価値

第3表 東京両店売上高

年次	店	店
	円	円
明治1	40,602	37,978
5	71,946	75,111
10	71,289	73,300
15	136,198	100,396
20	133,973	123,470
25	149,121	120,680
30	271,923	275,545
35	315,284	303,381

『西川四百年史稿本』P130第2表より

の下落がつづいた時期に当たり、実質的には停滞期とみられている。この停滞現象は二五年頃まで続き、売上高の増大がみられるのは明治三〇年以降であり、二五年から三五年の十年間に店で約二倍、店で約二・五倍の伸びを示している(第3表)。

幕末から明治維新にかけての社会的変動は、同時に流通機構や経済の上にとっても激動期であった。西川家における明治二〇年代までの停滞期間は、とりも直さず、そのような変動期に対応した次代への準備期間であったとされる。

先ず西川家が最初に着手したのは、明治九年九月東京店(店)両店への青蕙買次のための大阪支店の開設である。更に明治一九年には備後表の買次を目的として尾道に支店を新設(店・店)より資本金千円宛出資)、ついで琉球表の産地である大分(明治二〇年)と杵築(明治二三年)の両地にも支店を開設し、仕入網の拡大強化に当たっている。

以上は豊表関係の営業のテコ入れであるが、近江八幡において衰退傾向にあった蚊帳に關しては、八幡町に蚊帳製織工場を新設し、製織機五〇台を置き、地方の婦女子を採用して製品の改良につとめたといわれるが、設立の年次は明記されていない(『稿本』一三三頁)。

仕入部門の強化と並行して販売部門についても、明治七年(南)店を開設し、小規模ながら輸入綿布や綿糸の取扱を始めている(なお、小稿の幕末期以後の西川家の動向については、ほぼ全面的に『稿本』に拠っているが、明治八年後期の南店勘定目録帳〔史料番号二二二〕には、明治三年正月より銀一五〇貫目を資本金として西洋布の商店を開くとある)。また明治一五年通四丁目の曾我石三郎兵衛店(絹屋)を買収し店舗の拡張を行ない、明治一九年には日本橋堀留二丁目に堀留支店が開設されている(同店は(南)店を吸収、大正九年閉鎖)。

私たちが幼年時代の西川といえば「蒲団の西川」のイメージが濃いが、『稿本』によれば蒲団の取扱を開始したのは大阪支店の明治二〇年七月からとされており、京都支店でも翌明治二一年前半期の繰越在庫品の中に蒲団の品名がみられるとある。因みに同時期の主要四店の年間売上高と取扱品目を表示した第4表によると、営業の主軸は豊表・莫産製品であったことが判明する。

このように、明治一〇年代から二〇年代にかけて西川家では仕入網の充実と販売店の拡張が行なわれたが、そのような状態の中で従来仕入店として経営の要となっていた西川本家はどのように位置づけられていたであろうか。明治一一年に各店の近江本店仕入の原則の撤廃が行なわれた時、各店協議の上で本家へ誓約した願書を紹介すると、次のようなものである(『稿本』一三一―一三二頁)。

第4表 明治21年西川各店売上高(上・下半期合計)

品名	西店	左店	京都店	大阪店	計	%
蚊帳	13,597	10,313	7,883	13,330	45,123	12.4
近江表	1,162	1,228			2,390	0.6
備後表	49,181	38,486		3,436	91,103	25.0
青蕙表	59,583	46,699		51,740	158,022	43.4
遠州表	4,067	3,468			7,535	2.1
蒲団			6,827	7,419	14,246	3.9
縁布	20,809	18,164		6,618	45,591	12.5
その他	261		116		377	0.1
計	148,660	118,358	14,826	82,543	364,387	
%	(40.8)	(32.5)	(4.1)	(22.6)		

『西川400年史』P55より

明治十一歳七月一日

願伺状

一 近来御歳費多出之折柄、東京両店福山表御買次ギモ之レ過、且ハ布蚊帳地類モ追々荷主直廻シニスル時節、商法上格安ナレハ直買スル事モ之有リ、三都四店俱ニ同様之況勢ニ成行、既ニ入ル少益ニシテ出ツルニ多費ナル、真ニ心痛スル月長シ、然レトモ勢止ムヲ得ス、現今買次ギモノ恢復セント欲スモ成ラザルハ言ヲ竣タズ、因テ三都出勤商議之上左之通奉願伺候、御聞届ケ下置カレ度希ミ奉リ候、

一 布蚊帳其外従前御買次ギ願候品々御本家様ニテ御買次ギ御願申可キ御規則ニ付、御買次ギ御願申可ク候へ共、自然荷主直廻シものニテ格別割安之品之レ有時ハ直買仕候ニ付、此段予テ御聞置下サレ度候事

一 御本家出勤之者ハ三都四店ニテ荷主直買致サセザル様前後斟酌注意シ、弁理利口ト信任セラルル様勉強之レ有リ度事

一 聊之品タリトモ三都四店ニテ直買仕候上ハ御本家様へ納マル可キ口銭モ減少候儀ニ付每一ケ年玄米三百俵上納仕度候事、但シ四斗入

一 右三百俵代金六百五十円也

内 一金貳百五十円 西店

一金貳百五十円 左店

一金 百円 京都

一金五十円 坂店

右四店談示之上年數ニ之レ有リ候事

南店モ追而出勤交代之都合ニヨリ多少出金致申ス可キ事

(中略)

右願伺奉り度候、誠恐百拝

本店宛毎期上納高
(明治41年規定)

	円
□ 本店	3,000
□ 留店	2,000
□ 堀大阪	1,300
□ 大京	1,400
□ 大杵	500
分	300
築	1,000
計	500
	10,000

『稿本』P135より

十一年七月第一日 東京両店出勤

京店 出勤

坂店 出勤

右代理 福本 佐助

田中 半七

御主君様

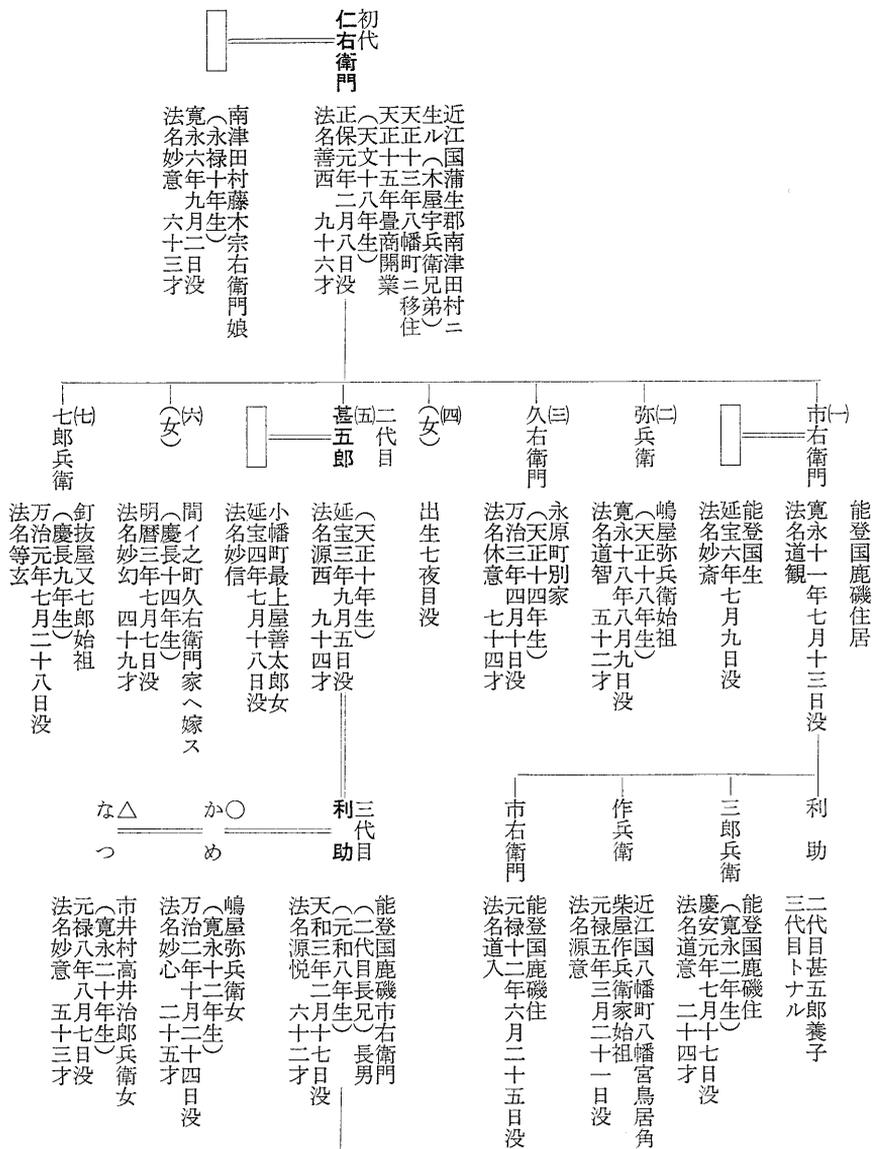
本店の買次は存続するものの、各店が直買を實行することによって減少を来たす本店の買次口銭収入を補填する意味で、毎年玄米三百俵(代金六五〇円)を四店から本店へ上納するというものであるが、その分担は□・□各店五、京店二、大坂店一の割合となっており、当時の営業実績をどの程度正確に反映したものは判らないが、その後の支店の増設により、明治四一年三月の規定では本店への各店毎期の上納金高は上掲表の通りとなっている。

大正期以後の西川家については、本目録に収載されている史料の範囲を超えるので触れないが、明治三十一年一二月に隠居した十一代目について付言すれば、創業以来の營業に加えて、明治一五年二月に開業された八幡銀行の設立に参加して取締役に就任、初代頭取は西川貞次郎であるが、明治二四年から同三八年の間、二代目頭取として同行の經營に当たった(同行はのち他行とともに合併して滋賀銀行となる)ほか、明治二七年八幡製糸株式会社を設立(昭和四年解散「フィルム番号36」)、また明治一六年七月から二四年まで滋賀県會議員を勤め、明治三十一年三月第五回衆議院議員選挙に滋賀県第三区から立候補して当選している。この十一代目の政治活動は、十二代目甚五郎(嘉重)の明治四四年六月、貴族院の多額納税者議員として互選されて以来の貴族院議員としての政治活動に継承されている(『稿本』一三五―四〇頁)。

ここで、西川甚五郎家の系図と、山形屋出店三店の寛政元年以降の勘定目録帳の現存状況を表示しておく。近江八幡市の西川邸の現蔵分(〇印)については同家で作成された目録に拠っているが、同目録には店名前の記載がないものがあり、未確認のまま、店名の判明するもののみを記入したので、若干表示より追加される筈である。なお勘定目録帳に使用されている店符牒は次の通りである。

- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇
- 大(△)(△)
- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇
- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇
- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇

西川家系図



<p>一〇 ぢ 綾戸村善嘉方へ嫁ス (明暦二年生) 享保十七年十二月朔日没 法名貞伯 七十七才</p>	<p>四代目 二 利助 (寛文三年生) 正徳五年十月十八日没 法名源閑 五十三才</p>	<p>しゅん 新町永木(船木屋) 藤右衛門女 (延宝二年生) 延享五年二月二十一日没 法名妙雲 七十五才</p>	<p>三 しほ 木屋久右衛門妻 (寛文五年生) 宝永六年五月十八日没 法名祖春紹端 四十五才</p>	<p>四 甚四郎 初伝四郎、別宅 (甚四郎家始祖) (寛文十一年生) 正徳六年四月二十五日没 法名源秀</p>	<p>五 りん 嶋屋弥兵衛家へ嫁ス (延宝元年生) 宝永元年七月二十七日没 法名妙幻 三十二才</p>	<p>六 さや 鏡宿井上新助家へ嫁ス (貞享三年生) 宝暦五年七月二十二日没 法名定暁 七十才</p>	<p>七 まん (寛文八年生) 寛文十年十二月二十五日没 法名妙宗 三才</p>	
<p>一 女 元禄六年二月二十四日没 法名遇滴 当才カ</p>	<p>二 しけ 為心町六郎兵衛家へ嫁ス (元禄九年生) 享保十六年五月七日没 法名妙嶽智高 三十六才</p>	<p>ろく (元禄十五年生) 宝永五年八月二十三日没 法名妙秋</p>	<p>一 ひさ 新町菊屋茂兵衛へ嫁ス 寛政七年七月十二日没 法名妙光</p>	<p>二 甚七 (正徳四年生) 享保十七年正月二十二日没 法名念誓 十九才</p>	<p>三 しゅん (享保二年生) 享保四年三月十四日没 法名幻寿 三才</p>	<p>四 せつ (享保四年生) 享保五年正月三日没 法名幻夢 三才</p>	<p>五 うめ (享保六年生) 享保九年五月三日没 法名妙室 四才</p>	<p>六 とわ (享保八年生) 享保九年七月十四日没 法名幻城 二才</p>

五代目
利△ 助
甚七
(延宝五年生)
寛延四年二月二十二日没
法名道永

ふさ
魚屋町中丁塩屋三太郎女
(元禄五年生)
明和七年二月十三日没
法名妙寿 七十九才

利△
初藤九郎
釘拔家へ養子入ノチ不縁トナル
(延宝八年生)
享保二十年九月四日没
法名得念 五十六才

(七)
よ
そ
(享保十年生)
享保十五年八月晦日没
法名妙蓮 六才

六代目
助
八日市場高野屋小左衛門
(享保三年生)
寛政三年五月二十三日没
法名道遊 七十四才

(六)
し
ま
(享保十三年生)
享保四年六月十三日没
法名妙頂 二十才

△
八
重
豊浦村東多門女
(享保十三年生)
天明八年十月二十四日没
法名寿公 六十一才

七代目
利○ 助
初吉太郎、隠居後仁右衛門、再家督甚五郎
延享四年六月十二日生
文政八年正月晦日没
法名源寿 七十九才

ま□
つ
八日市場九右衛門女
(宝暦七年生)
安永五年五月四日没
法名妙教 二十才

つ▽
き
西川(釘貫)又七郎了碩女
(宝暦七年生)
文政十年十月二十三日没
法名素寿 七十一才

(二)△
利右衛門
初乙次郎
(宝暦十二年生)
寛政三年八月二十四日没
法名道寿 三十才

(三)△
み△
や
大杉町嶋屋弥兵衛家へ嫁ス
(宝暦十年生)
文化三年六月二十三日没
法名貞寿 四十一才

八代目
利□ 助
初宗十郎、文化九年不行跡ニヨリ家名返上
(安永五年生)
天保十二年十月二十七日没
法名道源 六十六才

か
つ
八日市場九右衛門女
(天明七年生)
文化五年八月十八日没
法名妙遊 二十二才

(二)▽
文治郎
嘉永二年九月四日没
法名釈源遊 七十一才

(三)▽
利三郎
享和元年十一月大阪北浜老丁目近江屋長左衛門方へ養子入
(天明二年生)
法名浄雲 二十二才

(四)▽
仙次郎
(天明五年九月生)
同年十月十三日没
法名浄故 当才

(五)▽
天明八年五月二十六日没
法名智了 三才

(一)	甚之助 (文政七年生) 文政八年三月九日没 法名了寿 二才	(二)	十代目 甚五郎 蒲生郡中野村小島弥左衛門 八男、勘造、伊三郎、甚三郎 (文政五年生) 嘉永六年二月十五日没 法名积源照 三十二才	(三)	九代目 甚五郎 六代目次男利右衛門長男 初恒次郎 隠居仁右衛門 (文化元年生) 文久二年七月二十三日没 法名蓮生 五十九才	さ	正神町灰屋(中村氏) 久兵衛三女 文化四年七月二十七日生 明治二十年一月十六日没 法名寿教 八十一才								
(四)	重明 西川甚四郎家へ養子入 弘化三年正月二十八日生 明治三十一年十月十四日没 五十三才	(五)	了賢 天保八年七月二十五日早産没	(六)	素忍 天保八年正月二十七日没 当才	(七)	芳寿 天保五年三月八日没、当才	(八)	恒治郎 天保十一年十月二十二日生 同年十二月十九日没 法名素円 当才	(九)	积勇猛 天保十二年九月朔日早産没	(十)	积了明 天保十三年七月二十六日流産	(十一)	积尼智誓 天保十四年閏九月十九日早産

(一)	良西 弘化元年五月五日早産没	(二)	みね 愛知郡沓掛川村喜右衛門 方へ嫁ス、ノチ離別 弘化四年正月十八日生 昭和三年三月二十七日没 法名积尼妙峰 八十三才	(三)	十一代目 甚五郎 伊三郎、重威 嘉永元年十二月十六日生 明治三十八年四月十一日没 法名积重威 五十八才	(四)	恵美 新町三丁目并狩平九郎姉 嘉永四年四月十三日生 明治二十七年四月六日没 法名积尼妙澄 四十四才	や	お 八幡町魚屋町元 西川喜六妻 嘉永五年正月二十八日生
-----	-------------------	-----	--	-----	---	-----	---	---	--------------------------------------

十二代目 重太郎、嘉重、松涛
明治三年六月十二日生
昭和十七年十一月十七日没
七十三才

系図凡例

- 一、本系図は「歳季繰出帳」(フィルム番号27)「三店勘定写」(同上)、「本家系図書」(『西川四百年史稿本』)等による。
- 一、当主と先代との続柄は、実子は――、養子は――で示し、二は婚姻関係を示す。
- 一、当主が再婚の場合は、子女とその母親の名の肩に○・△印を付し、血縁関係を示した。
- 一、没年時の年齢から逆算した生年には()を付した。行年は数え年である。

寛政元年以降三店勘定目録現存状況

年月	三店	四店	京店	年月	三店	四店	京店	年月	三店	四店	京店	年月	三店	四店	京店
寛政元. 7	227		1	文化12. 7	275	144	26	天保12. 7				慶応3. 7			208
12	228	105		12	276		27	12	323	193		12			209 98
2. 7		106		13. 7	277	145	28	13. 7	324			明治元. 7	337	210	99
12	229	107	2	12	278	146	29	12	325	194	78	2. 7	339	212	100
3. 7		108		14. 7	279	147	30	14. 7	326	○	79	12	340		101
12	230	109		12	280	148	31	12	327	195	80	3. 7	341		
4. 7	231	110		文政元. 7	281	149	32	弘化元. 7	328	○		12	342	213	
12	232	111		12	282	150	33	12	329			12	343	214	102
5. 7	233	112	3	2. 7	283	151	34	2. 7	330	○	81	4. 7	344		
12	234	113		12	284	152	35	12		○	82	12	344		
6. 7	235			3. 7	285	153	36	3. 7		○		5. 7	345		
12	236	114		12	286	154	37	12	331	○		12	346	215	
7. 7	237	115		4. 7	287	155	38	4. 7	332	○	83	6. 7	347		103
12	238	116	4	12	288	156	39	12		○	84	12	348		
8. 7	239	117	5	5. 7	289	157	40	嘉永元. 7			85	7. 7	349	216	
12	240		6	12	290	158	41	12			86	12			
9. 7	241	118	7	6. 7	291	159	42	2. 7			87	8. 7	350	217	104
12	242	119		12	292	160	43	12			196	12	351	218	
10. 7	243	120		7. 7	293	161	44	3. 7			○	9. 7		219	
12	244	121		12	294	162	45	12	○		88	12		220	
11. 7		123		8. 7	295	163	46	4. 7	○	○	89	10. 7	352		
12		122		12	296	164	47	12			90	12	353		
12. 7	245			9. 7		165	48	5. 7	○		91	11. 7			
12	246			12	297	166	49	12			92	12			
享和元. 7	247	125		10. 7	298	167	50	6. 7	○		93	12. 7			
12	248	126		12	○	168	51	12	○		94	12			
2. 7	249	127		11. 7	299	169	52	安政元. 7	○		95	13. 7			
12	250			12	300	170	53	12	○		96	12			
3. 7	251		8	12. 7	301	171	54	2. 7			97	14. 7			
12	252	128		12	302	172	55	12			197	12			
文化元. 7	253	129		天保元. 7	303	173	56	3. 7			198	15. 7		○	
12	254	130		12	304	174	57	4. 7	○			12		○	
2. 7	255	131		2. 7	305	175	58	12				16. 7			
12	256	132		12	306	176	59	12				12			
3. 7	257	133		3. 7	307	177	60	5. 7	○			17. 7			
12	258		9	12	308	178	61	12	○		199	12			
4. 7	259	134	10	4. 7	309	179	62	6. 7	○		200	○			
12	260		11	12	310	180	63	12	○			18. 7			
5. 7	261		12	5. 7	311	181	64	万延元. 7	○		○	19. 7			
12	262	135	13	12	312	182	65	12	○		201	○			
6. 7	263		14	6. 7	313	183	66	文久元. 7	○		○	20. 7			
12	264	136	15	12	314	184	67	12	○			12			
7. 7	265	137	16	7. 7	315	185	68	2. 7	○		○	21. 7			
12	266	138	17	12	316	186	69	12	○		○	12			
8. 7	267	139	18	8. 7	317	187	70	3. 7	○		○	22. 7	○		
12	268	140	19	12	318	188	71	12	○		202	12	○		
9. 7	269	141	20	9. 7	319	189	72	元治元. 7			203	23. 7			
12	270	142	21	12	320	190	73	12			204	12			
10. 7	271		22	10. 7	321	191	74	慶応元. 7	333	205		24. 7			
12	272		23	12	322	192	75	12	334			12			
11. 7	273	143	24	11. 7			76	2. 7	335	206		25. 7			
12	274		25	12			77	12	336	207		16			

- 1) 各欄の数字は史料館所蔵の史料番号
- 2) ○印は近江八幡市の西川家に現蔵される分

蚊帳屋仲間について

西川家に保存されている往時の近江八幡町の蚊帳屋仲間史料は、西川家の十一代目が明治二年に同仲間の肝煎となっており（『稿本』西川家年表）、そのまま明治五年の仲間解散時を迎えて現在に至ったものと思われる。

この八幡町の蚊帳屋仲間の成立とその歴史的経過については、宝曆一二年（一七六二）領主に提出した「蚊帳屋由緒書」の扣「フィルム番号23の二」が残されているので、やや長文ながら次に掲げておこう。

覚

一私共蚊帳古仲間之儀は往古々商売仕来り候処、寛永年中々仲間相究、右時節々之諸帳面等御座候、然ル処先年当町御代官金丸又左衛門様御吟味之上元録年中ニ蚊屋問屋株之印形以書付差上申候、又候其後享保年中於江戸表御改被遊候節も蚊屋問屋株之儀連印仕差上申候、猶又宝永三年戌十一月江戸御町年寄御詮義之上御町奉行々蚊屋問屋ニ被仰付候

一享保十七年閏五月蚊屋商売いたし候ニ拾貳軒之者共と古仲間十三軒及出入候処、同年十一月御裁許有之、向後は右廿二軒之者共蚊屋問屋へ相加里、諸事問屋差図相請可致商売旨御裁許書写老通、則其節貳拾二軒之新仲間出来仕候

一元文四年外蚊屋商売之者共十二軒と蚊屋問屋之者共及出入候処、八年以前新中間之例ニまかせ蚊屋問屋差図を相請、中間江相加里候様御裁許書写老通御座候、則其節々右十二軒之新々中間出来仕候、

一寛保三年酉三月蚊帳御町触御願申上候処、則御触被為成下候、右御触書仲間江頂戴仕候

一宝曆八寅九月蚊屋紺屋之儀、私共勝手々染させ被為下候様御願申上候処、双方被為召出、御吟味之上御取捌被為成下、和順仕、其節々紺屋伊左衛門・砂口屋勘兵衛と申蚊帳紺屋出来仕候、則右御取捌書之写一通御座候

一宝曆九卯年三組之者共之外蚊屋商売不仕候様御触被成下候

一宝曆十年辰五月三組仲間々御願申上候而、中間之外蚊屋商売致不申候様、猶又三組仲間之内古仲間々三人、新仲間々二人、新々中間々老人廻り年寄相立申度旨奉願候処、兩様共御許容被為成下、夫々三組之内ニ而廻り年寄相究申候、尚又御町触被為成下、町々家別印形御取被為下、則御触書家別印形帳面共、依先例仲間江被為下置、難有頂戴仕罷有候

一 宝曆十辰五月廿四日三組仲間之者共被為召出、仲間之由緒等御尋被為遊、猶又当所蚊屋之儀は重商売之儀故、古来々五人組之前書ニも書加有之候事
二 付、由緒も有之候へは向後共諸事随分氣を付情ニ入、末々不相替当所之名物不相止様可致旨被為仰渡、難有奉承知罷有候、右之通被為仰渡被為下
候ニ付先年々仲間掟書御座候得共、猶又此度相改、三組仲間掟書相定申候

一 此度三組仲間名前書付差上候ニ付、中間掟書巻冊并此由緒書付帳面巻冊差上置申候、

宝曆十二年五月

因みに近世初頭以降の近江八幡町の支配関係について触れておくと、天正一八年（一五九〇）豊臣秀次のあとをうけて二万八千石の京極高次が八幡山に入ったが、秀次自決の文禄四年（一五九五）に八幡山城は破却され、京極氏は大津へ移っている。ただし八幡町は依然として京極氏の所領であつたらしい。江戸幕府の開府後は天領となつたが、元禄一年（一六九八）新町・魚屋町の水道から西側が旗本朽木則綱の知行地となり、更に宝永五年（一七〇八）には全町が朽木氏の所領となつた。その後文政九年（一八二六）に再び全町が天領となり信楽代官所の管轄とされたが、天保一三年（一八四二）から嘉永七年（一八五四）の間尾州領、以後天領に復し幕末に及んでいる。

前掲の宝曆一二年の「蚊帳屋由緒書」は地頭の朽木氏へ宛てて提出されたものと思われるが、当時の蚊帳屋仲間は古組・新組・新々組の三組から成り、古組は寛永年中から仲間を結成していたという。証拠書物としては、明記はしていないが、西川家に現蔵されている寛永一六年霜月に始まる「戎講帳」〔フィルム番号22〕を指していることは間違いない。

古仲間は天領時代の元禄年中に代官金丸又左衛門（同人の在任期間は八幡町が一部朽木領となつた元禄一年から宝永二年まで）へ蚊帳問屋株帳を提出したとされており、宝永三年（一七〇六）一月には江戸において町年寄の詮議を受けた上、町奉行所から蚊帳問屋の公認を得たという。更に享保年中にも江戸において問屋帳面を提出したというから、享保期の諸商人仲間結成令の時のことを指すものと思われる。この記事は八幡町からの江戸出店に拘わる旧記と、八幡町の蚊帳屋仲間の事歴との混同がみられるが、八幡町ではその後享保一七年閏五月に二二軒の蚊帳商売の者と古仲間一三軒と出入になり、同年一月裁許によって新仲間として二二軒が加入、元文四年（一七三九）にも仲間外一二軒と出入ののち、先例に任せて一二軒が新々仲間として加入し、三組仲間になつたという。

八幡町の繁栄のために、特産品を扱う蚊帳屋仲間が領主から特に保護されたことは、寛保元年（一七四一）以降、仲間以外の蚊帳商売を禁止する町触が出され、宝曆一〇年（一七六〇）には町々から家別の請印まで徴し、また古来五人組前書にも書加えられていたというが、この事は

反面アウトサイダーの存在があつたとを絶たなかつたことを示すものとも解される。そのような状態を背景に宝暦一〇年三組仲間は廻り年寄制を実施して仲間の運営を強化しているが、先の「由緒書」と一緒に領主へ提出した「掟書」は同年の作成に係るものである。独占を維持・強化するための取極が当時の仲間の機能なり性格、また個別の蚊帳間屋の業態を頗るよく具現している条文なので、煩を厭わず引用しておく。

三組仲間掟書之覚

- 一 此度三組仲間廻り年寄御願申上御許容被為成下候ニ付仲間寄合之上掟書左之通相究候
- 一 廻り年寄之儀、仲間メリ方無油断吟味可致候、右廻り年寄吟味之儀有之敷悪事等在之候は、月々相廻候箱へ不隠置可書入事、
- 一 三組仲間中廻り年寄ニ相もたれ仲間メリ方如在に致間敷候、若メリ方猥りに致置候而は御上江申訳無之候間、無油断様可相心得候、仲間之内ニ不埒之方有之候ハ、右月々相廻り候節、箱に名前書付可差入候、勿論仲間外ニ蚊帳取扱候もの有之候は、是又証拠を以廻り年寄かたへ早々可申出候
- 一 越前より鱸置置候而仲間之外江致小売間敷事
- 一 近在ニ買置有之候越前鱸仲間之内江買取并当所ニ而も越前より洩来有之候鱸仲間外より買取仲間鋪事
- 一 越前間屋之外より当所江鱸持参候而買與候様相頼候共、互遂吟味買取仲間敷事
- 一 織屋、麩蚊屋、麩糺、麩篋、繰屋之麩鱸買取仲間敷事
- 一 織蚊屋地合悪敷織屋江段々為申間候得共相直リ不申仁有之候ハ、其織屋へは堅遣シ申間敷候、扱又織賃先貸シ有之候織屋我儘ヲ申、其蚊帳は織不申又外之堅を相織候方有之候は、其堅遣候蚊帳屋へ断を立、仲間申合堅遣シ申間敷候、尤一軒之織屋へ蚊帳屋式三軒も前々堅遣相織屋等有之候は、申合、其人々先貸損失立不申様に三組仲間申合、織屋と可致相対事
- 一 何不寄織屋吟味筋ニ付名々相対之上万一不埒之織屋有之、三組仲間へ其織屋之名を書付堅遣シ申間敷旨申廻シ候ハ、其織屋へ三組仲間より堅遣申事堅相成不申候事
- 一 織屋之儀人々蚊屋織セ候格積りを以可致先貸候、不相応ニ致先貸候而一方江織場をせり取候様成儀有之、申分候ハ、其儀仲間年寄江可申出候事
- 一 織屋互ニせり崩シ申間敷事
- 一 織賃之儀先規より定之通老實文ニ付時之相場ニ老乞之仕掛を以相貸可申候、尤正味銀にて相貸候儀致間敷事
- 一 仲間定之外之織賃を出シ織セ申間敷候、並織屋へ錢持参いたし現銀ニ相渡織セ申間敷事
- 一 落蚊屋糸数不足有之候ハ、前々之通糸老筋に付四文宛引可申事

一蚊帳致満張候而、落蚊帳尺不足有之候ハ、宍尺に付何程と相究急度引可申候事

一染売いたし候ものハ致中買候事相成不申候、中買いたし候ものハ染売相成不申候、右は近年中買之蚊帳相場ニ相成、惣仲間妨ニ相成候故、他国当所

ニても商事右之通相改候、右中買染売両様相成不申候、尤中買致度候は、其断を立可致事

一蚊帳ニ成候かせ仲間之内ハ売出申間敷事

一三組仲間之内より親類並出入方等ニ而蚊帳老切ニ而も為頼拵申間敷事

一三組仲間諸人用並寄合入用銀之儀、先規之通古仲間四歩、新仲間四歩、新ニ仲間式歩割合無相違可相渡候、勿論三組仲間内ハ諸人用並寄合入用銀割

合差出不申仁有之候ハ、仲間相除キ可申事

一京大坂江戸其外諸方へ三組仲間之内より出有之候店へ三組仲間之外他所ハ蚊帳送り並持参売捌吳候様相頼候とも、三組仲間名前印シ無之蚊帳荷物世

話いたし売候儀堅相成申間敷候、右之趣本家ハ店々へ可有通達事

右之通急度相守可申候、若於相背者吟味之上仲間相除可申候、仍連印如件

宝曆十辰年

〔滋賀県八幡町史〕下三〇九—一頁〕

みられる通り、仲間内の規制を嚴重にすることが仲間外の營業の簇生を抑制するという観点から、原料総（麻）の購入は、従来から取引のある越前（福井）問屋以外からは行なわれないこと、仲間外への総の小売の禁止、品質管理の面から練屋・織屋から規格以下の製品を買わないこと、不良品を生産して注意しても聞入れない織屋や、前貸を受けている問屋の織立てを行わず、他の問屋の分を引受けたりする不埒な織屋に対しては、仲間が申合わせて原料の交付を停止するなどの制裁を加える取極めをするなど、前貸や機具の貸与によって従属させている織屋への規制を強化するとともに、仲間内部の競争を抑制することを志向したものであった。

近江蚊帳の生産工程は、問屋が越前から仕入れた総糸を織屋へ渡し、織り上った白布は問屋に集められ、蚊帳紺屋へ廻されて萌黄色に染められる。染上った蚊帳地はそのまま一五疋を一箇、三箇を一駄として江戸その他へ送荷される。販売店ではこれを蚊帳に仕立て販売するが、八幡で仕立てられて売る数も少くなかったと言われ、いわゆる問屋制的家内工業といわれる経営形態がとられていた（地方史研究協議会編『日本産業史大系』6、一〇六一—七頁）。

もちろん、生産者としての織屋は、八幡町やその周辺の農村住民の家内副業として営まれたものであるが、宝永四年（一七〇七）の「織屋組

古組の人数の変化

年次	人数
寛永17	18
// 19	12
承応3	14
元禄10	14
宝永5	14
正徳4	16

注「寛永16年及び講帳」より

入の制限を打出している。すなわち兄弟の入講を制限し、入講の際は講中の同意を得たのち、振舞銀五枚を要するというものである。

以後、該仲間が仲間外の営業を阻止する動きは「蚊帳屋由緒書」にみられる享保・元文年度の新組・新々組の加入に先立っての訴訟に認められるところであるが、その間にあって西川家の経営はどのように位置づけられるのであろうか。

ところで、蚊帳屋仲間史料の中には、慶安四年（一六五二）八月に始まる「江戸ゑびす講帳」（「ファイルム番号21」と題する帳面があり、八幡から江戸へ出店を構えた蚊帳業者だけの講が別に設けられていた。同帳によれば慶安四年当時の講メンバーは久田舛兵衛以下九名を数えるが、そのうち判明する限りでは古仲間のメンバーと合致するのは西川利右衛門（大文字屋）・伴伝兵衛（扇屋）・伴庄右衛門（扇屋）の三名である。同講は毎年二月・八月の二回寄合を設けているが、寛文一三年（一六七三）大津廻し船積荷物の運賃を協定、元禄一三年の寄合において初めて西川理助（山形屋）・西川権兵衛（嶋屋）・西川又七郎（釘貫屋）の三家の名前を見出し得る。

元禄一三年当時の「江戸戎講」の人数は一五名であって、前段で西川家七代目が積立金の制度を成文化した寛政一一年（一七九九）の「定法書」の冒頭に「先年は当町々於江戸表二店々十四軒も有之候処（中略）漸く当時五軒二相成」と述べていたことを紹介したが、江戸の目貫通り日本橋に十指に余る八幡商人による近江店が軒を並べたのは、まさに元禄期であったことが判る。

もっとも、江戸における元禄七年の十組結成時、三極印の一の表店組となった彼らの問屋銘目は畳表・青蕨問屋であり、取扱商品の中に蚊帳を含むものの、八幡表で三組仲間の「蚊帳屋由緒書」が主張するような「蚊帳問屋」の銘目は幕府から認可されたものではなかった。前にも觸れた通り嘉永六年江戸の表店組のメンバーが蚊帳打越荷物差障りの訴訟を起した際、訴願人の主張はほぼ通ったものの、訴願人が蚊帳問屋の銘目を名乗ったことに對し、表店組が蚊帳を取扱うことは否定しないが、本来は呉服問屋・小問物問屋の通町組・内店組が扱うものとして、「察当」を受けている（『諸問屋再興調』七）。

畳表同様、江戸時代における布製の蚊帳需要の在り方は判然しないが、前期における八幡商人の近江店が扱う商品として、蚊帳はさほどの量ではなかったであろう。嘉永の仲間再興の際、幕府から元十組のメンバーとして旧記の書上げを命じられた江戸の近江店は国元へ旧記の有無を問合せており、それに対する八幡本店五家連名の返書状（「ファイルム番号80の五」）中に、往昔の江戸における営業をつぎのように述べて

いる。

一近江店之儀天正之頃、当所産物疊表縁布嶋晒布蚊帳類担売又ハ馬付等ニ致シ諸国持下リ商売ニ而渡世致居候

(中略)

一嶋布晒布等表店ニテ商売致候儀、是亦同時之頃、致居候、則野洲晒屋書付、山城木津晒屋書付、右別帯ニ御座候

一蚊帳燈心都テ産物陸下シ亦ハ船積等ニ而差出シ候儀等相見得、則慶安六年帳面ニ蚊帳表燈心等大津積舟賃書頭御座候

(中略)

右書付都テ其地店ハ近江屋中と相唱、当地ハ江戸屋と相唱来候儀ニ御座候、

言及している近江店の取扱商品のウェイトを漠然とはしているもの、西川家の寛文一二年の□店算用帳から窺われる営業の在り方にほぼ合致して居り(第1表参照)、西川家の経営が例外的なものではなかったことを示している。

以上、八幡の蚊帳屋仲間が連携した江戸の仲間は表店組であり、寛政時には五店に減じていたことをみたが、嘉永再興時で判明する表店組は西川甚五郎家の近江屋作兵衛・同久右衛門店、伴伝兵衛家の近江屋三右衛門・同九右衛門店、伴庄右衛門家の近江屋惣兵衛店、西川利右衛門家の大文字屋嘉兵衛店の四家六店となっている。いっぽう、それに対応する八幡の蚊帳屋仲間は、安政五年(一八五八)三月現在、現業者は三組の株定数の半分以下の一八軒となっており、当時休業中の者が一三軒、仲間持となっている株が一六軒を数えており(「自安政三年九月万事帳」(フィルム番号15))、近江蚊帳の特産品としての地盤沈下、幕末における流通機構の変化が同業者の淘汰を進行させたことを物語っている。

安政25年現在の三組仲間

	株の 定数	現業者
古 仲 間	13	7
新 仲 間	22	7
新々仲間	12	4
計	47	18

西川家文書の分類と配列について

前にも断った通り、西川家文書のうち当館所蔵分については、たまたま何らかのアクセシビリティによって故紙回収業者に流出してしまったものであり、本来はフィルムに収録した近江八幡市の西川家現蔵史料と合体させた上で全体の構成を考えるのが理想的ではあるが、当館所蔵史料の管理上その他の理由で、原史料とフィルム収録史料を区別する必要があり、また近江八幡に襲蔵されている西川家文書のフィルムによる

収集は、諸般の事情により全部を収録できなかったから、両者合体による旧来の西川家文書全体の復元は行なわなかった。

ところで、従来当館の史料分類は、図書館等の分類と異なり、ほぼ一定の基準は存するものの、史料の残存状況や内容に従って便宜、項目をたてる方式をとっている。従って当館に収蔵されている西川家文書は内容的にかなり片寄りがあつて、当館所蔵分とフィルム収録分とを別々に目録化した場合、各項目にかなりアンバランスが生じるが、利用上の便宜を考えて、項目内の数量の多寡は余り問題とせず、両者共通の項目を採用するよう配慮した。

なお、分類の大綱は概ね文書記録の作成されている店機構に拠っている。従って、本店で書写した天明以前の「三店勘定写」は、内容の面からみれば、各支店に配列してある寛政以降の勘定目録帳に先行するものであるが、本店帳簿の項に配列してあるのは、その一例である。このように関連史料が近くに配列されていない場合には、↓印で関連項目を示し、利用上の便宜を図るように努めた。また別種の帳面が一冊に合綴してある場合は、両項目に重出し、*印を付してある。

〔三〕店・〔四〕店など主要な各支店は中項目で分類し、開設年次の順に従って配列したが、臨時に設けられたと思われる天保期の市ヶ谷出張や、短期間の呼称と思われる文久年間の通一丁目の新店は、差配店に従属するものと見做して〔三〕店の中に配列した。また明治七年開設の〔四〕南店は明治一九年創設の堀留支店に吸収合併されたと見られるので、便宜両店をまとめて中項目をたて、〔四〕店のあとに配置した。なお、江戸両店連名の本店宛の願書などは筆頭店と考えられる〔三〕店の最後に配してある。

以上、目録作成上の分類に当たっては、若干不適當と思われるものも成立事情を先行させ、店機構に準じて配置したが、京店を仕入店とする弓営業に関しては、本店および江戸両店の営業と未分離な状態で史料が存するため、フィルム史料目録の分類では、京店に代えて「弓営業」の項目を採用している。

また店政・家政の項目は、本来は本店の項目の中に含まれるべきものとも考えられるが、別項目とした方が利用上便利と考え、敢えて別建てとしてある。

蚊帳屋仲間史料は、本来は西川家文書とは区別されるものであるが、現在の所蔵関係に準じて最後に配置しておいた。

三井高維菟集史料目録解題

一

本史料は昭和二四年度に三井高維氏から当館に譲渡されたものである。

三井高維氏による江戸時代史料の蒐集は、同氏が主として関心を寄せられた江戸の両替商および貨幣金融史研究の過程で、古書店などから購入され始めたのが、その端緒をなしたと思われる。もっともその蒐集に当たられた時期は必ずしも明らかではなく、憶測の域を出ないが、同氏が昭和六年に発表された「江戸における両替仲間の変遷と其特性」(『経済史研究』二二・二二号)、「江戸時代における貨幣相場に関する若干の歴史的研究」(『社会経済史学』第二一三号)につづいて、翌七年から八年にかけて刊行された大冊『校註両替年代記』(原編)、『新両替年代記関鍵』(資料篇・考証篇)二巻には、本目録に収録されている史料名が参考文献として何点か見出し得るのであって、恐らく昭和の初年から一〇年代にかけての蒐集にかかると思われる。

すなわち、江戸の本両替仲間の旧記の集大成として弘化四年に成った「両替年代記」の翻刻・校注に当たられた三井高維氏は、「原編」の内扉に「両替年代記」の編者とされる竹原両替店支配人久兵衛の遺業をたたえる献辞をのせ、署名の箇所には「江戸本両替仲間、江戸三井両替店世襲代表名前最終の人三井次郎右衛門を我祖父とする校訂標註発刊者三井高維 敬白」と記し、その専攻する分野が祖父の代の家業に由来することを窺わせているし、「原編」の姉妹編『両替年代記関鍵』二冊の刊行は、原編の記事が史料の性格上止むを得ないこととされながら、江戸の本両替仲間の事歴に偏し、脇両替すなわち銭両替仲間の資料を欠くことを憾み、鋭意銭両替仲間資料の蒐集に努め、江戸の総両替商の全史に通曉せしめることを意図したことが、その序文に述べられている。そして資料編にその一部が収録され、現在は当館の所蔵に帰している江戸の銭両替仲間二拾四番組の旧帳簿は、資料編編纂中に偶然、坊間の一古書店から入手されたものであることが報じられている。

もちろん、本目録を一見すれば判るように、同氏による史料蒐集は、必ずしも両替商史・貨幣金融史の分野に止まらず、何らかの意味で補

助的材料となる商業史料一般から、町方史料・村方史料にまで及んでおり、更に貨幣図譜・商売往来・算法書等の江戸時代の写本・刊本、明治期の簿記法、また商家の看板等に至る蒐集対象の拡がりをみせている。

本目録には、江戸時代の文献史料に止まらず、これら明治期の刊本類・商業器具としての看板類も割愛することなく、その全部を収録した。

なお、史料の地域的範囲は、南部領盛岡の雑穀商と推測される高屋善八店の帳簿から、九州延岡の石見屋店の記録まで広域に亘っている。その蒐集が多く古書店を通じてなされたと思われ、極く断片的な史料の場合、史料の出処や原蔵者名が明らかでないものがあり、でき得る限り原蔵地名・原蔵者名の確認に努め、営業の内容などが判明する分については、表題に盛り込むか、或いは「 」で注記を施すように配慮したが、帰属不明として処理した分については、なお見落しの可能性も残されているので、お気付きの際にはご高教を仰ぎたいと思う。

このようにして、帰属の判明する分については、一応史料作成の原蔵地によって地域別に分類し、東北地方、関東地方のように便宜現今の称呼を冠して大項目としたが、中項目では旧国名を採用し、小項目においては町在の区別を設けて配列した場合もある。また所属が判明しない分については「出所不明」として、地域別分類の最後に配置してある。なお同一国内に二件以上存するものは、初出年代の古いものを基準に配列し、家分け文書や仲間史料など数点以上まとまっている史料については、敢えて内容分類を行わず、年代順に配列することを原則とした。また、版本・写本類、看板等は、以上の史料とは区別し、地誌類など地域分類が可能なものも、版本の項に収めてある。

以下、個々の史料のうち、ややまとまった史料や、コメントの必要な史料について、若干の説明を加えておこう。

二

江戸の御定両替屋二拾四番組旧蔵史料は、先にも触れた通り、三井高維氏が、『両替年代記』『同関鍵』三冊の編纂中の「昭和六年一〇月に東京の某古書肆より買得」と記録され、『関鍵』の巻一「資料編」に、嘉永四年の「両替屋株帳」一冊が全文収録されている。周知の通り、江戸の両替商は享保三年閏一〇月に幕府より人数六〇〇人と限定され、本両替は六〇〇人のうちではあるが「番外」とされ、当時一三軒が存在したことが伝えられる。大阪の両替商に比べて、江戸の場合、本両替が少く、圧倒的に銭屋が多かったことが特色とされるが、この所謂脇両替_{II}銭屋は三組と番組とに分けられる（この他に寺社方の両替屋に上野領と済松寺領のものがある）。三組とは神田・三田・世利組から成

り、銭の売買の他に金銀の両替を行なうを以つて銭屋である「番組両替」とは区別される。享保九年に組織化された「御定番組両替」は、当初一番組から式拾七番組までであったが、宝暦元年以後、一番組を欠き、式番組より二七組まで二六番組となっている。嘉永四年の諸問屋再興時の人数は三組兩替の二八人に対し、番組兩替の総数は四九人となっており、うち二拾四番組は二人で構成されている。なお、この番組は居住地域によつて編成されたとみえ、同じく嘉永再興時に立合所を中心に組合編成が行なわれた際、二拾四番組は四ツ谷組に編入されている。本目録に収録されている同組の行事記録は、月番によつて毎月数度に行なわれる銭相場の書上や、会所諸入用の明細、幕府の布達の仲間通達を始めとする回章、願書扣等、幕末における幕府の経済政策や江戸兩替商の動静などを伝える稀少価値に富む史料である。

大和国江戸注文繰綿買次問屋仲間史料は、同仲間の最後の行事を勤めたと思われる和州葛下郡高田村（現、大和高田市）村嶋家を原蔵者と推定されるものである。

畿内のうちで、棉作が最も早期に展開したとされる大和国にあつて、江戸への繰綿の買次を行なつた「江戸注文繰綿買次問屋仲間」の公認は明和四年である。同地には、それより先、宝暦六年に南都奈良に於て宇右衛門なる者が綿問屋の免許を受け、国内に当初二カ所、その後宝暦九年に三カ所を加える五カ所（十市郡内膳村・葛下郡有井村・木辻村之内五軒町・式下郡大木村・平群郡立野村）に出店を設け綿問屋を営んだが、「近年大和綿不繁昌にて綿方一統衰微仕候」という状勢の明和四年に至つて、綿問屋宇右衛門の出願により町在の綿商人一三名が江戸買次問屋として組合、従来宇右衛門が上納してきた冥加銀貳貫六五一匁の内、一貫貳百目を宇右衛門を通して上納することを条件に仲間としての公認を得たものであつた。同地の買次問屋については、後年の幕府による全国的な物価引下げに関する調査が行なわれた寛政三年の同仲間の書上（南部御番所様ヨリ御尋之一件書附之写〔五二〇〕に

買次問屋成立之儀

元来ハ江戸客直ニ当国手筋ヘ罷越、綿見及び相調候儀ニ申伝ヘ候、中古ヨリ客方直ニ入来不仕、古来之手筋方ヘ注文書通ニ而通達申来候様相成、就中古ヨリ江戸客大坂迄罷越、諸色仕入ニ大坂ニ相詰、私共方ヘ繰綿注文申越、又ハ江戸ヨリ直ニ注文申越候も御座候事

と述べられており、大和国における江戸買次商人の発生を中古のこととして漠然としているが、上引の仲間書上に記された寛政三年現在の仲間の構成を一覧表で示すと、次の通りである。

寛政3年現在江戸注文繰綿買次問屋仲間の構成

居 所	買次問屋名	開業年次	営業年数	支 配 関 係
(1) 添下郡郡山町	八木屋 九兵衛	貞享三年	一〇六年	松平(柳沢)甲斐守
(2) "	久宝寺屋 吉 助	延享二年	四七年	"
(3) "	伏見屋 七 六	宝曆七年	三五年	"
(4) "	橋本屋 半兵衛	延享四年	四五年	片桐主膳正領分
(5) "	総 屋 藤兵衛	明和元年	二九年	"
(6) "	松村屋 善 助	寛延三年	四二年	植村出羽守領分
(7) "	村島屋 長兵衛	宝曆一〇年	三二年	"
(8) 高市郡今井町	吉田屋 武兵衛	明和六年	二三年	織田筑前守領分
(9) 山辺郡井戸堂村	上田屋 兵 藏	宝曆一〇年	三二年	清水領
(10) "	駒村屋 孫兵衛	安永七年	一四年	藤堂和泉守
(11) 広瀬郡薬井村	小村屋 吉 助	天明七年	五年	内藤重三郎代官所

「寛政3年亥年南都御番所簿ヨリ御尋之一汁書附之写」〔520〕より

明和四年公認の株数は一三であるが、寛政時には蔵堂村池田屋新兵衛・二階堂村永原屋新兵衛の二名が休業中で、一一名となっている。また現業のうち、(8)の今井町吉田屋武兵衛は開業とされる明和六年に萩本村吉田屋三右衛門株を、(10)の丹波市村駒村屋孫兵衛は安永七年に今井町の駒村屋利七の株を引継いだことが注記されており、仲間成立時とは若干の異同がある。表示したところによると、仲間のうちでは大和綿相場の建物銘をもつ別格の郡山町八木屋九兵衛の開業が最も古く、一〇六年以前の貞享三年とあり、「中古」と表現された同地における江戸買次問屋の成立は貞享一元年禄期を指すかと推測される。ともあれ、明和四年の仲間の成立が、所領関係の錯綜した大和国にあって、支配関係を越えて幕府の公認を得、奈良市中の綿問屋の下に組織化されたところに特色がある。もともと仲間公認以後、同仲間の組頭として、従来の五カ所の出店の営業を継続している綿問屋宇右衛門と買次問屋との間に、営業上どのような質的な相違があったのかは明白ではない。

この江戸買次問屋の業態については、天明八年の綿問屋宇右衛門の願書の一節に「江戸より綿注文を受、和州百姓又ハ綿繰屋等より綿買

取、綿荷物大坂迄相送り、口錢を取右之注文買次遣し申候職分」と述べられているが、寛政三年買次問屋仲間による「買たたき」に対する同地棉作農民の反対運動の発生は、その後の同地における仲間外商人の直売や他国商人の直買の簇生を予告するものであった。本史料の中には、そのような仲間権益の侵犯に対抗するための訴訟事件や、仲間出荷の荷形の登録、品質の低落を取締る仲間内の協定など、生産地に密着した商人仲間の対応の状況、また嘉永の仲間再興時の在地の動静や都市問屋との交渉経過などを伝えている。

なお、本史料は、仲間史料以外のものとして、弘化三年村嶋長兵衛の操綿仕切状〔五三五〕、嘉永一万年間の村嶋長三郎取組の為替手形数通〔五九四一六〇三〕、明治四年村嶋長兵衛・同善之助両名の歎願書を含む故に、村嶋家旧蔵史料と推定したが、現、大和高田市の村嶋家の子孫の家には、数百点の史料が現在も襲蔵されている由である。その主要なものは、中村信二著『近世大和の商品流通』（昭和四二年）の史料編に「綿取引史料」として複製されている。写本・扣書など当館所蔵分と重複する部分もあるが、本史料の欠を補うものであることを付言しておく。またこの村嶋家文書による和州買次問屋仲間に関しては、中村信二の前掲書、袖田善雄「和州綿買次問屋仲間の存在形態」（『日本史研究』一六〇号）の研究があるり、部分的には中井信彦『転換期幕藩制の研究』（昭和四六年）に利用されている。

京都の大黒屋杉浦家旧蔵史料は、当館収蔵以前から「京都十仲間史料」と呼ばれてきたものである。

ところでこの「京都十仲間」なるものの成立の時期なり実態については余り明らかではない。本史料群のうち最古の史料は、厚紙の表紙に「覚 巻」と題書され、裏表紙に「行事」とのみ署名されて、宝永五年正月一日の記事に始まる仲間帳〔三七二〕である。同帳の初丁には

一唯今迄江戸表も用夏申来候歟、京都職人直段之願杯有之候節、行事無之ニ付不都合かち二候、依之此度行事組合相究候、向後江戸等も連状登候歟又
は直段之儀ニ付相談之義有之初ハ行事方も廻状認、各寄会相認之上ニ而行事埒明可申候、尤毎年正月十六日無相違参会可致候（下略）

とあって、そのあとにつづく一九名の連名を、三名宛（最後は四名）に区切って、年番を勤める六組の行事組合を取究めている。

同帳の始まる以前から同業者間の連繋はあったものの、定った世話役がなく不便であるから、以後行事を設けるというのであって、それ以前の間組の在り方は漠然としているが、この行事組合新設の動機の一つが江戸からの連絡に対処するためのものであったことが判るから、元禄七年の江戸における十組問屋結成に対応して大坂に江戸買次問屋（のちの廿四番組問屋）が組織されたのと同様、京都に於ても同時期に同じ対応がみられたと思われる。但し、当時彼らが「京都十仲間」を呼称していたかどうかは確証はない。「巻」の番号を付したこの行事覚帳に

宝永5年京都における江戸買次問屋仲間の構成

人 名	江戸店の所在地	十組の所属	
井筒屋 喜右衛門	室町二丁目家持	通町組	
伊勢屋 七左衛門			
津久井屋 太郎右衛門			○
白木屋 彦太郎	通一丁目家持	通町組	△
大和屋 吉兵衛			
鎰屋 治兵衛			
松屋 八郎右衛門	本町四丁目太郎右衛門店	内店組	○
堺屋 九左衛門			
松屋 市兵衛			
壺屋 五郎兵衛			
炭屋 長兵衛			
川崎屋 孫七			
岸部屋 藤右衛門	本町三丁目家持	通町組	
竹川 彦左衛門			
柏屋 助右衛門	本町四丁目仁兵衛店	内店組	
鎰屋 甚左衛門	通油町喜兵衛店	内店組	
大黒屋 三郎兵衛	本石町四丁目三右衛門店	通町組	
大和屋 六兵衛			
伊勢屋 庄七			

注1 江戸の三拾軒組名簿との対照は、林玲子「十組問屋史料」(1)〔流通経済論集〕Vol.2〕より
 注2 右欄は元禄2年版「京羽二重織留」巻之六に江戸本町四丁目呉服棚(○印)同小問物棚(△)人名に照合されるもの

記録されている享保三年七月の金相場に関する京都奉行所への仲間願書扣の上封には「江戸表諸色買次仕候商人共」と署名されており、江戸十組問屋のうち諸色問屋としての三十軒組(通町組・内店組)の注文に応じて小問物類を送荷する買次問屋であったことは確かである。宝永五年現在一九名の構成は上掲表の通りである。前年の宝永四年四月幕府の指令によって行なわれた江戸における諸問屋名前書上のうち、林玲子氏によって紹介されている三拾軒組の名簿と対照すると、京都の買次問屋からの出店と確認されるものが七軒、その他にも江戸での店名前が本店と相違する場合を想定すれば、屋号の一致するもの若干を加え得るように思われる。

もつとも、多種品目の小間物類を取扱っていたと思われる江戸の三拾軒組に対する京都からの買次品目は史料に現われる限りでは予想外に少く、宝永五年以降元文三年九月まで書繼がれた「菅番」の行事帳の記事は、「きせる」と「かるた」（軽板）の二品目に關しての、江戸との往復書状と京都職人との買入れ値段・金相場の交渉に終始しており、この事実をどう理解すべきかは徴すべき史料もなく、疑念の残るところである。その意味で「京都十仲間」の呼称の始源は不詳ながら、他品目を扱う組数不明の他仲間の存在を憶測させるのであるが、現在のところ皆目手掛りは見出せない。

因みに宝永四年の間屋帳面の提出に始つて享保改革時の江戸における諸商人仲間結成に當り、三拾軒組が問屋機能認められたものは、小間物諸色以外に絹布・太物・真綿・繰綿等に及んでおり、仲間内の個別の問屋の営業は必ずしも同一ではなかったと思われるが、宝永時に三〇軒を数えた内店・通町両組のうち、文化期まで経営を維持し得たのは、木屋九兵衛・白木屋彦太郎・岸部屋藤右衛門・大黒屋三郎兵衛・中屋勘兵衛・柏屋孫右衛門の六軒であつたことを林玲子氏が検証されている。同様の事情は、江戸の有力な木綿・呉服商の本店乃至仕入店として存在した京都の間屋商人についてもみられるところであつて、上掲の宝永五年の仲間構成員の中には、元禄二年版の「京羽二重織留」に、江戸通町四丁目に呉服店・小間物店を構える京都商人として現われているが、宝永―元文の短期間に人員の異同がかなり認められ、その後の経緯については史料的裏付けを欠くが、後年「京都十仲間」の名称を冠する「京都呉服店廿軒組」のメンバーとして存続し得たのは、白木屋彦太郎・柏屋孫右衛門・大黒屋（杉浦）三郎兵衛の三家のみである。

もつとも当時の都市有力商家は、先の三拾軒組の営業種目にみられるように、単一の商品に限定することなく数種の営業を兼営し、取扱商品ごとにそれぞれ別個の仲間に加わっており、また個別の商家の経営は、取扱商品の比重を時間的にも変化させているから、如上の事例から短絡的に商家経営の浮沈をみるのは早計の謗は免れない。まして杉浦家旧蔵史料にみられる文化八年の京都問屋に対する江州野洲村晒仲間の拝借金願書には、宛書に十仲間行事と呉服仲間行事が並列されており、宝永―元文期の仲間がストレートに京都呉服店二拾軒組に継承されたものでないことは明らかである。

江戸時代に一般商人の憧憬のまゝであつた「江戸店持京商人」とは、当時最大の主要高級手工業生産品の取引問屋であつた呉服商の異称であつたといつても大過なからう。京都において呉服店二拾軒組を組織した有力呉服商は、諸国から織出す絹織物を織元から直接に、或いは京都の絹問屋を通して購入し、これを京都で売捌いたり、各地の出店へ出荷する問屋的な性格をもち、一方購入した絹布を染物屋や下職の者に

加工させ、諸国の商店や自己の出店へ下す加工問屋的な性格をもっていたとされる（『京都の歴史』6）。その組織化が何時の時期に行なわれたかは詳かでないが、賀川隆行氏がその構成の判明する最初のものとして示されたのが、宝暦十三年現在の次掲表である。

京都呉服店廿軒組の構成
(宝暦13年6月)

小橋	利	助	
升	屋	徳	右衛門
大黒	屋	三郎	兵衛
大竹	川	彦	左衛門
夷	屋	八郎	左衛門
亀	屋	七	左衛門
槌	屋	喜	兵衛
槌	屋	助	三郎
槌	屋	藤	左衛門
槌	屋	九	兵衛
槌	屋	源	次郎
桜	井	新	
荒	木	伊	兵衛
大和	屋	三郎	左衛門
大富	山	喜	左衛門
大文字	屋	彦	三郎
伊豆	蔵	五	兵衛
伊豆	蔵	吉	右衛門
白木	屋	彦	太郎
越後	屋	八郎	右衛門

賀川隆行「近世後期の京都における越後屋の営業組織」（三井文庫論叢第11号）

先に挙げた三家のうち、白木屋と大黒屋の加入は認められるものの、木綿に営業の主力をおく柏屋の名前は見当たらない。

賀川氏の前掲論文によれば「これら呉服問屋は必ずしも江戸店持ちであるわけではなく、また呉服組と十仲間とで別個に行司がおかれており、更に天明六年の京都呉服仲間との関聯で、柏屋・大黒屋・伊豆蔵屋・岸部屋の四軒が八呉服仲間御名前へ無御座候へ共十仲間之儀故」と記されるなど、呉服組と十仲間とで、組織的に不明確なところがある」と、筆者と同様の疑問を呈しておられる。これによってみると、天明六年現在、京都の呉服仲間は公的な存在ではなく、十仲間の存在が強調されている。元禄期の江戸十組問屋の結成が、下り荷の海上輸送の保全対策を契機としたことはよく知られている。従って高級絹織物である呉服物は陸上貨物として輸送されたが故に、三拾軒組に所属しない三井家など江戸の呉服商の十組への参加は、遙か後年の文化六年杉本茂十郎の強要によって実現していることが想起されるわけである。

杉浦家に旧蔵された化政期以後の近江晒・南都奈良晒直買に係る布問屋との係争事件の一件書類は、十仲間と呉服店組との共同歩調がとられており、両仲間のメンバーの交流は明確ではないが、宝永時の仲間を源流とする十仲間は、柏屋・白木屋・大黒屋の存在から、木綿荷物の輸送で結合した白子組の京本店を主力メンバーとして構成されていたことが推測される。因みに賀川氏が呈示された寛政三年の江戸白子組のメンバーは一三軒であり、すべて主人は「京都住宅」であったとされており、杉浦家旧蔵史料に欠除している当時の京都十仲間の構成を類推し得る史料になると思われるので、次に転写しておく。

江戸白子組木綿問屋
(寛政3年)

大黒屋三郎兵衛門	嶋屋右衛門	升屋九右衛門	大白黒木豆丸子	伊豆丸	大蛭子	亀	升	柏
大嶋	黒屋	屋	三市	郎	兵衛	門	門	郎
升	屋	屋	九吉彦	右衛門	太右衛門	左衛門	兵衛	門
大	黒	屋	木豆丸	子	伊豆丸	大蛭子	亀	升
白	黒	木	豆	丸	子	伊豆丸	大蛭子	亀
伊	豆	丸	子	伊豆丸	大蛭子	亀	升	柏
大	蛭	子	伊豆丸	大蛭子	亀	升	柏	
蛭	子	伊豆丸	大蛭子	亀	升	柏		
子	伊豆丸	大蛭子	亀	升	柏			
伊豆丸	大蛭子	亀	升	柏				
大蛭子	亀	升	柏					
亀	升	柏						
升	柏							
柏								

賀川氏前掲論文第4表より

十仲間と呉服店組との区別は定かでない。

慶応四年新政府の発足と共に、五月商法司の下に商法会所が設けられ、諸商業仲間の人別帳の提出が命じられた際に旧呉服店廿軒組が提出した仲間帳の称呼は「呉服十仲間」となっており、蛭子屋八郎左衛門（嶋田）・越後屋八郎右衛門（三井）兩名の肝煎を含む一八名が連印している。このように維新後、仲間は改変の上存続したものの、「総而売買手広」とする「商法大意」によって新規加入の制限は撤廃され、株札没収の上新たに鑑札が交付された同年（明治元）十月「諸国呉服直売買仲間」として提出した仲間帳には旧呉服店廿軒組を母胎とするもの、九名を増し二七名が登録されている。

更に明治二年一月に立案された仲間間の「商社」への改組は、商法司・商法会所の廃止後、明治二年七月通商司の下に設立された京都通商会社（のち開商会社）の勸奨の下に行なわれたと思われ、社中から身元金百両宛の拠出を以って翌三年三月に発足している。三井・嶋田・下村の三氏を社長とする呉服商社中の構成は二五名から成り（次掲表参照）、その運営に関する規定書「六二五」は次のようなものである。

規定書

- 一 今般呉服商社組建ニ付元備金家別ニ金百両宛差出シ月壹歩之利足を以爲替会社江預ケ置、此利金を以社中入費并ニ小前引立之手当備置可申候事
- 一金高式千五百兩也
- 壹ケ年利足金三百兩也
- 此内一金百兩 社中入費
- 一金百兩 小前引立積金

諸国呉服直売商社規則連印氏名住所

越後屋	三井 八郎右衛門	室町二条上ル町
蛭子屋	嶋田 八郎左衛門	衣棚通御池下ル町
大文字屋	下村 正太郎	東洞院通御池上ル町
柏屋	柏原 孫左衛門	問屋町五条下ル三丁目
大黒屋	杉浦 三郎兵衛	三条通柳馬場東へ入町
舛屋	岩城 九右衛門	四条通新町東へ入町
伊藤屋	伊藤 治助	新町通六角下ル町
槌屋	田中 四良左衛門	柳馬場三条上ル町
小橋屋	平井 利助	三条通堺町西へ入町
白木屋	大村 彦太郎	堺町二条上ル町
伊豆蔵屋	鈴木 吉左衛門	室町通御池下ル町
田原屋	村越 庄左衛門	新町通竹屋町下ル町
槌屋	桂 藤左衛門	新町通蛸薬師下ル町
松坂屋	松坂 与兵衛	五条通富小路西入町
奈良屋	杉本 新左衛門	綾小路新町西入町
菱屋	林 善兵衛	釜座二条下ル町
松屋	山岡 五兵衛	室町下立売上ル町
奈良屋	岩井 八兵衛	四条通麩屋町西へ入町
日野屋	服部 伝兵衛	間之町御池下ル町
近江屋	馬場 利左衛門	麩屋町四条上ル町
服沙屋	西羽 善兵衛	蛸薬師室町西入町
大文字屋	下村 源蔵	松原通寺町西へ入町
近江屋	上河 源右衛門	御幸町三条下ル町
松屋	船橋 清左衛門	麩屋町三条上ル町
蛭子屋	嶋田 専右衛門	四条東洞院東入

一金百両 為替会社之預ケ置

一当社え加入被願出候へ、元備金并発年より之利足共出金可致候事

一元備金之儀は拾ケ年限ニ而夫ミ返済可致候事

一於中途退社願出候へ、元備金御下ケ渡被下、利足之儀は請取不申候事

一毎年六月十二月兩度社長行夏立会諸勘定相立可申候事

一社中之内商業目的の有之候節は行夏社長え申出候へ、於為替会社相応之金高借用執計可致候事

右之通今般一統申合規定相究、聊違背申間鋪候、仍而連印如件

明治三年三月

明治初年に設立された通商会社傘下の京都市中商社総数は一二四にのぼったとされるが、この呉服直売商社（のち第一諸国出店呉服商社）の結社は、その嚆矢となったものであつたらしい。明治四年七月の通商司・通商会社の廃止に先立ち、京都府は三年六月物産引立総会社を設け、通商司・通商会社に代つて市中商社の統轄を企図しており、四年二月以降市中商社統轄の業務は府の勸業場に移管されたが、京都府では間もなく、各商各職ごとに結成された商社は同業の開業を妨げ物価を騰貴させる旧来の株仲間的性能の再生であるとの認識に立ち、明治四年九月五日米・油その他の日用品の商社の解散を告諭している。この商社解散令によつて六年中に概算一五五、七年には七〇の商社が解散したとされているが（以上、宮本又次「明治初頭京都における株仲間と商社」『経済史研究』一四の四による）、該呉服商社は結社の際約定の身許金満期の明治一三年まで存続したようである。もつともその間、四年五月嶋田専右衛門の退社に始まり、明治七年一月末から八年五月にかけて一二人が脱退、一二年三月には頭取を勤めた嶋田八郎左衛門も退き、一三年五月の解社の際の協議約定証（四九一）には一〇名の連印をみるのみとなっている。なお十年間の商社の動静は詳かでないが、ただ解社時に肝煎を勤めた杉浦店が作成した社中への割賦金明細書の案紙〔五〇五〕には、千円也の永代積金が計上されており、解社後も年一回の懇親会を継続する意向を伝えている。

上述の通り、「京都十仲間」の始源を元禄頃とすることは、ほぼ異論はなさそうに思われるものの、宝永五年の行事覚帳に始まる本史料群は、元文四年以降文化の中頃まで七〇年間の史料を欠き、その間の流通機構の変化に伴なう仲間編成の多様化・変質などの過程に不明な部分が多く、加えるに、寛政四年江戸内店仲間の「拾組諸問屋書上之写」を含むなど、本史料の整理に当つて、従前の「京都十仲間史料」の呼称に惑わされ、その理解に混乱を招いた。江戸後期の京都呉服店廿軒組を母胎として明治以後結ばれた「呉服商社」の精算事務を担当した杉浦家が本史料の旧蔵者であると思つたところ、漸く本史料群が単一の「京都十仲間史料」ではなく、京都を本店として、江戸本石町四丁目に呉服・太物の販売店を構えていた大黒屋杉浦家が往時に係わつたそれぞれの時期の史料と考えれば、いわゆる「十仲間」以外の夾雑的史料の存在の意味も解けてくる。その意味で本目録収録に当り「京都十仲間史料」の旧称は採らなかつた。

ただし「杉浦家旧蔵史料」と銘名したものの、同家自身の経営史料は伝わらない。従つて本史料群とは直接関わらないので、杉浦家については詳言しないが、同家の四代宗仲（三郎兵衛、享保一八年生、文化六年没）は、石田梅岩に師事して心学者として著名であり、昭和七年九月一六代当主丘園杉浦三郎兵衛が主催する『雲泉莊山誌』巻之三に「石門心学図書及資料」として、宗仲の遺墨・遺稿等が紹介されている。現在は散逸に帰したとみられ、「宗仲日記」を含む天明二年から明治一九年に至る「杉浦家日記」九五冊は京都府立総合資料館に架蔵されて

いる（同資料館宮垣克己氏のご教示により当館原島陽一氏の調査による）。

河州志紀郡柏原村大文字屋三田家史料は、文政以降幕末に至る肥料・塩商としての営業帳簿二五冊を数えるのみであるが、同家は近世初頭の代官末吉長方・長明父子による柏原船取立以来の旧家である。すなわち、三田家の始祖は元和元年五月大坂の陣で戦没した旧福島正則の家臣水野庄左衛門の遺子七右衛門（のちの浄久）で、当時八才にして難を遁れ堺に隠棲、のち長じて大坂に出て伏見呉服町に居住し、母方の姓を冒して三田姓を名乗り、大文字屋を称したという。寛永一七年柏原船三〇艘の増設に当り、大坂組に参加して柏原に来往したという。この初代三田浄久（慶長一三年生、元禄元年没）については「河内鑑名所記」（延宝七年刊）の著者として知られるが、若年から松永貞徳直門の俳人として、北村秀吟・安原貞室らと親しく、また談林派の西山宗因・井原西鶴らとも交流があったことが、平林治徳編著『三田浄久』（大阪女子大学国文研究室、昭和二九年）に詳しい。なお、黒羽兵治郎編『近世社会経済史料集』第六冊（大阪経済大学日本経済研究所、昭和三年一二月）には、現在も柏原市の三田家の御子孫宅に襲蔵されている史料のうち、柏原船関係の一部を「柏原旧記」と題して複製されている。収載史料は次の四点である。

- 一 河劬志記柏原村荒地開新町取立大坂船致上下候様子書（末吉勘太郎）
- 二 上荷茶船
柏原船出入下濟取替証文写（宝永七年三月）
- 三 上荷船茶船出入之節委細書并御請書写扣（明和三年十二月）
- 四 古新劔先船
柏原船出入一件書類并御請書写扣（安永三年五月）

阿波国板野郡北浜村（現、鳴門市撫養町北浜）浜田屋（田渕姓）清右衛門店史料についても、天明八年以降の営業帳簿に限られるが、昭和五一年に公刊されている『鳴門市史』によれば、「齋田塩」の産地として知られる撫養塩田開発者の一家として、慶長年間から北浜村政所清右衛門の名前が見出される。すなわち、成立年代を明らかにしないが、後年の書上と思われる「北浜村庄屋田渕家覚書」（『鳴門市史』一〇八七頁）には

一 当家先祖之儀ハ淡州志知川より慶長年中に御当国へ罷越、板東郡撫養之内にて干潟ヲ見立塩浜島地築立居申内、北浜浦と在名被仰付政所ニ御居被仰

付(下略)

一 当郡岡崎村前庄屋御咎ニ付欠所ニ被仰付、先祖当家會祖父次兵衛儀年来之勤功を以彼村庄屋ニ被仰付家屋敷其□畠地共拜領仕(下略)とあって、塩田開発の功によって北浜村の庄屋を世襲し、何時の頃からか、岡崎村の庄屋を兼帯する家柄であったことが判る。

徳島藩の塩業は藩の有力な財源の一つとして、生産・販売ともに厳重な統制下に置かれたことは知られる通りであるが、斎田塩の流通販売担当の特権を付与されていた塩問屋の成立の時期は明らかではないし、その数も時代によって、異同があったと思われるが、この塩問屋には大問屋・小問屋の区別があった。他国からの塩買船のうち、大船と取引する問屋Ⅱ大船株居十人を大問屋に指定、その他の問屋は小問屋として大船相手の取引から除外されたという。寛政元年に小問屋側からこの大船株居制の撤廃を願った連名一八人の中に、北浜村清右衛門の名が見出されるが(『鳴門市史』一一六三頁)、当館所蔵の寛政一年「御両替之帳」(二八六)には、清右衛門の署名に大問屋の肩書があり、その後文化二年塩税の改革により「地面請」の制が実施された際、郡代に差出した撫養一ニカ村の庄屋・五人組・塩問屋の連印にも、田淵家は正式に大問屋一人の中に名を連らねていることから(『市史』一三九頁)、同時期における同家の営業規模の拡大が推測される。なお同家の営業を詳しく検討したわけではないが、寛政一年の「塩仕切帳」(三二四)によれば、斎田塩の取引は紀州岩佐や新宮の船持商人・伊予新浜・土佐泊の廻船業者を通して行なっていたことが知られるが、天保期の後年には手船による商取引が展開され、広島米・筑前米・北国小豆、豊前・柳川たね(菜種)、広島くりわた等、中国・九州地方の産物の買付、尾道・兵庫・大坂等での販売がみられる。

付記

本目録の作成は、第二史料室鶴岡実枝子が担当した。

西川家文書の調査に当っては、西川産業株式会社野々上良雄氏、藤野一郎氏、および近江八幡市大杉町西川本店の中村義一氏に一方ならぬご配慮を賜わった。また三井高維蒐集史料のうち、京都大黒屋杉浦家に関して種々の情報をご提供下さった三井文庫の田中康雄氏・賀川隆行氏、京都府立総合資料館宮垣克己氏に深甚の謝意を表したい。

史料館所蔵史料目録 第三十集

昭和五十四年 三月 印刷発行

東京都品川区豊町一丁目十六番十号

国文学研究資料館内

編集者
発行者
国立史料館

東京都文京区小石川一丁目三番七号

印刷所 勝美印刷株式会社